

使用料等の見直し

平成26年1月



目 次

○ はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I 使用料等の見直しについて	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II 見直しの基本的な考え方	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
III 使用料の算定について	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
IV 施設使用料	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1 集会施設及び体育施設	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2 学校開放施設	・・・・・・・・・・・・・・・・	17
V その他の使用料等	・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1 学童クラブ利用料	・・・・・・・・・・・・・・・・	21
2 有料制自転車駐車場使用料 及び放置自転車撤去手数料	・・・・・・・・・・・・・・・・	23
3 区施設駐車場の有料化	・・・・・・・・・・・・・・・・	27
4 保育料	・・・・・・・・・・・・・・・・	30
5 目的外使用施設使用料	・・・・・・・・・・・・・・・・	30
VI 資料	・・・・・・・・・・・・・・・・	31

○ はじめに

使用料については、杉並区総合計画の中で定めた「行財政改革基本方針」に基づく取組項目の一つとして、「受益者負担の適正化の観点から継続的に見直しを行う」こととしています。

この間、区では、集会施設や体育施設などの使用料については、平成9年度に全面改定を行った後、平成11年度、12年度、16年度、21年度に検討を行いましたが、経済情勢等を勘案し、改定を見送ってきました。しかし、使用料と施設の維持管理経費との不足分は、区民全体の負担となることから、未利用者との公平性を確保していく上で、定期的な見直しを行っていく必要があります。

また、今後の区立施設の老朽化に伴う大規模修繕や施設の再編、整備計画を進めていく上で、区立施設の維持管理コストの軽減を図ることが求められており、施設利用者に対して、適正な受益者負担を求めていく必要があるとともに、持続可能な財政運営を確保していくためには、使用料も含め、適切な財源の確保に努めていく必要もあります。

こうしたことを踏まえ、区では、「集会施設及び体育施設使用料」、「学校開放施設使用料」、「学童クラブ利用料」、「有料自転車駐車場使用料及び放置自転車撤去手数料」、「区施設駐車場の有料化」、「保育料」について、現状を検証し、見直しを行うこととしたものです。

I 使用料等の見直しについて

使用料は、「行政財産を目的外に使用させ又は公の施設を利用させた場合に、その反対給付として徴収する金銭（地方自治法第225条に規定）」として、区では、地域区民センターなどの集会施設や、体育館、運動場などの体育施設の利用などにあたって、一定の原価計算のもとに設定しています。

全区民を対象とした行政サービスの経費は、区税で賄うことが基本ですが、サービスの種類によっては、対象が一部の区民であり、そのサービスを利用する特定の人だけが利益を受けるものであることから、その受益の範囲内で対価として使用料を徴収するものです。したがって、使用料等の設定については、利用する人と利用しない人との均衡を考慮し、負担の公平性を確保しなければなりません。

一方において、サービス提供を行う区においては、行財政改革基本方針に基づき、効率的な施設運営や事務改善の推進などによるコスト削減に努め、利用者負担の軽減を図るとともに、利用者の理解が得られるよう努めていく必要があります。

こうしたことから、使用料等の見直しにあたっては、継続的な行政コストの削減努力を前提に、次の「II 見直しの基本的な考え方」に示す各項目の実現を目指します。

II 見直しの基本的な考え方

1 受益者負担の原則

使用料については、施設やサービスを利用する区民（受益者）に、その利用の対価として一定の負担を求めるものですが、施設の維持管理経費、サービスの提供経費との不足分は、区民全体の負担となることから、未利用者との公平性を確保していく上で、受益にふさわしい適正な負担を求めています。

また、登録団体の利用の取扱いについては、団体の育成、活動支援と負担の公平性の両面から、必要な見直しを図ります。

2 少子高齢化の進展に対応した見直し

少子高齢化が進展し、老年人口が増加する中、高齢者に対する使用料の減免措置については、健康づくりに配慮しつつ見直しをする一方、次代を担う子どもたちについては、その健やかな成長を図る観点から、体育施設などの使用料の設定にあたっては配慮していきます。

3 算定方法の明確化と定期的な見直し

利用者に応分の負担を求めていくためには、これまで以上に使用料の算定方法を明確化し、公費で負担する経費の範囲と受益者負担として使用料の算定に入れる経費の範囲を、区民にわかりやすく示していきます。また、今後、定期的（概ね3年ごと）に算定数値を検証し、見直しを行うルールを確立します。

4 施設の効率的運営

今後の区立施設の老朽化に伴う大規模修繕や施設の再編、整備計画を進めていく上で、区立施設の維持管理コストの軽減を図ることが求められており、施設利用者に対して、適正な受益者負担を求めています。

5 サービスの向上

使用料等の見直しによって新たに得られる財源は、設備の改善や初心者が気軽に参加できる身近なスポーツや運動機会の提供、また、高齢者が参加しやすい健康増進プログラムの充実など、広く区民福祉の向上のため有効に活用していきます。

Ⅲ 使用料の算定について

1 使用料算定の考え方

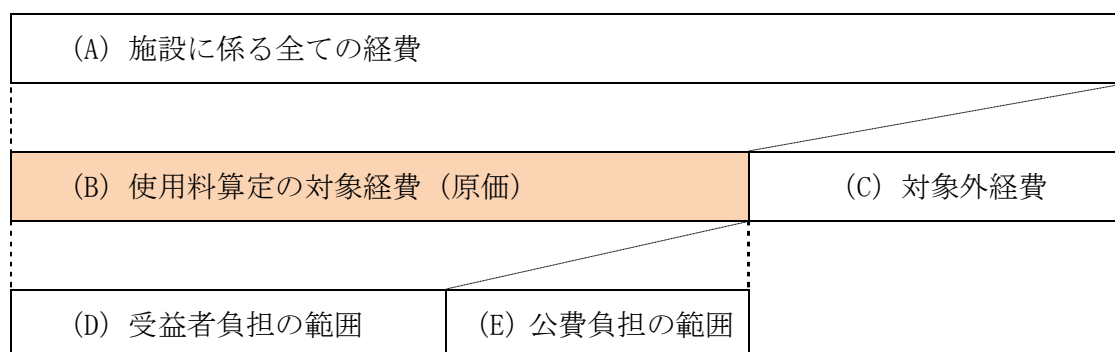
区では、昭和60年に定めた「使用料改定の基本方針」を基に、平成4年度、平成9年度に使用料の改定を行いました。今回の改定にあたっては、原則として、この「使用料改定の基本方針」を踏襲しています。

<使用料改定の基本方針（昭和60年策定）>

- 1 適正な受益者負担を求めるという考え方にたちつつも、原価の一部負担方式（※）により使用料を算定するものとする。但し、その「原価」についての考え方は次のとおりとした。
 - ① 同種機能をもつ施設の維持管理経費の合計額を
 - ② 使用可能な総時間で除し、
 - ③ 1時間当りの一平方メートル使用料単価から算出するという、
 - ④ 満度に使用された時、初めて維持管理経費を償うことができる。
- 2 同種の施設（規模、機能などがほぼ等しい施設）を使用する場合は、使用料が同額となるよう、相互の均衡を図るものとする。
- 3 目的外使用など、前記1の方式により難い施設については、同種類似施設の利用効果に着目し、その使用料に準じて算定するものとする。
- 4 使用料の改定にあたっては、利用者の負担を配慮して、激変緩和措置をとる必要があると思料される。今回の改定にあたっては、増額となるもの、減額となるもの、の両者があるが、増額となる場合は、現行使用料の1.5倍（平成4年度の改定時に1.2倍に改められた）をもって、暫定使用料とする。

2 使用料算定の対象経費と受益者負担、公費負担の範囲

（比率はイメージ）



※ 原価の一部負担方式により算定する部分は、(B)の部分。また、(A)～(E)についての内容は、次頁の「3 使用料の原価と算定経費」の中で説明

3 使用料の原価と算定経費

(1) 施設に係る全ての経費

施設の設置から維持管理運営等に係る全ての経費（前頁下図の（A）の部分）は、以下のとおりです。

種 別	内 容
人 件 費	施設の維持管理及び運営に従事する職員に要する経費
維持管理経費	施設の維持管理のために必要な光熱水費、物品等の購入、修繕費、委託料、機器の借上げ等に要する経費
資 本 的 経 費	施設の建設費や大規模修繕等に要する経費

(2) 使用料算定の対象経費と対象外経費

使用料算定の対象経費（前頁下図の（B）の部分）及び対象外経費（前頁下図の（C）の部分）は、以下のとおりです。

種 別		算 定	内 容 等
人 件 費	直接的人件費	対 象	利用者に対して、直接サービスを提供する要員（プール監視や舞台関係等）の人件費
	間接的人件費	対象外	受付など直接サービスの提供に関わらない要員の人件費は、施設の利用状況等により変動する要素が少ないため対象外とする。
維持管理経費	経常的経費	対 象	施設の維持管理やサービスを提供するために必要な光熱水費、物品等の購入、業務の委託料、機器の借上げ等に要するもので、経常的に支出する経費
	臨時的経費	対象外	地震、水害、火災、事故等により生じた臨時的な経費は、施設利用者が原因者ではないため対象外とする。
資 本 的 経 費	土地取得経費	対象外	土地は将来にわたり資産価値として残るため対象外とする。
	施設建設費 減価償却費		施設は公の施設として、誰もが利用することができ、受益者となりうるものであり、公費負担として対象外とする。
	大規模修繕費		施設建設費に準ずるものとして対象外とする。 なお、小規模修繕は、通常の施設維持経費として対象とする。

(3) 人件費や減価償却費などの算定経費への算入について

区では、今回の見直しにあたっては、使用料を算定するための経費として、上記の表のとおり、直接的人件費と維持管理費の経常的経費を対象とし、それ以外の経費は、対象から除いています。昭和60年以降の見直し時においても、この

原価の一部負担方式という考え方にに基づき、改定を行ってきたところですが、一方で、間接的人件費や減価償却費なども、算定経費に加えるべきという考え方もあります。

そこで、平成24年度決算による平成25年度の事業別行政コスト計算書のデータを基に、間接的人件費や維持管理経費のうちの臨時的経費、減価償却費も加えて試算したところ、集会施設及び体育施設のいずれも、今回の見直しによる算定金額に比べて、2倍以上の金額となりました。

こうした算定金額は、適正な受益者負担の原則からみても、利用者への負担が非常に大きく過重なものと考えられます。さらに、公の施設の使用料の算定方法として、施設に係る全ての経費を受益者負担とすることは、かえって公平性を欠くことになりかねません。このため、区では間接的人件費や減価償却費などは、算定経費には加えていないものです。

(試算の詳細は、32頁の資料編「施設の維持管理経費に、全ての人件費と減価償却費を加えた場合の使用料はどうなるのか？」を参照)

(4) 使用料算定の対象経費における受益者負担の範囲と公費負担の範囲

使用料算定の対象経費(3頁図の(B)の部分)のうち、利用者が負担する使用料によって収入として得られる部分が受益者負担の範囲(3頁図の(D)の部分)、また、未利用によって得られなかった使用料収入相当額及び使用料の減額、免除による減収額を補てんする部分が公費負担の部分(3頁図の(E)の部分)となります。

IV 施設使用料

1 集会施設及び体育施設

集会施設や体育施設の使用料については、使用料と施設の維持管理経費との不足分が、区民全体の負担となることから、未利用者との公平性の観点から、定期的に検証し、必要な見直しを行っていきます。

区では、この間、地域活動や文化・芸術活動、スポーツ活動を通じたまちづくりを基本的な政策の一つとして位置付け、区民による自主的、継続的な活動を支援するため、集会施設においては「地域登録団体（さざんカード登録団体）」、体育施設においては「社会体育団体」という団体登録制度を設け、使用料の2分の1減額措置等を講じてきました。これにより団体活動の促進や施設利用率の向上など、一定の成果を上げることが出来ました。

一方、現在、団体利用に伴う減額措置の割合は、集会施設及び体育施設のいずれも施設利用の7割程度を占めており、この減額部分は公費によって補てんされていることから、負担の公平性の観点から課題が生じています。

こうしたことを踏まえ、使用料や団体利用の取扱いなどについて見直しを行います。

(1) 使用料金の算定

使用料の算定にあたっては、平成9年度の算定方法を踏まえ、平成24年度決算額を用いて使用料算出の対象経費を算出し、単位当たりの「原価」計算を行いました。各施設の使用料は、単位当たりの「原価」を基に算定します。

(2) 使用料算出の対象経費

対象経費	施設維持管理に係る以下の経費を対象とする。	
	直接的な人件費	①委託料のうちプール監視や舞台操作関係などの経費
	経常的経費	①需用費（光熱水費、消耗品、修繕費） ②役務費（電話料等の公共料金、ピアノ調律委託、害虫駆除など） ③委託料（建物総合管理委託、機械警備委託、指定管理料など） ※指定管理施設は、指定管理料に利用料収入を加算 ④賃借料（複写機賃借料、自動券売機賃借料など） ⑤工事請負費（大規模修繕費を除く） ⑥備品購入費 ⑦負担金（光熱水費使用者負担金）

(3) 使用料の原価

ア 集会施設使用料の原価

地域区民センター（7所）、区民集会所（10所）、区民会館（4所）、産業商工会館、勤労福祉会館、社会教育センターの施設維持管理に係る対象経費の合計額を、同種の施設区分（ホール、集会室）の面積で案分し、使用可能な総時間数で除し、1時間当たりの1平方メートル使用料「原価」を算出しました。

なお、貸出室以外の共用部分等に係る経費については、その2分の1を対象経費に加算しました。

各施設区分の使用料「原価」は、以下のとおりです。

	面積 (㎡)	対象経費 (円) (面積案分による)	共用部分等の 1/2 をホール及び集会 室に加算 (円)	対象経費合計 (円)
ホ ー ル	2,122.61	54,031,270	57,935,240	111,966,510
集 会 室	9,284.73	196,142,777		253,420,581
共用部分等	29,477.05	622,711,641	—	—
合 計	40,884.39	872,885,688	311,355,821	561,529,868

1時間当たりの1平方メートル使用料「原価」

$$= \text{対象経費合計} \div \text{面積} \div \text{使用可能時間数}$$

$$\text{【ホール】 } 111,966,510 \text{ 円} \div 2,122.61 \text{ ㎡} \div 3,210 \text{ 時間 (※)} = 16.43 \text{ 円}$$

$$\text{【集会室】 } 449,563,358 \text{ 円} \div 9,284.73 \text{ ㎡} \div 3,210 \text{ 時間 (※)} = 15.08 \text{ 円}$$

※ 使用可能時間数：10時間（1日当たりの貸出時間数）×321日

（年末年始及び休館日等を除く）

イ 体育施設使用料の原価

上井草スポーツセンター、体育館（5所）、運動場（7所）、プール（屋内2所、屋外2所）の施設維持管理に係る対象経費を、使用可能な総時間数で除して1時間当たりの使用料「原価」を算出しました。

なお、複数の施設に同種の施設区分がある場合（例、高円寺体育館と荻窪体育館の体育館など）は、それぞれ算出した使用料「原価」の平均値を用いることとします。

また、上井草スポーツセンターのように複数の施設区分（体育館、小体育室、運動場等）を有する施設については、対象経費を施設区分ごとの利用者数（平成24年度実績）で案分し、各施設区分の経費を算出しました。

1時間当たりの使用料「原価」 = 対象経費 ÷ 使用可能時間数

例) 上井草スポーツセンター 体育館の使用料「原価」

=16,417,541円 ÷ 4,140時間 (年末年始及び休館日等を除く年間使用可能時間数)

=3,965.59円

各施設区分の使用料「原価」は、以下のとおりです。

	算定の基礎にした施設	1時間当たりの使用料「原価」(円)			原価/平均値(円)
体育館①	上井草	上井草 3,965.59	—	—	3,965.59
体育館②	高円寺・荻窪	高円寺 2,393.92	荻窪 3,522.08	—	2,958.00
体育館③	妙正寺・大宮前・永福	妙正寺 1,418.07	大宮前 1,228.35	永福 1,669.91	1,438.78
体育館一般使用	高円寺・荻窪	高円寺 119.70	荻窪 176.10	—	147.90
小体育室①	上井草	上井草 2,215.01	—	—	2,215.01
小体育室②	高円寺・荻窪	高円寺 739.48	荻窪 1,040.62	—	890.05
武道場	荻窪	荻窪 1,778.83	—	—	1,778.83
庭球場	対象全施設	松ノ木・和田堀 366.25	上井草 633.16	妙正寺 585.23	528.21
野球場	対象全施設	松ノ木・和田堀 1,224.01	下高井戸 2,627.74	上井草 1,998.16	1,949.97
少年野球場	塚山	塚山 1,330.23	—	—	1,330.23
天然芝サッカー場	井草森	井草森 5,425.78	—	—	5,425.78
小運動場	上井草	上井草 2,608.00	—	—	2,608.00
弓道場	上井草	上井草 1,321.86	—	—	1,321.86
弓道場一般使用	上井草	上井草 220.31	—	—	220.31
トレーニングルーム	上井草	上井草 392.99	—	—	392.99
屋外プール	対象全施設	和田堀 191.25	けやき公園 304.11	—	247.68
屋内プール	対象全施設	上井草 136.78	高井戸 335.12	杉十小 335.35	269.08
屋内プール貸切利用	対象全施設	上井草 1,641.36	高井戸 4,021.44	杉十小 4,024.20	3,229.00
照明設備 (野球場)	松ノ木・下高井戸	松ノ木 3,341.76	下高井戸 1,981.99	—	2,661.88
照明設備 (庭球場)	松ノ木・上井草	松ノ木 294.49	上井草 237.46	—	265.98

(4) 登録団体について

ア 集会施設

区では、地域区民センターを中心とした集会施設を整備し、管理の効率化とサービスの向上に努めるなど、登録団体をはじめとして区民の活動環境を整えるとともに、地域住民活動の支援に努めてきました。

登録団体については、平成4年度の施設使用料の見直しにあたって、それまで個別の施設ごとに団体登録制度を設けていたものを、区民の利便性と地域振興の一層の充実を図るため、現行の統一的な登録制度に改め、使用料の2分の1減額制度が設けられました。

現在、この2分の1減額制度の適用が、利用全体の7割程度を占め一般化した状況となり、減額分が公費によって補てんされていることから、適正な受益者負担の観点から見直しが必要となっています。

こうしたことを踏まえ、減額制度という経済的側面からの支援については段階的に廃止することとしますが、団体登録制度については、活力ある良好なコミュニティの形成を図る観点から、今後も維持していきます。

また、登録団体への活動支援として、予約申込を3か月前（ホールについては8か月前）から可能とする新たな優遇措置を設けます（登録団体以外は、2か月前（ホールについては7か月前））。

※ 2分の1減額制度を廃止した場合、登録団体に係る歳入額は約8,500万円から約1億6,900万円、歳入総額は約1億2,200万円から約2億600万円となる見込みです。

イ 体育施設

区では、体育施設を整備するとともに、指定管理制度の導入や、民間グラウンドの暫定開放なども行い、登録団体も含め、多くの区民がスポーツや運動に親しめる環境整備を進めるとともに活動支援に努めてきました。

登録団体の減額措置については、平成4年の施設使用料の見直しにおいて、団体登録制度の統一化にあたって、体育施設の登録団体についても、使用料を2分の1の減額とする制度が定められました。

現在、この減額制度による利用が、集会施設と同様、利用全体の7割程度を占め、減額利用が一般化している状況となっており、適正な受益者負担の観点から見直しが必要となっています。

こうしたことを踏まえ、減額制度という経済的側面からの支援については段階的に廃止することとしますが、区内の中学生以下の団体及び障害者の団体につい

ては、現行どおりの2分の1減額を維持します。また、塚山公園運動場(利用は小学生以下のみ)・蚕糸の森公園運動場については、次世代育成支援の観点から、区内の中学生以下の団体は現行どおり無料とします。

団体登録制度については、スポーツを通じた仲間づくりや地域づくりの観点から、今後も維持していくとともに、1次抽選申込(使用日の属する月の3か月前)を可能とする現行の優遇措置は継続します。

※ 2分の1減額制度を廃止した場合、登録団体に係る歳入額は約2,000万円から約3,700万円、歳入総額は約7,300万円から約9,000万円となる見込みです。

なお、体育施設のうち指定管理者運営施設については、利用料収入の増によって、区から支出する指定管理料は減となることから、指定管理料は約4億500万円から約3億7,900万円になる見込みです。

(5) 使用時間区分について

ア 集会施設

集会室(ホール等を除く)については、利用機会の拡大及び施設の有効活用、並びに利用者の負担軽減を図る観点から、使用時間区分の細分化を行い、現行の午前・午後・夜間の3区分から、午前・午後①・午後②・夜間の4区分とします。

現 行		見直し後	
午 前	9時から12時まで	午 前	9時から12時まで
午 後	13時から17時まで	午後①	13時から15時まで
		午後②	16時から18時まで
夜 間	18時から21時まで	夜 間	19時から21時まで

イ 体育施設

現行どおり、2時間を単位とします(一部プール等を除く)。

(6) 改定使用料の段階的措置

今回の見直しにおける集会施設及び体育施設ともに、一般料金及び登録団体に適用する料金については、使用料の改定及び団体利用の減額制度の廃止に伴う利用者の負担の急激な増加を軽減するため、下表のとおり引き上げを3期に分けて段階的に行います。

- ① 改定後の使用料が、現行使用料より引き上げとなるものについては、第1期、第2期、第3期に分けて、引き上げ額が概ね均等になるように引き上げます。
- ② 改定後の使用料が、現行使用料より引き下げとなるものについては、第1期から引き下げます。

※ 「現行使用料」とは、登録団体の利用にあたっては、2分の1減額後の使用料を指します。(なお、「改定使用料」については、登録団体に対する減額制度の廃止に伴い2分の1の減額措置はありません。)

なお、①の「改定使用料が引き上げになるもの」については、第2期までは一般利用と登録団体の2種類の使用料が残りますが、第3期からは統一されて、一般料金のみとなります。

<集会施設及び体育施設における改定使用料の段階的措置>

	第1期	第2期	第3期
	(平成27年1月1日 ～平成28年3月31日)	(平成28年4月1日 ～平成29年3月31日)	(平成29年4月1日 以降)
①改定使用料が引き上げになるもの	一部引き上げ	一部引き上げ	改定使用料を適用
②改定使用料が引き下げになるもの	改定使用料を適用 (引き下げ)	⇒	⇒

(7) 集会施設及び体育施設の使用料

ア 集会施設

使用料は、平成9年度改定時と同様に、下記の計算式により算出しました。

$1 \text{ 時間当たりの } 1 \text{ 平方メートル使用料「原価」} \times \text{面積} \times \text{時間数} (\times \text{算定率})$ <p>(算定結果が1万円未満は100円未満を切り捨て、1万円以上は1,000円未満を切り捨て)</p>
--

ホールにおける午後の使用料を基準とした午前と夜間の割引及び割増しや、部屋の形状等により、単に面積のみで使用料を定めることで生じる不均衡を調整するための算定率については、従来どおりとします。

また、面積は従来どおり、50㎡未満のものについては、5㎡未満の端数を切り捨て、50㎡以上のものについては、10㎡未満の端数を切り捨てて算定しました。

なお、「区立施設再編整備計画」において改築や廃止等が想定される施設については、算出した使用料が現行使用料を上回る場合は、据え置くこととしました。

<使用料の算出例>

※ 各施設の個々の改定後の使用料額は、「VI 資料」に掲載しています

荻窪地域区民センター 第1集会室 実面積 71.80㎡	
午 前	15.08円×70㎡×3時間≒ 3,100円 (現行使用料比 一般1.24、登録団体2.48)
	一 般：現行2,500円→第1期2,700円→第2期2,900円→第3期3,100円
	登録団体：現行1,250円→第1期1,800円→第2期2,400円→第3期3,100円
午後① 及び 午後②	午後①及び②15.08円×70㎡×2時間≒ 2,100円 (現行使用料比 一般0.49、登録団体0.98) ※現行4時間、改定後2時間
	一 般：現行4,300円→第1期以降 午後①及び②各2,100円
	登録団体：現行2,150円 → 第1期午後①及び②各1,400円 → 第2期午後①及び②各1,700円 → 第3期午後①及び②各2,100円
夜 間	15.08円×70㎡×2時間≒ 2,100円 (現行使用料比 一般0.66、登録団体1.31) ※現行3時間、改定後2時間
	一 般：現行3,200円→第1期2,100円→第2期2,100円→第3期2,100円
	登録団体：現行1,600円→第1期1,700円→第2期1,900円→第3期2,100円
延 長 使用料	15.08円×70㎡×45分≒ 700円
	現在、使用時間を超過して使用する場合は、使用する時間区分の使用料の3割相当額(例：午前・一般2,500円の3割相当額)を徴収している。これを、45分に相当する額に改め、延長使用料として規定する。 また、「午前と午後①」、「午後①と午後②と夜間」、「午前と午後①と午後②と夜間」など、引き続き使用する場合の中間時間については、延長使用料を徴収する。
	一 般：第1期700円→第2期700円→第3期700円 登録団体：第1期400円→第2期500円→第3期700円

荻窪地域区民センター第1集会室を利用時間の延長をして使用する場合（第3期使用料）	
例1	午後①を延長して使用（午後①の前延長または後延長） …午後①(2,100円)+延長使用料(700円)=2,800円
例2	午前と午後①を引き続き使用 …午前(3,100円)+延長使用料(700円)+午後①(2,100円)=5,900円
例3	午前と午後①と午後②と夜間を通して使用 …午前(3,100円)+延長使用料(700円)+午後①(2,100円)+延長使用料(同)+午後②(2,100円) +延長使用料(同)+夜間(2,100円)=11,500円

久我山会館 ホール（平日）実面積 232.25 m ²	
午 前	16.43円×230 m ² ×3時間×2/3≒7,500円 (現行使用料比 一般1.01、登録団体2.03)
	一 般：現行7,400円→第1期7,400円→第2期7,400円→第3期7,500円
	登録団体：現行3,700円→第1期4,900円→第2期6,200円→第3期7,500円
午 後	16.43円×230 m ² ×4時間≒15,000円 (現行使用料比 一般1.07、登録団体2.14)
	一 般：現行14,000円→第1期14,000円→第2期14,000円→第3期15,000円
	登録団体：現行7,000円→第1期9,600円→第2期12,000円→第3期15,000円
夜 間	16.43円×230 m ² ×3時間×4/3≒15,000円 (現行使用料比 一般1.07、登録団体2.14)
	一 般：現行14,000円→第1期14,000円→第2期14,000円→第3期15,000円
	登録団体：現行7,000円→第1期9,600円→第2期12,000円→第3期15,000円
延 長 使 用 料	16.43円×230 m ² ×45分×2/3≒1,800円
	現在、使用時間を超過して使用する場合は、使用する時間区分の使用料の3割相当額（例：午前・一般7,400円の3割相当額）を徴収している。これを、45分に相当する額に改め、延長使用料として規定する。 また、「午前と午後」、「午後と夜間」又は「午前と午後と夜間」を引き続きしようする場合の中間時間については、延長使用料を徴収する。
	一 般：第1期1,800円→第2期1,800円→第3期1,800円
	登録団体：第1期1,300円→第2期1,500円→第3期1,800円
全 日 使 用 料	現在、全日使用については、午前・午後・夜間の合計額の9割相当額を規定しているが、この使用料設定を廃止する。

久我山会館ホール（平日）を利用時間の延長をして使用する場合（第3期使用料）	
例1	午後を延長して使用（午後の前延長または後延長） …午後(15,000円)+延長使用料(1,800円)=16,800円
例2	午前と午後を引き続き使用 …午前(7,500円)+延長使用料(1,800円)+午後(15,000円)=24,300円
例3	午前と午後と夜間を通して使用 …午前(7,500円)+延長使用料(1,800円)+午後(15,000円)+延長使用料(同)+夜間(15,000円)=41,100円

イ 体育施設

使用料は、平成9年度改定時と同様に、下記の計算式により算出しました。

$1 \text{ 時間当たりの使用料「原価」} \times \text{時間数 (基本2時間)}$ <p>(原則、算定結果が1万円未満は100円未満を切り捨て、1万円以上は1,000円未満を切り捨て)</p>
--

ただし、小体育室、武道場、小運動場については、面積規模による従来の算定方法により算出しました。

- ・上井草スポーツセンターの小体育室は、上井草スポーツセンター体育館の3分の1
- ・高円寺及び荻窪体育館の小体育室は、高円寺及び荻窪体育館の4分の1
- ・荻窪体育館の武道場は、上井草スポーツセンターの小体育室と同額
- ・上井草スポーツセンターの小運動場は、庭球場と同額

また、永福体育館については、他の施設に比べて老朽化していることから、現行使用料の半額とし、改築予定の妙正寺体育館については、今後、同種・同規模の体育施設を基に使用料を設定します。

なお、現在、屋内（温水）プールの一般使用料（250円）について、区内在住の60歳以上の方を対象に半額としています。高齢化が進展し、高齢者の利用が一般化する中であって、高齢者への減額制度は見直しが必要ですが、一方で、健康長寿を支える取組として、健康づくりの機会と場の提供も重要な課題となっています。こうしたことから、減額措置の年齢要件を65歳以上に改めるとともに、平日午前の利用に限定して、2分の1の減額措置を継続します。

<使用料の算出例>

施設区分	対象施設	使用料「原価」(円)	時間数	現行使用料(円)	改定使用料(円)			現行使用料比
					第1期	第2期	第3期	
体育館	①上井草	3,965.59	2時間	5,100	6,000	6,900	7,900	1.55
	(登録団体)	—		2,550	4,300	6,100		3.10
	②高円寺・荻窪・大宮前	2,958.00	2時間	3,300	4,100	5,000	5,900	1.79
	(登録団体)	—		1,650	3,000	4,400		3.58
	③永福 ※減額措置	1,438.78	2時間	2,800	1,400	1,400	1,400	0.50
(登録団体)	—	1,400		1,400	1,400	1.00		
	一般使用(※)	147.90	1回	200 (4時間)	200 (2時間)	200	200	実質2.00
小体育室	①上井草	2,215.01	2時間	1,600	1,900	2,200	2,600	1.63
	(登録団体)	—	2時間					
	②高円寺・荻窪・大宮前	890.05	2時間	800	1,000	1,200	1,400	1.75
	(登録団体)	—	2時間					
		一般使用(※)	147.90	1回	200 (4時間)	200 (2時間)	200	200
武道場	荻窪	1,778.83	2時間	1,600	1,900	2,200	2,600	1.63
	(登録団体)	—	2時間					
	大宮前	荻窪体育館武道館の1/2		800	900	1,100	1,300	1.63
	(登録団体)	—	2時間	400	700	1,000		3.25
		一般使用(※)	147.90	1回	200 (4時間)	200 (2時間)	200	200
庭球場	対象全施設	528.21	2時間	800	800	900	1,000	1.25
	(登録団体)	—		400	600	800		2.50

施設区分	対象施設	使用料「原価」(円)	時間数	現行使用料(円)	改定使用料(円)			現行使用料比
					第1期	第2期	第3期	
野球場	対象全施設	1,949.97	2時間	3,200	3,400	3,600	3,800	1.19
	(登録団体)	—		1,600	2,300	3,000		2.38
	塚山(少年野球場)	1,330.23	2時間	2,500	2,500	2,500	2,600	1.04
	(登録団体)	—		1,250	1,700	2,100		2.08
運動場	上井草	野球場の2倍		6,400	6,800	7,200	7,600	1.19
	(登録団体)			3,200	4,600	6,100		2.38
	下高井戸	野球場の1.6倍		5,100	5,400	5,700	6,000	1.18
	(登録団体)			2,550	3,700	4,800		2.35
	井草森(天然芝サッカー場)	5,425.78	2時間	10,000	10,000	10,000	10,000	1.00
	(登録団体)	—		5,000	6,600	8,300		2.00
小運動場 (ゲートボール以外での使用)	上井草	2,608.00	2時間	800	800	900	1,000	1.25
	(登録団体)	—	2時間	400	600	800		2.50
弓道場	上井草	1,321.86	2時間	2,800	2,600	2,600	2,600	0.93
	(登録団体)	—		1,400	1,800	2,200		1.86
		一般使用(※)	220.31	1時間	200	200	200	200
プール	屋外プール一般使用(※)(和田堀公園・阿佐谷けやき公園)	247.68	2時間	400	400	400	400	1.00
	屋内プール一般使用(※)(上井草・高井戸・杉十小・大宮前)	269.08	1時間	250	250	250	250	1.00
	屋内プール貸切使用(1コース)	3,229.00	2時間	6,000	6,000	6,000	6,000	1.00
(登録団体)	—	3,000		4,000	5,000	2.00		
トレーニングルーム	一般使用(※)(上井草・大宮前)	392.99	1回	400	400	400	400	1.00
照明設備	野球場(松ノ木・下高井戸)	2,661.88	1時間	3,200	2,600	2,600	2,600	0.81
				1,600 (登録団体)				1.63
			30分	—	1,300	1,300	1,300	—
	庭球場(上井草・松ノ木)	265.98	1時間	200	200	200	200	1.00
				100 (登録団体)				2.00
			30分	—	100	100	100	—
	小運動場(上井草)	⇒庭球場照明設備と同額	1時間	200	200	200	200	1.00
				100 (登録団体)				2.00
		30分	—	100	100	100	—	

※ 「一般使用」は、予約・登録なしで個人が使用できる「一般使用」の日の使用料である。体育館・小体育館・武道場の一般使用料は、現行は1回4時間単位の設定だが、改定後は1回2時間に変更する。なお、屋外プール・トレーニングルームは「一般使用」のみである。

※ (暫定) 富士見ヶ丘運動場、(暫定) 久我山運動場、(暫定) 遊び場106番運動場の利用料については、上記表の野球場及び庭球場の使用料を、従来どおり準用する。

※ 大宮前体育館は26年4月からの移転改築後の施設の使用料であり、妙正寺体育館は26年4月から改築工事のため現時点で使用料の設定はしない。

注) 照明設備使用料について、現行は1時間単位の設定だが、より実態に即した対応ができるよう、30分単位の設定を加える。

(8) 使用料改定の施行日

現在、運用している公共施設予約システム（さざんかねっと）については、平成27年1月から新システムへの移行が予定されています。

このため、使用料改定に伴うシステム変更を、新システムへの移行作業とあわせて行った方が効率的であること、また、利用者の混乱を避ける観点から、新たな使用料の施行日は、平成27年1月1日とします。

なお、使用料の改定及び団体利用の減額制度の廃止に伴う利用者の負担の急激な増加を軽減するための措置については、11頁に掲載の表「集会施設及び体育施設における改定使用料の段階的措置」のとおり3期に分けて実施します。

2 学校開放施設

学校開放事業は、学校教育活動に支障がない範囲で地域住民に広く開放することを目的に始まった事業です。利用者は使用料を負担することが原則ですが、登録団体（※）については使用料を徴収しない（無料）こととしています。

その結果、現在では登録団体の利用が全体の約9割を占めるに至っており、登録団体の利用等について、受益にふさわしい適正な負担となるよう、団体支援のあり方を見直していきます。

※ 杉並区立学校施設使用料条例施行規則第4条に基づき、主として区内に在住、在勤又は在学する者で構成されるスポーツ、文化その他の団体であって、委員会が適当と認め、あらかじめ登録したもの

(1) 使用料金の算定

使用料の算定にあたっては、平成24年度決算額を用いて使用料算出の対象経費を算出し、単位当たりの「原価」計算を行いました。

なお、これまでの使用区分に加え、庭球場を新たに設けることとしました。

(2) 使用料算出の対象経費

対象経費	学校開放に係る経費のうち以下の経費を対象とする。	
	直接的人件費	対象経費なし
	経常的経費	①需用費（光熱水費、消耗品、修繕費） ②役員費（清掃業務委託） ③委託料（消防設備保守委託、夜間等開放事業運営委託など） ④備品購入費

(3) 使用料の原価

学校開放施設の施設維持管理に係る対象経費の合計額を、各使用区分（屋内運動場、校庭、教室・会議室）の使用回数（平成24年度実績）で案分し、使用可能な総時間数で除し、1時間当たりの使用料「原価」を算出しました。

なお、光熱水費については、学校開放事業に係る部分のみを抽出することが困難なため、体育施設及び集会施設の光熱水費を用いて算出しました。

$$1 \text{ 時間当たりの使用料「原価」} = (\text{対象経費} \div \text{使用可能時間数}) + \text{光熱水費}$$

各施設区分の使用料「原価」は、以下のとおりです。

	A 対象経費 (円) (使用回数案分による)	B 使用可能 時間数	C(=A÷B) (円)	D 光熱水費 (円) (1時間あたり)	1時間当たりの 使用料「原価」 (C+D)
体 育 館	9,725,998	144,755	67.19	(※1) 483.81	551.00
校 庭	5,340,768	125,580	42.53	(※2) 407.16	449.69
教室・会議室	1,996,389	95,761	20.85	(※3) 121.20	142.05
庭 球 場	—	—	—	(※4) 107.27	107.27
校庭照明設備	—	—	—	(※5) 15.08	15.08
合 計	17,151,155	366,096	—	—	—

※1 体育館の光熱水費は、妙正寺、大宮前、永福体育館の実績から算出

※2 校庭の光熱水費は、下高井戸、松ノ木、塚山公園、井草森公園運動場の実績から算出

※3 教室・会議室の光熱水費は、集会施設のうち集会室に係る光熱水費から算出

※4 庭球場の光熱水費は、妙正寺、松ノ木、和田堀庭球場の実績から算出

※5 校庭照明設備の光熱水費は、松ノ木、下高井戸運動場の実績から算出

(4) 登録団体について

現在、登録団体の利用が全体の約9割を占め、使用料を負担する利用者が1割という状況になっています。こうした状況は、適正な受益者負担の観点、さらには使用料を負担し集会施設や体育施設を利用している区民との公平性の観点から見直す必要があります。また、近隣自治体においては、団体利用の無料を取りやめ、有料化に移行する動きもあります。

こうしたことを踏まえ、登録団体の使用料無料の取扱いは廃止し、一般利用と同様に有料としますが、区内在住・在学の児童・生徒及びその指導者で構成された登録団体が利用する場合は、次世代育成支援の観点から、現行どおり無料とします。(照明設備の使用料を除く。)

また、登録団体によって構成される利用者団体協議会では、利用者間の交流事業、地域運動会・スポーツ大会・公開講座など地域に密着した活動を実施しています。区は、こうした活動を引き続き支援していくとともに、今後も登録団体が、継続的に小中学校を利用し、自主的な運営や学校を核とした地域づくり・仲間づくりをさらに進めていくことが出来るよう、登録団体制度を維持していきます。

※ 無料制度を廃止した場合後、登録団体に係る歳入額は約2,900万円の増、歳入総額は約100万円から約3,000万円となる見込みです。

(5) 使用時間区分について

利用者のニーズに合わせた時間区分及び利用者負担の軽減の観点から、従来の1回5時間以内を改め、1時間以内を単位として使用料を設定し、使用時間数に応じて使用料を徴収します。

(6) 使用料について

学校開放施設の使用料は、学校により面積や規模が異なるものの、従来と同様に使用区分ごとの使用料を統一することとし、下記の計算式により算出しました。また、夜間と昼間の金額は統一することとしました。

$1 \text{ 時間当たりの使用料「原価」} \times \text{時間数} \quad (\times \text{算定率})$ <p>(算定した結果が1万円未満は100円未満を切り捨て、1万円以上は1,000円未満を切り捨て)</p>

各使用区分の使用料は、以下のとおりです。

	A 1時間当たりの使用料「原価」	B 時間数	C (算定率)	改定使用料 (円) A×B×C	現行使用料 (円) ※1回5時間以内
体 育 館	551.00	1	—	500 円	昼間 1,800 円 夜間 3,100 円
校 庭	449.69	1	(※) 0.5	200 円	昼間 1,800 円 夜間 3,100 円
教室・会議室 (生涯学習振興室を含む)	142.05	1	—	100 円	昼間 500 円 夜間 1,200 円
庭 球 場	107.27	1	—	100 円	—

※学校の校庭は、体育施設の運動場と比べ面積が小さいことから算定率0.5を用いる。

校庭照明設備

学 校 名	A 1時間1kW 当たりの使用料 「原価」	B 時間数	C 照明灯数	改定使用料 (円) A×B×C	現行使用料 (円) 1時間当たり
方南小学校	15.08	1	18灯	200 円	500 円
馬橋小学校	15.08	1	52灯	700 円	900 円
向陽中学校 松ノ木中学校	15.08	1	56灯	800 円	1,000 円

(7) 学校開放プールの使用料について

7月下旬から8月中旬にかけて、昼間（中学校10校、小学校3校）及び昼・夜間（阿佐ヶ谷中学校）に無料開放している学校プールについては、原則有料とします。

ただし、区内在住・在学の児童・生徒及び乳幼児が利用する場合については、次世代育成の観点から、無料開放を継続します。

使用料については、平成24年度決算を用いて算出を行い、1回（午前2時間半以内、午後・夜間3時間以内）当たり200円とします。

A 学校プール開放事業経費(円) (平成24年度決算額)	B 利用可能人数(人)	使用料(円) A÷B
25,687,115	92,160	278.72 ≒ 200

(8) 使用料改定の施行日

新たな使用料の施行日は、平成27年1月1日とします。

(9) その他

学校開放施設の使用申し込みは、クラブ活動など学校行事との調整が必要となるため、各校の利用者団体協議会、または副校長が個別に利用調整を行っており、現在、公共施設予約システムは導入していません。今後、学校現場の意見、利用実態等を踏まえ、システム導入に向けた取り組みを進めていきます。

V その他の使用料等

「学童クラブ利用料」、「有料制自転車駐車場使用料及び放置自転車撤去手数料」、「区施設駐車場の有料化」、「保育料」について見直しの検討を行いました。

1 学童クラブ利用料

現在の学童クラブ利用料(月額3,000円)は、平成14年度から改定しておらず、学童クラブ登録児童数が増える中で、学童クラブ運営経費も増加しています。また、他区の利用料と比較しても低廉な金額となっていることから、利用料の見直しを行います。

(1) 利用料の算定

平成24年度決算額を用いて対象経費を抽出し、単位当たりの「原価」計算を行いました。この「原価」を基に、学童クラブ利用料を算定しました。

(2) 利用料の対象経費

対象経費	学童クラブ運営及び維持管理に係る経費のうち以下の経費を対象とする。	
	直接的な人件費	対象経費なし
	経常的経費	①需用費(光熱水費、消耗品、修繕費) ②役員費(通信運搬費、清掃業務など) ③委託料(学童クラブ運営業務委託(人件費相当分を除く)、清掃業務委託、機械設備保守点検委託、特別支援児童巡回指導委託、利用料口座振替事務処理委託など) ④賃借料(冷暖房設備賃借料) ⑤備品購入費(放送設備の購入など) ⑥扶助費(学童クラブおやつ代助成金)

(3) 利用料の原価

学童クラブに係る単位当たり「原価」は、下記の計算式により算出しました。

$$\begin{aligned} & \text{1人1月当たりの利用料「原価」} \\ & = \text{学童クラブ運営及び維持管理経費} \div \text{登録児童数} \div 12 \text{月} \end{aligned}$$

平成24年度決算を用いて算出した結果、利用料「原価」は、以下のとおりとなります。

$$162,083,007 \text{円} \div 3,207 \text{人(平成24年4月1日現在)} \div 12 \text{月} = 4,212 \text{円}$$

算出した利用料「原価」は、月額4,212円となりますが、平成25、26年度に入会児童数の増加が見込まれることを考慮し、学童クラブ利用料は4,000円とします。

なお、生活保護世帯等に対する軽減措置については、継続することとします。

	改定後	現行
学童クラブ利用料	月額4,000円	月額3,000円
生活保護受給世帯	免除	免除
兄弟姉妹入会者	(利用料の2分1) 月額2,000円	(利用料の2分の1) 月額1,500円
就学援助世帯	(利用料の2分の1相当額) 月額2,000円	(利用料の2分の1相当額) 月額1,500円

(4) 利用料改定の施行日

新たな利用料の施行日は、平成27年4月1日とします。

(5) その他

学童クラブ利用料については、子ども・子育て支援新制度の本格施行（平成27年度から実施予定）に向け、国が平成25年度中に示すこととしている「放課後児童クラブの基準」等を踏まえ、別途必要な検討を行うこととします。

2 有料制自転車駐車場使用料及び放置自転車撤去手数料

有料制自転車駐車場使用料は、運営経費を使用料で賄うことを原則としています。平成14年度の改定から一定の期間が経過し、この間、自転車駐車場の整備も進み、今後、運営経費の増加が見込まれます。こうしたことから、有料制自転車駐車場使用料の見直しを行います。

また、放置自転車撤去手数料は、原因者負担を求めるものとして1台当たりの撤去経費を基に算定しています。放置自転車が減少する中、1台当たりの撤去経費は増加傾向にあります。手数料の引き上げにより返還件数が減ることも予想され、その場合コスト増を招くことから、他自治体の状況等も踏まえ見直しを行います。

(1) 有料制自転車駐車場使用料

有料制自転車駐車場については、自転車駐車場の整備に伴い、今後、運営経費が増加することが見込まれます。このことから、有料制自転車駐車場の運営に係る経費の平成24年度決算額及び平成25、26年度支出見込み額を用いて単位当たりの「原価」を算出しました。この「原価」を基に、有料制自転車駐車場使用料を算定しました。

ア 使用料原価の算出

有料制自転車駐車場に係る単位当たり「原価」は、下記の計算式により算出しました。

$$1 \text{ 台 } 1 \text{ 月 当 た り の 使 用 料 「 原 価 」 = \text{有 料 制 自 転 車 駐 車 場 運 営 経 費} \div \text{収 容 台 数} \div 12 \text{ 月}$$

平成24年度決算額及び平成25、26年度支出見込み額による単位当たり「原価」は、次のとおりです。平成25、26年度の「原価」は2,100円を超える見込みです。

	平成24年度 決算額	平成25年度 支出見込み額	平成26年度 支出見込み額
管理運営委託料 (自転車駐車場の業務委託)	281,924,943円	322,778,000円	324,192,000円
光熱水費	23,461,759円	24,761,000円	24,911,000円
保守点検委託料 (機械式自転車駐車場保守点検 等業務委託など)	32,204,784円	35,831,000円	35,831,000円
駐車場管理諸費 (消耗品、修繕費、電話料、賃借 料(防犯カメラシステム賃借料 等)、工事請負費、備品購入費、 駐車場管理費負担金)	48,132,069円	39,824,500円	39,949,000円
用地・施設借料	220,817,979円	238,831,000円	247,831,000円
合計(A)	606,541,534円	662,025,500円	672,714,000円
収容台数(B)	25,228台	25,768台	25,768台
単位当たりの「原価」 (A) ÷ (B) ÷ 12月	2,004円	2,141円	2,176円

イ 使用料の算定

○ 定期使用料、1日使用料及び1回使用料について

平成24年度からの3年間の使用料原価の平均額は2,107円となることから、基本使用料を現行月額1,900円から2,100円に引き上げます。この基本使用料は、1階屋根なし1か月定期使用料としており、現行の料金体系に従いすべての定期使用料を改定します。

ミニバイクについても、基本使用料（1階屋根なし）は自転車の基本使用料の2倍に設定（自転車1,900円×2＝ミニバイク3,800円）していることから、自転車駐車場の使用料と連動して引き上げることとし、基本使用料を現行月額3,800円から4,200円に引上げ、現行の料金体系に従いすべての定期使用料を改定します。

また、駅に近くエレベーター及びオートスロープが設定された新高円寺地下自転車駐車場は、利便性が高いことから、現在の「地下1階」料金ではなく、「1階屋根あり」料金を適用します。

なお、1日使用料及び1回使用料については、周辺区の料金を勘案し、自転車は100円、ミニバイクは200円に据え置きます。

○ 定期使用料の減額制度について

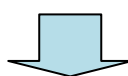
学生に対する定期使用料の減額は、次世代支援の観点及び周辺区の状況も踏まえ継続します。なお、65歳以上を対象にした定期使用料の減額措置については、高齢化の進展や、周辺区市においてそうした措置を講じている団体がないことなども考慮し廃止します。

現行と改定後の使用料は、次の頁の表のとおりです。

【自転車】 現行の定期使用料

(単位：円)

階数等	屋根の有無	1 か月		3 か月		6 か月	
		一般	学生・65歳以上	一般	学生・65歳以上	一般	学生・65歳以上
1 階	あり	2,300	2,100	6,600	6,000	11,000	9,800
	なし	1,900	1,700	5,400	4,800	9,100	7,900
2 階	あり	2,100	1,900	6,000	5,400	10,100	8,900
	なし	1,700	1,500	4,800	4,200	8,200	7,000
3 階	あり	1,100	900	3,100	2,500	5,300	4,100
	なし	900	700	2,600	2,000	4,300	3,100
地下1階	あり	2,100	1,900	6,000	5,400	10,100	8,900
地下2階	あり	1,100	900	3,100	2,500	5,300	4,100
駅から遠距離の自転車 駐車場	1階あり	1,900	1,700	5,400	4,800	9,100	7,900
	1階なし	1,500	1,300	4,300	3,700	7,200	6,000



【自転車】 改定後の定期使用料

(単位：円)

階数等	屋根の有無	1 か月		3 か月		6 か月	
		一般	学生	一般	学生	一般	学生
1 階	あり	2,600	2,400	7,400	6,800	12,500	11,300
	なし	2,100	1,900	6,000	5,400	10,100	8,900
2 階	あり	2,300	2,100	6,600	6,000	11,000	9,800
	なし	1,900	1,700	5,400	4,800	9,100	7,900
3 階	あり	1,300	1,100	3,700	3,100	6,200	5,000
	なし	1,000	800	2,900	2,300	4,800	3,600
地下1階	あり	2,300	2,100	6,600	6,000	11,000	9,800
地下2階	あり	1,300	1,100	3,700	3,100	6,200	5,000
駅から遠距離の自転車 駐車場	1階あり	2,100	1,900	6,000	5,400	10,100	8,900
	1階なし	1,700	1,500	4,800	4,200	8,200	7,000

【ミニバイク】 現行の定期使用料

(単位：円)

階数等	屋根の有無	1 か月		3 か月		6 か月	
		一般	学生・65歳以上	一般	学生・65歳以上	一般	学生・65歳以上
1 階	あり	4,700	4,300	13,400	12,200	22,600	20,200
	なし	3,800	3,400	10,800	9,600	18,200	15,800
駅から遠距離の自転車 駐車場 1階	あり	3,800	3,400	10,800	9,600	18,200	15,800
	なし	3,000	2,600	8,600	7,400	14,400	12,000



【ミニバイク】 改定後の定期使用料

(単位：円)

階数等	屋根の有無	1 か月		3 か月		6 か月	
		一般	学生	一般	学生	一般	学生
1 階	あり	5,200	4,800	14,800	13,600	25,000	22,600
	なし	4,200	3,800	12,000	10,800	20,200	17,800
駅から遠距離の自転車 駐車場 1階	あり	4,200	3,800	12,000	10,800	20,200	17,800
	なし	3,300	2,900	9,400	8,200	15,800	13,400

(2) 放置自転車撤去手数料

現行の放置自転車撤去手数料は、3,000 円です。これに対して、平成 22、23、24 年度決算による放置自転車 1 台当たりの撤去費用は、約 6,000 円となっており手数料の引き上げが必要です。しかし、手数料の引き上げによる返還率の低下も避ける必要があり、他自治体の撤去手数料の状況等も踏まえ、現行の 3,000 円から 5,000 円に引き上げることとしました。

項目 \ 年度		平成 14 年度 改定算出数値	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
歳出	撤去業務等経費	121,951,000 円	203,599,832 円	188,011,305 円	173,142,602 円
	職員人件費	57,401,000 円	66,543,000 円	66,305,000 円	68,034,000 円
	合計 (A)	179,352,000 円	270,142,832 円	254,316,305 円	241,176,602 円
歳入	撤去手数料	85,022,000 円	80,955,000 円	79,239,000 円	74,184,000 円
	売却収入 (B)		10,629,087 円	12,485,237 円	12,360,648 円
	合計	85,022,000 円	91,584,087 円	91,724,237 円	86,544,648 円
撤去台数 (C)		62,077 台	41,654 台	42,002 台	38,401 台
1 台当たりの撤去に要する費用 (A) - (B) ÷ (C)		2,889 円	6,230 円	5,758 円	5,959 円

(3) 有料自転車駐車場使用料及び自転車撤去手数料改定の施行日

新たな使用料及び手数料の施行日は、平成 27 年 1 月 1 日とします。

3 区施設駐車場の有料化

現在、駐車場を保有する区施設は78施設ありますが、有料化している駐車場は、50台以上の収容規模がある区役所本庁舎、井草森公園、上井草スポーツセンターの3施設となっています。これは、当該施設の利用を妨げない範囲で公共駐車場機能を果たすことが可能な駐車規模として、概ね50台という基準を定め有料化してきたものです。

しかし、公平性の観点から考えれば、50台未満の収容規模の施設であっても受益にふさわしい適正な負担を求めていく必要があります。

(1) 有料化の検討

受益者負担の適正化及び区有財産の有効活用の観点から、50台未満の比較的規模が小さい駐車場についても有料化を検討しました。

一般的に有料化した場合には、施設利用者以外の駐車を認めることで施設利用者の駐車が妨げられるという問題があります。これについては、施設開設時間帯は、例えば、施設利用者以外の利用料金を高額に設定するなどにより利用者を実質的に施設利用者限定し、夜間や休館日には公共駐車場として一般利用に開放することで対応が可能と考えられます。

また、有料化にあたっては、平成18年の地方自治法改正により可能となった行政財産の貸付制度の導入も視野に、検討しました。

(2) 有料化の手法

有料化導入済みの3施設については、現在、安定的に運営されていることから、現行の手法（下記の分類ではB）を継続することとします。

新たに有料化する施設に導入する手法については、下記のとおり、民間駐車場事業者に対し、駐車場（行政財産）を貸し付けるAの手法と、これまで区が用いてきたBの手法について、比較、検討した結果、管理面の効率性と駐車場施設としての有効活用の観点から、今後は、Aの手法を基本としつつ、施設の状況等によっては、Bの手法も用いていくこととしました。

	A	B
内 容	・民間駐車場事業者に対し、駐車場（行政財産）を貸し付け、事業者が駐車場を運営する。区は、事業者からの貸付料収入を得る方法。	・駐車場に使用料徴収機器等を設置する等の方法で、駐車場使用者から使用料を徴収し、又は、指定管理者が利用料金を収受する方法。

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が料金を設定するため、割引制度等については協議が必要。 ・事業者による設備投資と管理運営により、区の駐車場施設にかかる管理経費が不要となる。 ・休日、夜間などにおける駐車場施設としての有効利用が、一層図られる。 ・収入額は、貸付料収入として、安定的に確保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料や割引制度など、区が設定できる。 ・使用料徴収機器等の設置や更新、施設・設備の保守など、施設管理者としての管理経費が発生する。 ・指定管理者が利用料を収受する場合は、区が支払う指定管理料を減額できるが、一方で現金徴収事務等の新たな経費負担も発生する。 ・収入額は、駐車場の使用頻度に左右される。
-----	--	--

(3) 有料化の対象施設

対象施設の検討にあたっては、障害者福祉施設など施設の性格等から政策的な配慮が必要なものは対象から除きました。その上で、駐車場の利用状況や施設の立地条件等を踏まえ検討した結果、収容台数50台以下の施設であっても管理形態を工夫することにより有料化が可能となります。

こうしたことから、現在の3施設に加え、新たに下表の4施設を有料化することとします。なお、今後の対象施設の拡大については、新たな施設への有料化導入の効果を検証した上で検討していきます。

また、新たな施設で用いる有料化の手法については、前記(2)で示したとおり、Aの手法を基本としますが、下高井戸運動場については、機械式駐車設備となっていることから機器操作員を配置する必要があるなど、Aの手法を用いることが難しいため、Bの手法を採用し、指定管理者が利用料金を収受することとします。

施設名	駐車台数	運営形態	有料化の手法
セシオン杉並(複合施設)	27	建物管理委託	A
松ノ木運動場	17	建物管理委託	A
高井戸市民センター(複合施設)	13	指定管理者	A
下高井戸運動場	28	指定管理者	B

(4) 利用料金

有料化を導入済みの3施設(区役所本庁舎、井草森公園、上井草スポーツセンター)については、現行の料金を継続することとします。

新たに有料化する4施設のうち、Aの手法を採用する3施設については、区と

事業者が割引制度等も含めて協議し、料金を設定します。Bの手法を採用する下高井戸運動場利用者の利用料金については、同じく指定管理者による運営施設である上井草スポーツセンターを参考にして、料金を設定します。

なお、区への申請や届け出等を目的に施設を利用する方に対しては、駐車場利用料金割引制度（原則として1時間以内の利用は無料）を実施するほか、身体障害者手帳をお持ちの方には、一定額の割引制度を適用します。

(5) 有料化の実施時期

平成27年4月1日とします。

4 保育料

保育料については、平成25年10月から、応能負担の原則に基づき、所得に応じて保育料が逡増するよう改めます。

その上で、今後、認可保育所保育料については、平成27年4月から予定されている子ども・子育て関連3法に基づく新たな保育制度において、国は平成27年度予算の中で、今後の保育に係る公定価格を決定することとしており、こうした動きを踏まえつつ、認可保育所保育料の適正化を検討・具体化を進めます。

5 目的外使用施設使用料

区民事務所会議室、ゆうゆう館、児童館などの目的外使用施設の使用料については、従来どおり、使用料原価に面積及び時間を乗じて算出した額の2分の1とし、集会施設に準じて使用料を改定します。

※各施設の個々の改定後の使用料額は、「VI 資料」に掲載しています。

VI 資料

「施設の維持管理経費に、全ての人件費と減価償却 費を加えた場合の使用料はどうなるのか？」	32
集会施設使用料一覧	35
体育施設使用料一覧	66
学校施設使用料一覧	69
目的外使用施設使用料一覧	70

<資料>

施設の維持管理経費に、全ての人件費と減価償却費を加えた場合の使用料はどうなるのか？

区では使用料算定にあたっては、施設の維持管理経費と直接的な人件費を基に算定し、間接的人件費や減価償却費などを除いています。仮に、そうしたコストも含めて、集会施設と体育施設の使用料を算定すると以下ようになります。

なお、使用した数値は、平成24年度決算による平成25年度の事業別行政コスト計算書の「地域集会施設等維持管理事業」及び「体育施設の維持管理事業」から引用しています。また、算定した数値は、「仮想の使用料」として表記しています。

① 集会施設のケース

○「地域集会施設等維持管理事業」のコスト (単位：千円)

	全施設計	地域区民センター (7所)	区民集会所 (10所)	区民会館 (4所)
全ての人件費	169,579	30,866	42,118	96,595
減価償却費	253,968	188,654	33,319	31,995
経費	793,997	546,731	191,714	55,552
コスト合計	1,217,544	766,251	267,151	184,142

(平成25年度の事業別行政コスト計算書から引用)

上記表のコスト合計額を基に使用料の原価を算出すると、以下のようになります。

【ホール】 $243,509 \text{ 千円} \div 2,122.61 \text{ m}^2 \div 3,210 \text{ 時間} = \underline{35.74 \text{ 円}}$ (仮想の原価)

$111,966 \text{ 千円} \div 2,122.61 \text{ m}^2 \div 3,210 \text{ 時間} = 16.43 \text{ 円}$ (実際の原価)

【集会室】 $974,035 \text{ 千円} \div 9,284.73 \text{ m}^2 \div 3,210 \text{ 時間} = \underline{32.68 \text{ 円}}$ (仮想の原価)

$449,563 \text{ 千円} \div 9,284.73 \text{ m}^2 \div 3,210 \text{ 時間} = 15.08 \text{ 円}$ (実際の原価)

<仮想の原価を用いて算出したホール使用料の例>

久我山会館ホール (平日) 実面積 232.25 m ²	
午前	$35.74 \text{ 円} \times 230 \text{ m}^2 \times 3 \text{ 時間} \times 2/3 \div 3 = 16,000 \text{ 円}$ (仮想の使用料) (実際の改定使用料は 7,500 円)
午後	$35.74 \text{ 円} \times 230 \text{ m}^2 \times 4 \text{ 時間} \div 3 = 32,000 \text{ 円}$ (仮想の使用料) (実際の改定使用料は 15,000 円)
夜間	$35.74 \text{ 円} \times 230 \text{ m}^2 \times 3 \text{ 時間} \times 4/3 \div 3 = 32,000 \text{ 円}$ (仮想の使用料) (実際の改定使用料は 15,000 円)

<仮想の原価を用いて算出した集会室使用料の例>

荻窪地域区民センター 第1集会室 実面積 71.80 m ²	
午 前	32.68 円×70 m ² ×3 時間 ≒ 6,800 円 (仮想の使用料) (実際の改定使用料は 3,100 円)
午前と午後①と を引き続き使用	午前 32.68 円×70 m ² ×3 時間 ≒ 6,800 円 午後① 32.68 円×70 m ² ×2 時間 ≒ 4,500 円 延長使用料 32.68 円×70 m ² ×45 分 ≒ 1,700 円 合計 13,000 円 (仮想の使用料) (実際の改定使用料は 5,900 円)
夜 間	32.68 円×70 m ² ×2 時間 ≒ 4,500 円 (仮想の使用料) (実際の改定使用料は 2,100 円)

② 体育施設のケース

○「体育施設の維持管理事業」のコスト

(単位：千円)

	全施設計 ※1	上井草ス ポーツセ ンター※2	体育館等 ※3	プール ※4	大宮前 体育館	運動場及 び庭球場 ※5
全ての人件費	43,653	1,548	6,885	5,993	1,067	12,739
減価償却費	267,217	173,226	88,017	4,327	308	451
経費	735,828	170,105	259,244	179,222	23,649	70,854
コスト合計	1,046,698	344,879	354,146	189,542	25,024	84,044

(平成25年度の事業別行政コスト計算書から引用)

※1 全施設計は、暫定開放施設も加えた体育施設維持管理事業の合計額

※2 上井草スポーツセンターは、指定管理者による管理

※3 体育館等 (6 所) …高円寺、妙正寺、永福、荻窪体育館、下高井戸運動場、高井戸温水プール

※4 プール (3 所) …指定管理者を除く、和田堀公園プール、阿佐谷けやき公園プール、杉十小温水プール

※5 運動場及び庭球場 (4 所)

…松ノ木運動場、和田堀公園野球場及び庭球場、塚山公園運動広場、井草森公園運動場

上記表のコスト合計額を基に使用料を算出すると、以下のようになります。

<仮想の原価を用いて算出した体育施設使用料の例>

(単位：円)

施設区分	対象施設	使用料原価	時間数	仮想の 使用料	実際の改定 使用料
体 育 館	①上井草	9,246.77	2 時間	18,000	7,900
	②高円寺・荻窪・ 大宮前	8,634.32	2 時間	17,000	5,900
	③永福 ※減額措置	5,011.95	2 時間	10,000	1,400
小 体 育 室	①上井草	5,164.86 ⇒体育館①の 1/3	2 時間	6,000	2,600
	②高円寺・荻窪・ 大宮前	2,614.97 ⇒体育館②の 1/4	2 時間	4,200	1,400

施設区分	対象施設	使用料原価	時間数	仮想の使用料	実際の改定使用料
武道場	荻窪	3,920.20	2時間	6,000	2,600
		⇒小体育室①と同額			
	大宮前	荻窪体育館武道館の1/2		3,000	1,300
庭球場	対象全施設	1,179.72	2時間	2,300	1,000
野球場	対象全施設	4,792.93	2時間	9,500	3,800
	塚山(少年野球場)	3,508.88	2時間	7,000	2,600
運動場	上井草	野球場の2倍		19,000	7,600
	下高井戸	野球場の1.6倍		15,000	6,000
	井草森(天然芝サッカー場)	8,584.31	2時間	17,000	10,000
小運動場 (ゲートボール以外での使用)	上井草	6,081.21	2時間	2,300	1,000
		⇒庭球場と同額			
弓道場	上井草	3,082.26	2時間	6,100	2,600
プール	屋外プール一般使用 (和田堀公園・阿佐谷けやき公園)	313.80	2時間	600	400
	屋内プール一般使用 (上井草・高井戸・杉十小・大宮前)	393.18	1時間	350	250
	屋内プール貸切使用 (1コース)	4,718.22	2時間	9,000	6,000
トレーニングルーム	一般使用(上井草・大宮前)	916.35	1回	900	400

集会施設使用料一覧

第1期:27年1月1日～28年3月31日、第2期:28年4月1日～29年3月31日、第3期:29年4月1日以降

施設名	場所	現 行						改 定						備考	
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)
久我山会館	ホール(平日)	午前	一般	3	9,632	*	7,400	午前	一般	3	7,555	7,400	7,400	7,500	
			登録団体	3			3,700		登録団体	3		4,900	6,200		
		午後	一般	4	19,264	*	14,000	午後	一般	4	15,115	14,000	14,000	15,000	
			登録団体	4			7,000		登録団体	4		9,600	12,000		
		夜間	一般	3	19,264	*	14,000	夜間	一般	3	15,117	14,000	14,000	15,000	
			登録団体	3			7,000		登録団体	3		9,600	12,000		
		全日	一般	-	43,344	*	31,000	全日	一般	-	33,750	(削除)	(削除)	(削除)	
			登録団体	-			15,500		登録団体	-		(削除)	(削除)		
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,888	1,800	1,800	1,800	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		1,300	1,500		
	ホール(土日祝)	午前	一般	3	9,632	*	7,400	午前	一般	3	7,555	7,400	7,400	7,500	
			登録団体	3			3,700		登録団体	3		4,900	6,200		
		午後	一般	4	23,119	*	16,000	午後	一般	4	18,142	16,000	17,000	18,000	
			登録団体	4			8,000		登録団体	4		11,000	14,000		
		夜間	一般	3	23,115	*	16,000	夜間	一般	3	18,140	16,000	17,000	18,000	
			登録団体	3			8,000		登録団体	3		11,000	14,000		
		全日	一般	-	50,279	*	34,000	全日	一般	-	39,150	(削除)	(削除)	(削除)	
			登録団体	-			17,000		登録団体	-		(削除)	(削除)		
時間超過		一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,888	1,800	1,800	1,800		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		1,300	1,500			
控室(集会使用)	午前	一般	3	703	*	500	午前	一般	3	678	500	500	600		
		登録団体	3			250		登録団体	3		300	400			
	午後	一般	4	938		900	午後	一般	4	904	900	900	900		
		登録団体	4			450		登録団体	4		600	700			
	夜間	一般	3	703		700	夜間	一般	3	678	600	600	600		
		登録団体	3			350		登録団体	3		400	500			
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
	和室	午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500	
			登録団体	3			600		登録団体	3		900	1,200		
午後		一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000		
		登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800			
夜間		一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000		
		登録団体	3			800		登録団体	2		800	900			
時間超過		一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200			
第1集会室		午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500	
			登録団体	3			600		登録団体	3		900	1,200		
	午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000		
		登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800			
	夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000		
		登録団体	3			800		登録団体	2		800	900			
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200			
	第2集会室	午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800	
			登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400		
午後		一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200		
		登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000			
夜間		一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200		
		登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100			
時間超過		一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300			
第3集会室		午前	一般	3	703	*	500	午前	一般	3	678	500	500	600	
			登録団体	3			250		登録団体	3		300	400		
	午後	一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400		
		登録団体	4			450		登録団体	2		200	300			
	夜間	一般	3	703		700	夜間	一般	2	452	400	400	400		
		登録団体	3			350		登録団体	2		300	300			
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
	方南会館	ホール(平日)	午前	一般	3	9,632	*	6,800	午前	一般	3	7,555	7,000	7,200	7,500
				登録団体	3			3,400		登録団体	3		4,700	6,100	
午後			一般	4	19,264	*	10,000	午後	一般	4	15,115	11,000	13,000	15,000	
			登録団体	4			5,000		登録団体	4		8,300	11,000		
夜間			一般	3	19,264	*	13,000	夜間	一般	3	15,117	13,000	14,000	15,000	
			登録団体	3			6,500		登録団体	3		9,300	12,000		
全日			一般	-	43,344	*	26,000	全日	一般	-	33,750	(削除)	(削除)	(削除)	
			登録団体	-			13,000		登録団体	-		(削除)	(削除)		
時間超過			一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,888	1,800	1,800	1,800	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		1,200	1,500		

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行						改 定						備考						
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)					
方南会館	ホール(土日祝)	午前	一般	3	9,632	*	6,800	午前	一般	3	7,555	7,000	7,200	7,500						
			登録団体	3			3,400		登録団体	3		4,700	6,100							
		午後	一般	4	23,119	*	12,000	午後	一般	4	18,142	14,000	16,000	18,000						
			登録団体	4			6,000		登録団体	4		10,000	14,000							
		夜間	一般	3	23,115	*	15,000	夜間	一般	3	18,140	16,000	17,000	18,000						
			登録団体	3			7,500		登録団体	3		11,000	14,000							
		全日	一般	-	50,279	*	30,000	全日	一般	-	39,150	(削除)	(削除)	(削除)						
			登録団体	-			15,000		登録団体	-		(削除)	(削除)							
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,888	1,800	1,800	1,800						
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		1,200	1,500							
	和室	午前	一般	3	1,876		1,800	平成27年1月1日廃止												
			登録団体	3			900													
		午後	一般	4	2,502		2,500													
			登録団体	4			1,250													
		夜間	一般	3	1,876		1,800													
			登録団体	3			900													
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当														
		登録団体	-			使用料の3割相当														
	集会室	午前	一般	3	1,876		1,800							平成27年1月1日廃止						
			登録団体	3			900													
		午後	一般	4	2,502		2,500													
登録団体			4			1,250														
夜間		一般	3	1,876		1,800														
		登録団体	3			900														
時間超過	一般	-			使用料の3割相当															
	登録団体	-			使用料の3割相当															
浜田山会館	ホール(平日)	午前	一般	3	10,051	*	7,600	午前	一般	3	7,884	7,600	7,700							7,800
			登録団体	3			3,800		登録団体	3		5,100	6,400							
		午後	一般	4	20,102	*	15,000	午後	一般	4	15,772	15,000	15,000							15,000
			登録団体	4			7,500		登録団体	4		10,000	12,000							
		夜間	一般	3	20,102	*	15,000	夜間	一般	3	15,775	15,000	15,000	15,000						
			登録団体	3			7,500		登録団体	3		10,000	12,000							
		全日	一般	-	45,229	*	33,000	全日	一般	-	34,020	(削除)	(削除)	(削除)						
			登録団体	-			16,500		登録団体	-		(削除)	(削除)							
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,971	1,900	1,900	1,900						
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		1,300	1,600							
	ホール(土日祝)	午前	一般	3	10,051	*	7,600	午前	一般	3	7,884	7,600	7,700	7,800						
			登録団体	3			3,800		登録団体	3		5,100	6,400							
		午後	一般	4	24,124	*	18,000	午後	一般	4	18,931	18,000	18,000	18,000						
			登録団体	4			9,000		登録団体	4		12,000	15,000							
		夜間	一般	3	24,120	*	18,000	夜間	一般	3	18,928	18,000	18,000	18,000						
			登録団体	3			9,000		登録団体	3		12,000	15,000							
		全日	一般	-	52,465	*	39,000	全日	一般	-	39,420	(削除)	(削除)	(削除)						
			登録団体	-			19,500		登録団体	-		(削除)	(削除)							
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,971	1,900	1,900	1,900						
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		1,300	1,600							
	第1集会室	午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800						
登録団体			3			700	登録団体		3		1,000	1,400								
午後		一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200							
		登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000								
夜間		一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200							
		登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100								
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400								
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300									
第2集会室	午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800							
		登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400								
	午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200							
		登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000								
	夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200							
		登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100								
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400								
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300									
第3集会室	午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100							
		登録団体	3			450		登録団体	3		600	800								
	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700							
		登録団体	4			750		登録団体	2		400	500								
	夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700							
		登録団体	3			550		登録団体	2		600	600								
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200								
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100									

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行						改 定						備考		
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)	
浜田山会館	和室	午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500		
			登録団体	3			600		登録団体	3		900	1,200			
		午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000		1,000	
			登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800			
		夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000		1,000	
			登録団体	3			800		登録団体	2		800	900			
		時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	395	300	300		300	
	登録団体		-				登録団体		0.75		200	200				
	水屋	午前	一般	3	234	*	200	午前	一般	3	226	200	200	200		
			登録団体	3			100		登録団体	3		100	100			
		午後	一般	4	312		300	午後①及び午後②	一般	2	150	100	100		100	
			登録団体	4			150		登録団体	2		100	100			
		夜間	一般	3	234		200	夜間	一般	2	150	100	100		100	
			登録団体	3			100		登録団体	2		100	100			
時間超過		一般	-				延長使用料	一般	0.75	56	100	100	100			
	登録団体	-				登録団体		0.75		100	100					
和田堀会館	和室	午前	一般	3	2,815	*	2,200	午前	一般	3	2,714	2,200	2,200	2,200	据え置き	
			登録団体	3			1,100		登録団体	3		1,400	1,800			
		午後	一般	4	3,753		3,700	午後①及び午後②	一般	2	1,809	1,800	1,800			1,800
			登録団体	4			1,850		登録団体	2		1,200	1,500			
		夜間	一般	3	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,809	1,800	1,800			1,800
			登録団体	3			1,400		登録団体	2		1,500	1,600			
		時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	678	600	600			600
	登録団体		-				登録団体		0.75		400	500				
	洋室	午前	一般	3	2,815	*	2,200	午前	一般	3	2,714	2,200	2,200	2,200	据え置き	
			登録団体	3			1,100		登録団体	3		1,400	1,800			
		午後	一般	4	3,753		3,700	午後①及び午後②	一般	2	1,809	1,800	1,800			1,800
			登録団体	4			1,850		登録団体	2		1,200	1,500			
		夜間	一般	3	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,809	1,800	1,800			1,800
			登録団体	3			1,400		登録団体	2		1,500	1,600			
時間超過		一般	-				延長使用料	一般	0.75	678	600	600	600			
	登録団体	-				登録団体		0.75		400	500					
荻窪地区区民センター	第1集会室	午前	一般	3	3,284	*	2,500	午前	一般	3	3,166	2,700	2,900	3,100		
			登録団体	3			1,250		登録団体	3		1,800	2,400			
		午後	一般	4	4,379		4,300	午後①及び午後②	一般	2	2,111	2,100	2,100		2,100	
			登録団体	4			2,150		登録団体	2		1,400	1,700			
		夜間	一般	3	3,284		3,200	夜間	一般	2	2,111	2,100	2,100		2,100	
			登録団体	3			1,600		登録団体	2		1,700	1,900			
		時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	791	700	700		700	
	登録団体		-				登録団体		0.75		400	500				
	第2集会室	午前	一般	3	2,346	*	1,800	午前	一般	3	2,262	1,900	2,000	2,200		
			登録団体	3			900		登録団体	3		1,300	1,700			
		午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500		1,500	
			登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200			
		夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500		1,500	
			登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300			
		時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	565	500	500		500	
	登録団体		-				登録団体		0.75		300	400				
	第3集会室(特別室)	午前	一般	3	2,463	*	1,900	午前	一般	3	2,375	2,000	2,100	2,300		
			登録団体	3			950		登録団体	3		1,400	1,800			
		午後	一般	4	3,284		3,200	午後①及び午後②	一般	2	1,583	1,500	1,500		1,500	
			登録団体	4			1,600		登録団体	2		1,000	1,200			
		夜間	一般	3	2,463		2,400	夜間	一般	2	1,583	1,500	1,500		1,500	
			登録団体	3			1,200		登録団体	2		1,300	1,400			
		時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	593	500	500		500	
	登録団体		-				登録団体		0.75		300	400				
	第4集会室	午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800		
			登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400			
		午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200		1,200	
			登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000			
夜間		一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200			
		登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100				
時間超過		一般	-				延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400			
	登録団体	-				登録団体		0.75		200	300					
第5集会室	午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800			
		登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400				
	午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200		1,200		
		登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000				
	夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200				

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行						改 定						備考	
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)
荻窪地区区民センター	第5集会室	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300		
	第6集会室	午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500	
			登録団体	3			600		登録団体	3		900	1,200		
		午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
			登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800		
		夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
			登録団体	3			800		登録団体	2		800	900		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200	
	第7集会室	午前	一般	3	703	*	500	午前	一般	3	678	500	500	600	
			登録団体	3			250		登録団体	3		300	400		
		午後	一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400	
			登録団体	4			450		登録団体	2		200	300		
		夜間	一般	3	703		700	夜間	一般	2	452	400	400	400	
			登録団体	3			350		登録団体	2		300	300		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
	第1和室	午前	一般	3	2,346	*	1,800	午前	一般	3	2,262	1,900	2,000	2,200	
			登録団体	3			900		登録団体	3		1,300	1,700		
		午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500	
			登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200		
		夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500	
			登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300		
時間超過		一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500	
		登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		
第2和室	午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100		
		登録団体	3			450		登録団体	3		600	800			
	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700		
		登録団体	4			750		登録団体	2		400	500			
	夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700		
		登録団体	3			550		登録団体	2		600	600			
	時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
		登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
第3和室(茶室)	午前	一般	3	469	*	400	午前	一般	3	452	400	400	400		
		登録団体	3			200		登録団体	3		200	300			
	午後	一般	4	625		600	午後①及び午後②	一般	2	301	300	300	300		
		登録団体	4			300		登録団体	2		200	200			
	夜間	一般	3	469		400	夜間	一般	2	301	300	300	300		
		登録団体	3			200		登録団体	2		200	200			
	時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	113	100	100	100	
		登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
第4和室	午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800		
		登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400			
	午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200		
		登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000			
	夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200		
		登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100			
	時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400	
		登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300		
水屋	午前	一般	3	234	*	200	午前	一般	3	226	200	200	200		
		登録団体	3			100		登録団体	3		100	100			
	午後	一般	4	312		300	午後①及び午後②	一般	2	150	100	100	100		
		登録団体	4			150		登録団体	2		100	100			
	夜間	一般	3	234		200	夜間	一般	2	150	100	100	100		
		登録団体	3			100		登録団体	2		100	100			
	時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	56	100	100	100	
		登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
工芸室(工芸使用)	午前	一般	3	3,284	*	2,500	午前	一般	3	3,166	2,700	2,900	3,100		
		登録団体	3			1,250		登録団体	3		1,800	2,400			
	午後	一般	4	4,379		4,300	午後①及び午後②	一般	2	2,111	2,100	2,100	2,100		
		登録団体	4			2,150		登録団体	2		1,400	1,700			
	夜間	一般	3	3,284		3,200	夜間	一般	2	2,111	2,100	2,100	2,100		
		登録団体	3			1,600		登録団体	2		1,700	1,900			
	時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	791	700	700	700	
		登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		400	500		
工芸室(集会使用)	午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500		
		登録団体	3			600		登録団体	3		900	1,200			
	午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000		
		登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800			

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定							備考	
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)
荻窪地域区民センター	工芸室(集会使用)	夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
			登録団体	3			800		登録団体	2		800	900		
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300		300
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200		
	料理室(20人以下使用)	午前	一般	3	4,599	*	3,700	午前	一般	3	4,435	3,900	4,100	4,400	
			登録団体	3			1,850		登録団体	3		2,700	3,500		
		午後	一般	4	6,132		6,100	午後①及び午後②	一般	2	2,956	2,900	2,900	2,900	
			登録団体	4			3,050		登録団体	2		1,900	2,400		
		夜間	一般	3	4,599		4,500	夜間	一般	2	2,956	2,900	2,900	2,900	
			登録団体	3			2,250		登録団体	2		2,400	2,600		
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,108	1,100	1,100	1,100	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		700	900		
	料理室(21人以上使用)	午前	一般	3	6,568	*	5,200	午前	一般	3	6,333	5,500	5,900	6,300	
			登録団体	3			2,600		登録団体	3		3,800	5,000		
		午後	一般	4	8,758		8,700	午後①及び午後②	一般	2	4,222	4,200	4,200	4,200	
			登録団体	4			4,350		登録団体	2		2,800	3,500		
		夜間	一般	3	6,568		6,500	夜間	一般	2	4,222	4,200	4,200	4,200	
			登録団体	3			3,250		登録団体	2		3,500	3,800		
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,583	1,500	1,500	1,500	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		1,000	1,200		
	展示室(集会使用)	午前	一般	3	2,956		2,900	平成27年1月1日廃止							
			登録団体	3			1,450								
		午後	一般	4	3,942		3,900								
			登録団体	4			1,950								
		夜間	一般	3	2,956		2,900								
			登録団体	3			1,450								
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当								
			登録団体	-			使用料の3割相当								
展示室(展示使用)	全日	一般	10	6,336		6,300									
		登録団体	10			3,150									
音楽室	午前	一般	1	1,876	*	1,400	午前	一般	1	1,809	1,500	1,600	1,800		
		登録団体	1			700		登録団体	1		1,000	1,400			
	午後	一般	1	1,876		1,800	午後	一般	1	1,809	1,800	1,800	1,800		
		登録団体	1			900		登録団体	1		1,200	1,500			
	夜間	一般	1	1,876		1,800	夜間	一般	1	1,809	1,800	1,800	1,800		
		登録団体	1			900		登録団体	1		1,200	1,500			
ピアノ室	午前	一般	1	156		100	午前	一般	1	150	100	100	100		
	午後	一般	1	156		100	午後	一般	1	150	100	100	100		
	夜間	一般	1	156		100	夜間	一般	1	150	100	100	100		
電子オルガン室	午前	一般	1	156		100	午前	一般	1	150	100	100	100		
	午後	一般	1	156		100	午後	一般	1	150	100	100	100		
	夜間	一般	1	156		100	夜間	一般	1	150	100	100	100		
体育室(全面使用)	午前	一般	1	747	*	500	午前	一般	1	719	500	600	700		
		登録団体	1			250		登録団体	1		400	500			
	午後	一般	1	747		700	午後	一般	1	719	700	700	700		
		登録団体	1			350		登録団体	1		400	500			
	夜間	一般	1	747		700	夜間	一般	1	719	700	700	700		
		登録団体	1			350		登録団体	1		400	500			
体育室(半面使用)	午前	一般	1	373		300	午前	一般	1	359	300	300	400		
		登録団体	1			150		登録団体	1		200	300			
	午後	一般	1	373		300	午後	一般	1	359	400	400	400		
		登録団体	1			150		登録団体	1		200	300			
	夜間	一般	1	373		300	夜間	一般	1	359	400	400	400		
		登録団体	1			150		登録団体	1		200	300			
高井戸地域区民センター	第1集会室	午前	一般	3	4,222		4,200	午前	一般	3	4,071	4,000	4,000	4,000	
			登録団体	3			2,100		登録団体	3		2,700	3,300		
		午後	一般	4	5,630		5,600	午後①及び午後②	一般	2	2,714	2,700	2,700	2,700	
			登録団体	4			2,800		登録団体	2		1,800	2,200		
		夜間	一般	3	4,222		4,200	夜間	一般	2	2,714	2,700	2,700	2,700	
			登録団体	3			2,100		登録団体	2		2,300	2,500		
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,017	1,000	1,000	1,000	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		700	800		
	第2集会室	午前	一般	3	4,222		4,200	午前	一般	3	4,071	4,000	4,000	4,000	
			登録団体	3			2,100		登録団体	3		2,700	3,300		
		午後	一般	4	5,630		5,600	午後①及び午後②	一般	2	2,714	2,700	2,700	2,700	
			登録団体	4			2,800		登録団体	2		1,800	2,200		
		夜間	一般	3	4,222		4,200	夜間	一般	2	2,714	2,700	2,700	2,700	
			登録団体	3			2,100		登録団体	2		2,300	2,500		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,017	1,000	1,000	1,000			
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		700	800				

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定							備考
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	
高井戸地域市民センター	第3集会室	午前	一般	3	2,346		2,300	午前	一般	3	2,262	2,200	2,200	2,200
			登録団体	3			1,150		登録団体	3		1,500	1,800	
		午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500
			登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200	
		夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500
			登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300	
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		
	第4集会室	午前	一般	3	2,346		2,300	午前	一般	3	2,262	2,200	2,200	2,200
			登録団体	3			1,150		登録団体	3		1,500	1,800	
		午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500
			登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200	
		夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500
			登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300	
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		
	第5集会室	午前	一般	3	2,346		2,300	午前	一般	3	2,262	2,200	2,200	2,200
			登録団体	3			1,150		登録団体	3		1,500	1,800	
		午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500
			登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200	
		夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500
			登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300	
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		
第6集会室(特別室)	午前	一般	3	2,111		2,100	午前	一般	3	2,035	2,000	2,000	2,000	
		登録団体	3			1,050		登録団体	3		1,300	1,600		
	午後	一般	4	2,815		2,800	午後①及び午後②	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300	
		登録団体	4			1,400		登録団体	2		900	1,100		
	夜間	一般	3	2,111		2,100	夜間	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300	
		登録団体	3			1,050		登録団体	2		1,100	1,200		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	508	500	500	500		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400			
第7集会室	午前	一般	3	2,815		2,800	午前	一般	3	2,714	2,700	2,700	2,700	
		登録団体	3			1,400		登録団体	3		1,800	2,200		
	午後	一般	4	3,753		3,700	午後①及び午後②	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800	
		登録団体	4			1,850		登録団体	2		1,200	1,500		
	夜間	一般	3	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800	
		登録団体	3			1,400		登録団体	2		1,500	1,600		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	678	600	600	600		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		400	500			
第8集会室	午前	一般	3	3,284		3,200	午前	一般	3	3,166	3,100	3,100	3,100	
		登録団体	3			1,600		登録団体	3		2,100	2,600		
	午後	一般	4	4,379		4,300	午後①及び午後②	一般	2	2,111	2,100	2,100	2,100	
		登録団体	4			2,150		登録団体	2		1,400	1,700		
	夜間	一般	3	3,284		3,200	夜間	一般	2	2,111	2,100	2,100	2,100	
		登録団体	3			1,600		登録団体	2		1,700	1,900		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	791	700	700	700		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		500	600			
第9集会室	午前	一般	3	4,692		4,600	午前	一般	3	4,524	4,500	4,500	4,500	
		登録団体	3			2,300		登録団体	3		3,000	3,700		
	午後	一般	4	6,256		6,200	午後①及び午後②	一般	2	3,016	3,000	3,000	3,000	
		登録団体	4			3,100		登録団体	2		2,000	2,500		
	夜間	一般	3	4,692		4,600	夜間	一般	2	3,016	3,000	3,000	3,000	
		登録団体	3			2,300		登録団体	2		2,500	2,700		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,131	1,100	1,100	1,100		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		800	900			
第1和室(茶室)	午前	一般	3	1,642		1,600	午前	一般	3	1,583	1,500	1,500	1,500	
		登録団体	3			800		登録団体	3		1,000	1,200		
	午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
		登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800		
	夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
		登録団体	3			800		登録団体	2		800	900		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200			
第2和室	午前	一般	3	2,346		2,300	午前	一般	3	2,262	2,200	2,200	2,200	
		登録団体	3			1,150		登録団体	3		1,500	1,800		
	午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500	
		登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200		
	夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500	
		登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300		

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行						改 定						備考	
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)
高井戸地域市民センター	第2和室	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		
	水屋	午前	一般	3	469		400	午前	一般	3	452	400	400	400	
			登録団体	3			200		登録団体	3		200	300		
		午後	一般	4	625		600	午後①及び午後②	一般	2	301	300	300	300	
			登録団体	4			300		登録団体	2		200	200		
		夜間	一般	3	469		400	夜間	一般	2	301	300	300	300	
			登録団体	3			200		登録団体	2		200	200		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	113	100	100	100
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
		創作室(創作使用)	午前	一般	3	3,753		3,700	午前	一般	3	3,619	3,600	3,600	3,600
				登録団体	3			1,850		登録団体	3		2,400	3,000	
	午後		一般	4	5,004		5,000	午後①及び午後②	一般	2	2,412	2,400	2,400	2,400	
			登録団体	4			2,500		登録団体	2		1,600	2,000		
	夜間		一般	3	3,753		3,700	夜間	一般	2	2,412	2,400	2,400	2,400	
			登録団体	3			1,850		登録団体	2		2,000	2,200		
	時間超過		一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	904	900	900	900
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		600	700	
	創作室(集会使用)	午前	一般	3	1,876		1,800	午前	一般	3	1,809	1,800	1,800	1,800	
			登録団体	3			900		登録団体	3		1,200	1,500		
		午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200	
			登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000		
		夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200	
			登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	300	
	料理室(15人以下使用)	午前	一般	3	3,942		3,900	午前	一般	3	3,801	3,800	3,800	3,800	
			登録団体	3			1,950		登録団体	3		2,500	3,100		
午後		一般	4	5,256		5,200	午後①及び午後②	一般	2	2,534	2,500	2,500	2,500		
		登録団体	4			2,600		登録団体	2		1,700	2,100			
夜間		一般	3	3,942		3,900	夜間	一般	2	2,534	2,500	2,500	2,500		
		登録団体	3			1,950		登録団体	2		2,100	2,300			
時間超過		一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	950	900	900	900	
		登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		600	700		
料理室(16人以上使用)	午前	一般	3	5,630		5,600	午前	一般	3	5,428	5,400	5,400	5,400		
		登録団体	3			2,800		登録団体	3		3,600	4,500			
	午後	一般	4	7,507		7,500	午後①及び午後②	一般	2	3,619	3,600	3,600	3,600		
		登録団体	4			3,750		登録団体	2		2,400	3,000			
	夜間	一般	3	5,630		5,600	夜間	一般	2	3,619	3,600	3,600	3,600		
		登録団体	3			2,800		登録団体	2		3,000	3,300			
	時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,357	1,300	1,300	1,300	
		登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		900	1,100		
体育室(集会使用)	午前	一般	3	13,192		13,000	午前	一般	3	10,357	10,000	10,000	10,000		
		登録団体	3			6,500		登録団体	3		7,600	8,800			
	午後	一般	4	26,384		26,000	午後①及び午後②	一般	2	10,357	10,000	10,000	10,000		
		登録団体	4			13,000		登録団体	2		7,600	8,800			
	夜間	一般	3	26,384		26,000	夜間	一般	2	13,809	13,000	13,000	13,000		
		登録団体	3			13,000		登録団体	2		13,000	13,000			
	時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	2,589	2,500	2,500	2,500	
		登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		2,100	2,300		
音楽室	一般	1	2,111		2,100		一般	1	2,035	2,000	2,000	2,000			
	登録団体	1			1,050		登録団体	1		1,300	1,600				
ピアノ室	一般	1	312		300		一般	1	301	300	300	300			
電子オルガン室	一般	1	312		300		一般	1	301	300	300	300			
体育室(全面使用)	一般	1	1,446		1,400		一般	1	1,438	1,400	1,400	1,400			
	登録団体	1			700		登録団体	1		900	1,100				
体育室(半面使用)	一般	1	723		700		一般	1	719	700	700	700			
	登録団体	1			350		登録団体	1		500	600				
体育室(1/3面使用)	一般	1	477		400		一般	1	474	500	500	500			
	登録団体	1			200		登録団体	1		300	400				
体育室(1/4面使用)	一般	1			300		一般	1	359	400	400	400			
	登録団体	1			150		登録団体	1		300	300				
西荻地域市民センター	第3集会室	午前	一般	3		2,500	午前	一般	3	3,166	2,700	2,900	3,100		
			登録団体	3		1,250		登録団体	3		1,800	2,400			
		午後	一般	4	4,379		4,300	午後①及び午後②	一般	2	2,111	2,100	2,100	2,100	
			登録団体	4			2,150		登録団体	2		1,400	1,700		
		夜間	一般	3	3,284		3,200	夜間	一般	2	2,111	2,100	2,100	2,100	
			登録団体	3			1,600		登録団体	2		1,700	1,900		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	791	700	700	700
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		400	500	

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行						改 定						備考	
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)
西沢地域区民センター	第4集会室	午前	一般	3	3,284	*	2,500	午前	一般	3	3,166	2,700	2,900	3,100	
			登録団体	3			1,250		登録団体	3		1,800	2,400		
		午後	一般	4	4,379		4,300	午後①及び午後②	一般	2	2,111	2,100	2,100	2,100	
			登録団体	4			2,150		登録団体	2		1,400	1,700		
		夜間	一般	3	3,284		3,200	夜間	一般	2	2,111	2,100	2,100	2,100	
			登録団体	3			1,600		登録団体	2		1,700	1,900		
		時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	791	700	700	700	
			登録団体	-					登録団体	0.75		400	500		
		第7集会室(特別室)	午前	一般	3	3,167	*	2,500	午前	一般	3	3,053	2,600	2,800	3,000
				登録団体	3			1,250		登録団体	3		1,800	2,400	
	午後		一般	4	4,222		4,200	午後①及び午後②	一般	2	2,035	2,000	2,000	2,000	
			登録団体	4			2,100		登録団体	2		1,300	1,600		
	夜間		一般	3	3,167		3,100	夜間	一般	2	2,035	2,000	2,000	2,000	
			登録団体	3			1,550		登録団体	2		1,700	1,800		
	時間超過		一般	-				延長使用料	一般	0.75	763	700	700	700	
			登録団体	-					登録団体	0.75		400	500		
	第3和室		午前	一般	3	938	*	700	午前	一般	3	904	700	800	900
				登録団体	3			350		登録団体	3		500	700	
		午後	一般	4	1,251		1,200	午後①及び午後②	一般	2	603	600	600	600	
			登録団体	4			600		登録団体	2		400	500		
		夜間	一般	3	938		900	夜間	一般	2	603	600	600	600	
			登録団体	3			450		登録団体	2		500	500		
		時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	226	200	200	200	
			登録団体	-					登録団体	0.75		100	100		
第4和室(茶室)		午前	一般	3	703	*	500	午前	一般	3	678	500	500	600	
			登録団体	3			250		登録団体	3		300	400		
	午後	一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400		
		登録団体	4			450		登録団体	2		200	300			
	夜間	一般	3	703		700	夜間	一般	2	452	400	400	400		
		登録団体	3			350		登録団体	2		300	300			
	時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100		
		登録団体	-					登録団体	0.75		100	100			
	水屋	午前	一般	3	234	*	200	午前	一般	3	226	200	200	200	
			登録団体	3			100		登録団体	3		100	100		
午後		一般	4	312		300	午後①及び午後②	一般	2	150	100	100	100		
		登録団体	4			150		登録団体	2		100	100			
夜間		一般	3	234		200	夜間	一般	2	150	100	100	100		
		登録団体	3			100		登録団体	2		100	100			
時間超過		一般	-				延長使用料	一般	0.75	56	100	100	100		
		登録団体	-					登録団体	0.75		100	100			
レクリエーション室		午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800	
			登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400		
	午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200		
		登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000			
	夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200		
		登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100			
	時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400		
		登録団体	-					登録団体	0.75		200	300			
	料理室(11人以下使用)	午前	一般	3	1,971	*	1,500	午前	一般	3	1,900	1,600	1,700	1,900	
			登録団体	3			750		登録団体	3		1,100	1,500		
午後		一般	4	2,628		2,600	午後①及び午後②	一般	2	1,267	1,200	1,200	1,200		
		登録団体	4			1,300		登録団体	2		800	1,000			
夜間		一般	3	1,971		1,900	夜間	一般	2	1,267	1,200	1,200	1,200		
		登録団体	3			950		登録団体	2		1,000	1,100			
時間超過		一般	-				延長使用料	一般	0.75	475	400	400	400		
		登録団体	-					登録団体	0.75		200	300			
料理室(12人以上使用)		午前	一般	3	2,815	*	2,200	午前	一般	3	2,714	2,300	2,500	2,700	
			登録団体	3			1,100		登録団体	3		1,600	2,100		
	午後	一般	4	3,753		3,700	午後①及び午後②	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800		
		登録団体	4			1,850		登録団体	2		1,200	1,500			
	夜間	一般	3	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800		
		登録団体	3			1,400		登録団体	2		1,500	1,600			
	時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	678	600	600	600		
		登録団体	-					登録団体	0.75		400	500			
	第2音楽室	午前	一般	1	1,173	*	900	午前	一般	1	1,131	900	1,000	1,100	
			登録団体	1			450		登録団体	1		600	800		
午後		一般	1	1,173		1,100	午後	一般	1	1,131	1,100	1,100	1,100		
		登録団体	1			550		登録団体	1		700	900			
夜間		一般	1	1,173		1,100	夜間	一般	1	1,131	1,100	1,100	1,100		
		登録団体	1			550		登録団体	1		700	900			

集会施設使用料一覽

施設名	場所	現 行						改 定						備考	
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)
西沢地域区民センター	ピアノ室	午前	一般	1	156		100	午前	一般	1	150	100	100	100	
		午後	一般	1	156		100	午後	一般	1	150	100	100	100	
		夜間	一般	1	156		100	夜間	一般	1	150	100	100	100	
	体育室(全面使用)	午前	一般	1	1,495	*	900	午後	一般	1	1,438	1,000	1,200	1,400	
			登録団体	1			450		登録団体	1		700	1,000		
		午後	一般	1	1,495		1,400	夜間	一般	1	1,438	1,400	1,400	1,400	
			登録団体	1			700		登録団体	1		900	1,100		
		夜間	一般	1	1,495		1,400	夜間	一般	1	1,438	1,400	1,400	1,400	
			登録団体	1			700		登録団体	1		900	1,100		
	体育室(半面使用)	午前	一般	1	747		700	午後	一般	1	719	500	600	700	
			登録団体	1			350		登録団体	1		400	500		
		午後	一般	1	747		700	夜間	一般	1	719	700	700	700	
			登録団体	1			350		登録団体	1		500	600		
	夜間	一般	1	747		700	夜間	一般	1	719	700	700	700		
		登録団体	1			350		登録団体	1		500	600			
	体育室(1/3面使用)	午前	一般	1	493		400	午後	一般	1	474	400	400	500	
			登録団体	1			200		登録団体	1		300	400		
		午後	一般	1	493		400	夜間	一般	1	474	500	500	500	
			登録団体	1			200		登録団体	1		300	400		
	夜間	一般	1	493		400	夜間	一般	1	474	500	500	500		
		登録団体	1			200		登録団体	1		300	400			
	体育室(1/4面使用)	午前	一般	1	373		300	午後	一般	1	359	300	300	400	
			登録団体	1			150		登録団体	1		200	300		
		午後	一般	1	373		300	夜間	一般	1	359	400	400	400	
登録団体			1			150	登録団体		1		300	300			
夜間	一般	1	373		300	夜間	一般	1	359	400	400	400			
	登録団体	1			150		登録団体	1		300	300				
阿佐谷地域区民センター	第1集会室	午前	一般	3	2,346	*	1,800	午後①及び午後②	一般	3	2,262	1,900	2,000	2,200	
			登録団体	3			900		登録団体	3		1,300	1,700		
		午後	一般	4	3,128		3,100	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500	
			登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200		
		夜間	一般	3	2,346		2,300	時間超過	一般	0.75	565	500	500	500	
			登録団体	3			1,150		登録団体	0.75		300	400		
	第2集会室	午前	一般	3	1,876	*	1,400	午後①及び午後②	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800	
			登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400		
		午後	一般	4	2,502		2,500	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200	
			登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000		
		夜間	一般	3	1,876		1,800	時間超過	一般	0.75	452	400	400	400	
			登録団体	3			900		登録団体	0.75		200	300		
	第3集会室	午前	一般	3	703	*	500	午後①及び午後②	一般	3	678	500	500	600	
			登録団体	3			250		登録団体	3		300	400		
		午後	一般	4	938		900	夜間	一般	2	452	400	400	400	
			登録団体	4			450		登録団体	2		200	300		
		夜間	一般	3	703		700	時間超過	一般	0.75	169	100	100	100	
			登録団体	3			350		登録団体	0.75		100	100		
	第4集会室	午前	一般	3	3,753	*	3,000	午後①及び午後②	一般	3	3,619	3,200	3,400	3,600	
			登録団体	3			1,500		登録団体	3		2,200	2,900		
		午後	一般	4	5,004		5,000	夜間	一般	2	2,412	2,400	2,400	2,400	
			登録団体	4			2,500		登録団体	2		1,600	2,000		
		夜間	一般	3	3,753		3,700	時間超過	一般	0.75	904	900	900	900	
			登録団体	3			1,850		登録団体	0.75		600	700		
第5集会室	午前	一般	3	2,346	*	1,800	午後①及び午後②	一般	3	2,262	1,900	2,000	2,200		
		登録団体	3			900		登録団体	3		1,300	1,700			
	午後	一般	4	3,128		3,100	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500		
		登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200			
	夜間	一般	3	2,346		2,300	時間超過	一般	0.75	565	500	500	500		
		登録団体	3			1,150		登録団体	0.75		300	400			
第1和室	午前	一般	3	1,173	*	900	午後①及び午後②	一般	3	1,131	900	1,000	1,100		
		登録団体	3			450		登録団体	3		600	800			

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定						備考	
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)		第2期 (円)
阿佐谷地域市民センター	第1和室	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700
			登録団体	4			750		登録団体	2		400	500	
		夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700
			登録団体	3			550		登録団体	2		600	600	
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
	第2和室	午前	一般	3	2,346	*	1,800	午前	一般	3	2,262	1,900	2,000	2,200
			登録団体	3			900		登録団体	3		1,300	1,700	
		午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500
			登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200	
		夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500
			登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300	
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		
	第3和室	午前	一般	3	938	*	700	午前	一般	3	904	700	800	900
			登録団体	3			350		登録団体	3		500	700	
		午後	一般	4	1,251		1,200	午後①及び午後②	一般	2	603	600	600	600
			登録団体	4			600		登録団体	2		400	500	
		夜間	一般	3	938		900	夜間	一般	2	603	600	600	600
			登録団体	3			450		登録団体	2		500	500	
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	226	200	200	200	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
	第4和室	午前	一般	3	703	*	500	午前	一般	3	678	500	500	600
			登録団体	3			250		登録団体	3		300	400	
		午後	一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400
			登録団体	4			450		登録団体	2		200	300	
		夜間	一般	3	703		700	夜間	一般	2	452	400	400	400
			登録団体	3			350		登録団体	2		300	300	
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
第5和室	午前	一般	3	985	*	700	午前	一般	3	950	700	800	900	
		登録団体	3			350		登録団体	3		500	700		
	午後	一般	4	1,314		1,300	午後①及び午後②	一般	2	633	600	600	600	
		登録団体	4			650		登録団体	2		400	500		
	夜間	一般	3	985		900	夜間	一般	2	633	600	600	600	
		登録団体	3			450		登録団体	2		500	500		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	200	200	300		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	200			
水屋	午前	一般	3	469		400	午前	一般	3	452	400	400	400	
		登録団体	3			200		登録団体	3		200	300		
	午後	一般	4	625		600	午後①及び午後②	一般	2	301	300	300	300	
		登録団体	4			300		登録団体	2		200	200		
	夜間	一般	3	469		400	夜間	一般	2	301	300	300	300	
		登録団体	3			200		登録団体	2		200	200		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	113	100	100	100		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
第1レクリエーション室	午前	一般	3	1,055	*	800	午前	一般	3	1,017	800	900	1,000	
		登録団体	3			400		登録団体	3		600	800		
	午後	一般	4	1,407		1,400	午後①及び午後②	一般	2	678	600	600	600	
		登録団体	4			700		登録団体	2		400	500		
	夜間	一般	3	1,055		1,000	夜間	一般	2	678	600	600	600	
		登録団体	3			500		登録団体	2		500	500		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	254	200	200	200		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
第2レクリエーション室	午前	一般	3	1,407	*	1,000	午前	一般	3	1,357	1,100	1,200	1,300	
		登録団体	3			500		登録団体	3		700	1,000		
	午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900	
		登録団体	4			900		登録団体	2		600	700		
	夜間	一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900	
		登録団体	3			700		登録団体	2		700	800		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200			
工芸室(工芸使用)	午前	一般	3	2,346	*	1,800	午前	一般	3	2,262	1,900	2,000	2,200	
		登録団体	3			900		登録団体	3		1,300	1,700		
	午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500	
		登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200		
	夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500	
		登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400			

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定							備考	
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)
阿佐谷地域市民センター	工芸室(集会使用)	午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100	
			登録団体	3			450		登録団体	3		600	800		
		午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700	
			登録団体	4			750		登録団体	2		400	500		
		夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700	
			登録団体	3			550		登録団体	2		600	600		
		時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
			登録団体	-					登録団体	0.75		100	100		
		料理室(14人以下使用)	午前	一般	3	2,956	*	2,200	午前	一般	3	2,851	2,400	2,600	2,800
				登録団体	3			1,100		登録団体	3		1,600	2,200	
	午後		一般	4	3,942		3,900	午後①及び午後②	一般	2	1,900	1,900	1,900	1,900	
			登録団体	4			1,950		登録団体	2		1,200	1,500		
	夜間		一般	3	2,956		2,900	夜間	一般	2	1,900	1,900	1,900	1,900	
			登録団体	3			1,450		登録団体	2		1,600	1,700		
	時間超過		一般	-				延長使用料	一般	0.75	712	600	600	700	
			登録団体	-					登録団体	0.75		400	500		
	料理室(15人以上使用)		午前	一般	3	4,222	*	3,300	午前	一般	3	4,071	3,500	3,700	4,000
				登録団体	3			1,650		登録団体	3		2,400	3,200	
		午後	一般	4	5,630		5,600	午後①及び午後②	一般	2	2,714	2,700	2,700	2,700	
			登録団体	4			2,800		登録団体	2		1,800	2,200		
		夜間	一般	3	4,222		4,200	夜間	一般	2	2,714	2,700	2,700	2,700	
			登録団体	3			2,100		登録団体	2		2,300	2,500		
		時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	1,017	900	900	1,000	
			登録団体	-					登録団体	0.75		600	800		
軽運動室		午前	一般	3	2,346		2,300		一般	1	890	800	800	800	
			登録団体	3			1,150								登録団体
	午後	一般	4	3,128		3,100									
		登録団体	4			1,550								登録団体	1
	夜間	一般	3	2,346		2,300									
		登録団体	3			1,150								登録団体	1
	時間超過	一般	-												
		登録団体	-											登録団体	-
	音楽室	午前	一般	1	1,876	*	1,400	午前	一般	1	1,809	1,500	1,600	1,800	
			登録団体	1			700		登録団体	1		1,000	1,400		
午後		一般	1	1,876		1,800	午後	一般	1	1,809	1,800	1,800	1,800		
		登録団体	1			900		登録団体	1		1,200	1,500			
夜間		一般	1	1,876		1,800	夜間	一般	1	1,809	1,800	1,800	1,800		
		登録団体	1			900		登録団体	1		1,200	1,500			
体育室(全面使用)		午前	一般	1	373		300	午前	一般	1	359	300	300	300	
			登録団体	1			150		登録団体	1		200	200		
		午後	一般	1	373		300	午後	一般	1	359	300	300	300	
			登録団体	1			150		登録団体	1		200	200		
	夜間	一般	1	373		300	夜間	一般	1	359	300	300	300		
		登録団体	1			150		登録団体	1		200	200			
高円寺地域市民センター	第1集会室	午前	一般	3	1,407	*	1,000	午前	一般	3	1,357	1,100	1,200	1,300	
			登録団体	3			500		登録団体	3		700	1,000		
		午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900	
			登録団体	4			900		登録団体	2		600	700		
		夜間	一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900	
			登録団体	3			700		登録団体	2		700	800		
	時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300		
		登録団体	-					登録団体	0.75		200	200			
	第2集会室	午前	一般	3	469		400	午前	一般	3	452	400	400	400	
			登録団体	3			200		登録団体	3		200	300		
		午後	一般	4	625		600	午後①及び午後②	一般	2	301	300	300	300	
			登録団体	4			300		登録団体	2		200	200		
		夜間	一般	3	469		400	夜間	一般	2	301	300	300	300	
			登録団体	3			200		登録団体	2		200	200		
	時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	113	100	100	100		
		登録団体	-					登録団体	0.75		100	100			
	第3集会室	午前	一般	3	469		400	午前	一般	3	452	400	400	400	
			登録団体	3			200		登録団体	3		200	300		
午後		一般	4	625		600	午後①及び午後②	一般	2	301	300	300	300		
		登録団体	4			300		登録団体	2		200	200			
夜間		一般	3	469		400	夜間	一般	2	301	300	300	300		
		登録団体	3			200		登録団体	2		200	200			
時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	113	100	100	100			
	登録団体	-					登録団体	0.75		100	100				

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定						備考		
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)		第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)
高円寺地域地区センター	第4集会室	午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100	
			登録団体	3			450		登録団体	3		600	800		
		午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700	
			登録団体	4			750		登録団体	2		400	500		
		夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700	
			登録団体	3			550		登録団体	2		600	600		
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
		第8集会室	午前	一般	3	2,815	*	2,200	午前	一般	3	2,714	2,300	2,500	2,700
				登録団体	3			1,100		登録団体	3		1,600	2,100	
	午後		一般	4	3,753		3,700	午後①及び午後②	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800	
			登録団体	4			1,850		登録団体	2		1,200	1,500		
	夜間		一般	3	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800	
			登録団体	3			1,400		登録団体	2		1,500	1,600		
	時間超過		一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	678	600	600	600	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		400	500		
	第9集会室		午前	一般	3	2,815	*	2,200	午前	一般	3	2,714	2,300	2,500	2,700
				登録団体	3			1,100		登録団体	3		1,600	2,100	
		午後	一般	4	3,753		3,700	午後①及び午後②	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800	
			登録団体	4			1,850		登録団体	2		1,200	1,500		
		夜間	一般	3	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800	
			登録団体	3			1,400		登録団体	2		1,500	1,600		
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	678	600	600	600	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		400	500		
第10集会室		午前	一般	3	2,815	*	2,200	午前	一般	3	2,714	2,300	2,500	2,700	
			登録団体	3			1,100		登録団体	3		1,600	2,100		
	午後	一般	4	3,753		3,700	午後①及び午後②	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800		
		登録団体	4			1,850		登録団体	2		1,200	1,500			
	夜間	一般	3	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800		
		登録団体	3			1,400		登録団体	2		1,500	1,600			
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	678	600	600	600		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		400	500			
	第3和室(茶室)	午前	一般	3	703	*	500	午前	一般	3	678	500	500	600	
			登録団体	3			250		登録団体	3		300	400		
午後		一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400		
		登録団体	4			450		登録団体	2		200	300			
夜間		一般	3	703		700	夜間	一般	2	452	400	400	400		
		登録団体	3			350		登録団体	2		300	300			
時間超過		一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
第4和室		午前	一般	3	703	*	500	午前	一般	3	678	500	500	600	
			登録団体	3			250		登録団体	3		300	400		
	午後	一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400		
		登録団体	4			450		登録団体	2		200	300			
	夜間	一般	3	703		700	夜間	一般	2	452	400	400	400		
		登録団体	3			350		登録団体	2		300	300			
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
	第5和室(茶室)	午前	一般	3	703	*	500	午前	一般	3	678	500	500	600	
			登録団体	3			250		登録団体	3		300	400		
午後		一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400		
		登録団体	4			450		登録団体	2		200	300			
夜間		一般	3	703		700	夜間	一般	2	452	400	400	400		
		登録団体	3			350		登録団体	2		300	300			
時間超過		一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
水屋(1)		午前	一般	3	469		400	午前	一般	3	452	400	400	400	
			登録団体	3			200		登録団体	3		200	300		
	午後	一般	4	625		600	午後①及び午後②	一般	2	301	300	300	300		
		登録団体	4			300		登録団体	2		200	200			
	夜間	一般	3	469		400	夜間	一般	2	301	300	300	300		
		登録団体	3			200		登録団体	2		200	200			
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	113	100	100	100		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
水屋(2)	午前	一般	3	234		200	午前	一般	3	226	200	200	200		
		登録団体	3			100		登録団体	3		100	100			
	午後	一般	4	312		300	午後①及び午後②	一般	2	150	100	100	100		
		登録団体	4			150		登録団体	2		100	100			
	夜間	一般	3	234		200	夜間	一般	2	150	100	100	100		
		登録団体	3			100		登録団体	2		100	100			

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行						改 定						備考	
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)
高円寺地域市民センター	水屋(2)	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	56	100	100	100	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
	工芸室(工芸使用)	午前	一般	3	3,284	*	2,500	午前	一般	3	3,166	2,700	2,900	3,100	
			登録団体	3			1,250		登録団体	3		1,800	2,400		
		午後	一般	4	4,379		4,300	午後①及び午後②	一般	2	2,111	2,100	2,100	2,100	
			登録団体	4			2,150		登録団体	2		1,400	1,700		
		夜間	一般	3	3,284		3,200	夜間	一般	2	2,111	2,100	2,100	2,100	
			登録団体	3			1,600		登録団体	2		1,700	1,900		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	791	700	700	700
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		400	500	
		工芸室(集会使用)	午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500
				登録団体	3			600		登録団体	3		900	1,200	
	午後		一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
			登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800		
	夜間		一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
			登録団体	3			800		登録団体	2		800	900		
	時間超過		一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200	
	料理室(11人以下使用)	午前	一般	3	2,628	*	2,100	午前	一般	3	2,533	2,200	2,300	2,500	
			登録団体	3			1,050		登録団体	3		1,500	2,000		
		午後	一般	4	3,504		3,500	午後①及び午後②	一般	2	1,688	1,600	1,600	1,600	
			登録団体	4			1,750		登録団体	2		1,100	1,300		
		夜間	一般	3	2,628		2,600	夜間	一般	2	1,688	1,600	1,600	1,600	
			登録団体	3			1,300		登録団体	2		1,400	1,500		
時間超過		一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	633	600	600	600	
		登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		400	500		
料理室(12人以上使用)	午前	一般	3	3,753	*	3,000	午前	一般	3	3,619	3,200	3,400	3,600		
		登録団体	3			1,500		登録団体	3		2,200	2,900			
	午後	一般	4	5,004		5,000	午後①及び午後②	一般	2	2,412	2,400	2,400	2,400		
		登録団体	4			2,500		登録団体	2		1,600	2,000			
	夜間	一般	3	3,753		3,700	夜間	一般	2	2,412	2,400	2,400	2,400		
		登録団体	3			1,850		登録団体	2		2,000	2,200			
	時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	904	900	900	900	
		登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		600	700		
軽運動室	午前	一般	3	3,284		3,200		一般	1	890	800	800	800		
		登録団体	3			1,600									
	午後	一般	4	4,379		4,300		登録団体	1	800	800	800			
		登録団体	4			2,150									
	夜間	一般	3	3,284		3,200		登録団体	1	800	800	800			
		登録団体	3			1,600									
	時間超過	一般	-				使用料の3割相当		登録団体	1	800	800	800		
		登録団体	-				使用料の3割相当								
第1音楽室	午前	一般	1	1,876	*	1,400	午前	一般	1	1,809	1,500	1,600	1,800		
		登録団体	1			700		登録団体	1		1,000	1,400			
	午後	一般	1	1,876		1,800	午後	一般	1	1,809	1,800	1,800	1,800		
		登録団体	1			900		登録団体	1		1,200	1,500			
	夜間	一般	1	1,876		1,800	夜間	一般	1	1,809	1,800	1,800	1,800		
		登録団体	1			900		登録団体	1		1,200	1,500			
第2音楽室	午前	一般	1	821	*	700	午前	一般	1	791	700	700	700		
		登録団体	1			350		登録団体	1		400	500			
	午後	一般	1	821		800	午後	一般	1	791	700	700	700		
		登録団体	1			400		登録団体	1		500	600			
	夜間	一般	1	821		800	夜間	一般	1	791	700	700	700		
		登録団体	1			400		登録団体	1		500	600			
体育室(全面使用)	午前	一般	1	747	*	500	午前	一般	1	719	500	600	700		
		登録団体	1			250		登録団体	1		400	500			
	午後	一般	1	747		700	午後	一般	1	719	700	700	700		
		登録団体	1			350		登録団体	1		400	500			
	夜間	一般	1	747		700	夜間	一般	1	719	700	700	700		
		登録団体	1			350		登録団体	1		400	500			
体育室(半面使用)	午前	一般	1	373		300	午前	一般	1	359	300	300	400		
		登録団体	1			150		登録団体	1		200	300			
	午後	一般	1	373		300	午後	一般	1	359	400	400	400		
		登録団体	1			150		登録団体	1		200	300			
	夜間	一般	1	373		300	夜間	一般	1	359	400	400	400		
		登録団体	1			150		登録団体	1		200	300			
永福和泉地域市民センター	第1集会室	午前	一般	3	2,346	*	1,800	午前	一般	3	2,262	1,900	2,000	2,200	
			登録団体	3			900		登録団体	3		1,300	1,700		
		午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500	
			登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200		

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定					備考			
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和 現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)		第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)	
永福和泉地域区民センター	第1集会室	夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500	
			登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300		
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500		500
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		
	第2集会室	午前	一般	3	2,346	*	1,800	午前	一般	3	2,262	1,900	2,000	2,200	
			登録団体	3			900		登録団体	3		1,300	1,700		
		午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500	
			登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200		
		夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500	
			登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300		
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		
	第3集会室	午前	一般	3	2,346	*	1,800	午前	一般	3	2,262	1,900	2,000	2,200	
			登録団体	3			900		登録団体	3		1,300	1,700		
		午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500	
			登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200		
		夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500	
			登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300		
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		
	第4集会室	午前	一般	3	4,692	*	3,700	午前	一般	3	4,524	3,900	4,200	4,500	
			登録団体	3			1,850		登録団体	3		2,700	3,600		
		午後	一般	4	6,256		6,200	午後①及び午後②	一般	2	3,016	3,000	3,000	3,000	
			登録団体	4			3,100		登録団体	2		2,000	2,500		
夜間		一般	3	4,692		4,600	夜間	一般	2	3,016	3,000	3,000	3,000		
		登録団体	3			2,300		登録団体	2		2,500	2,700			
時間超過		一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,131	1,100	1,100	1,100		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		700	900			
第5集会室	午前	一般	3	2,346	*	1,800	午前	一般	3	2,262	1,900	2,000	2,200		
		登録団体	3			900		登録団体	3		1,300	1,700			
	午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500		
		登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200			
	夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500		
		登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300			
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400			
第6集会室	午前	一般	3	2,111	*	1,600	午前	一般	3	2,035	1,700	1,800	2,000		
		登録団体	3			800		登録団体	3		1,200	1,600			
	午後	一般	4	2,815		2,800	午後①及び午後②	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300		
		登録団体	4			1,400		登録団体	2		900	1,100			
	夜間	一般	3	2,111		2,100	夜間	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300		
		登録団体	3			1,050		登録団体	2		1,100	1,200			
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	508	400	400	500		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400			
第7集会室	午前	一般	3	469		400	午前	一般	3	452	400	400	400		
		登録団体	3			200		登録団体	3		200	300			
	午後	一般	4	625		600	午後①及び午後②	一般	2	301	300	300	300		
		登録団体	4			300		登録団体	2		200	200			
	夜間	一般	3	469		400	夜間	一般	2	301	300	300	300		
		登録団体	3			200		登録団体	2		200	200			
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	113	100	100	100		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
第1和室(舞台を使用する場合)	午前	一般	3	2,346	*	1,800	午前	一般	3	2,262	1,900	2,000	2,200		
		登録団体	3			900		登録団体	3		1,300	1,700			
	午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500		
		登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200			
	夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500		
		登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300			
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400			
第1和室(舞台を使用しない場合)	午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100		
		登録団体	3			450		登録団体	3		600	800			
	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700		
		登録団体	4			750		登録団体	2		400	500			
	夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700		
		登録団体	3			550		登録団体	2		600	600			
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
第2和室	午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800		
		登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400			

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定							備考
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	
永福和泉地域市民センター	第2和室	午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200
			登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000	
		夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200
			登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100	
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300	
	第3和室	午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800
			登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400	
		午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200
			登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000	
		夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200
			登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100	
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300		
	第4和室(茶室)	午前	一般	3	938	*	700	午前	一般	3	904	700	800	900
			登録団体	3			350		登録団体	3		500	700	
		午後	一般	4	1,251		1,200	午後①及び午後②	一般	2	603	600	600	600
			登録団体	4			600		登録団体	2		400	500	
		夜間	一般	3	938		900	夜間	一般	2	603	600	600	600
			登録団体	3			450		登録団体	2		500	500	
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	200	300	400	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300		
	水屋	午前	一般	3	234		200	午前	一般	3	226	200	200	200
			登録団体	3			100		登録団体	3		100	100	
午後		一般	4	312		300	午後①及び午後②	一般	2	150	100	100	100	
		登録団体	4			150		登録団体	2		100	100		
夜間		一般	3	234		200	夜間	一般	2	150	100	100	100	
		登録団体	3			100		登録団体	2		100	100		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	56	100	100	100		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
工芸室(工芸使用)	午前	一般	3	3,284	*	2,500	午前	一般	3	3,166	2,700	2,900	3,100	
		登録団体	3			1,250		登録団体	3		1,800	2,400		
	午後	一般	4	4,379		4,300	午後①及び午後②	一般	2	2,111	2,100	2,100	2,100	
		登録団体	4			2,150		登録団体	2		1,400	1,700		
	夜間	一般	3	3,284		3,200	夜間	一般	2	2,111	2,100	2,100	2,100	
		登録団体	3			1,600		登録団体	2		1,700	1,900		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	791	700	700	700		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		400	500			
工芸室(集会使用)	午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500	
		登録団体	3			600		登録団体	3		900	1,200		
	午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
		登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800		
	夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
		登録団体	3			800		登録団体	2		800	900		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	791	400	500	700		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	500			
料理室(11人以下使用)	午前	一般	3	3,285	*	2,500	午前	一般	3	3,166	2,700	2,900	3,100	
		登録団体	3			1,250		登録団体	3		1,800	2,400		
	午後	一般	4	4,380		4,300	午後①及び午後②	一般	2	2,111	2,100	2,100	2,100	
		登録団体	4			2,150		登録団体	2		1,400	1,700		
	夜間	一般	3	3,285		3,200	夜間	一般	2	2,111	2,100	2,100	2,100	
		登録団体	3			1,600		登録団体	2		1,700	1,900		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	791	700	700	700		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		400	500			
料理室(12人以下使用)	午前	一般	3	4,692	*	3,700	午前	一般	3	4,524	3,900	4,200	4,500	
		登録団体	3			1,850		登録団体	3		2,700	3,600		
	午後	一般	4	6,256		6,200	午後①及び午後②	一般	2	3,016	3,000	3,000	3,000	
		登録団体	4			3,100		登録団体	2		2,000	2,500		
	夜間	一般	3	4,692		4,600	夜間	一般	2	3,016	3,000	3,000	3,000	
		登録団体	3			2,300		登録団体	2		2,500	2,700		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,131	1,100	1,100	1,100		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		700	900			
軽運動室	午前	一般	3	4,692		4,600		一般	1		890	800	800	800
		登録団体	3			2,300								
	午後	一般	4	6,256		6,200		一般	1		890	800	800	800
		登録団体	4			3,100								
	夜間	一般	3	4,692		4,600		一般	1		890	800	800	800
		登録団体	3			2,300								
時間超過	一般	-			使用料の3割相当		一般	1		890	800	800	800	
	登録団体	-			使用料の3割相当									登録団体

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行						改 定						備考
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	
永福和泉地域区民センター	第1音楽室	午前	一般	1	1,642	*	1,200	午前	一般	1	1,583	1,300	1,400	1,500
			登録団体	1			600		登録団体	1		900	1,200	
		午後	一般	1	1,642		1,600	午後	一般	1	1,583	1,500	1,500	
			登録団体	1			800		登録団体	1		1,000	1,200	
		夜間	一般	1	1,642		1,600	夜間	一般	1	1,583	1,500	1,500	
			登録団体	1			800		登録団体	1		1,000	1,200	
	第2音楽室	午前	一般	1	1,055	*	800	午前	一般	1	1,017	800	900	1,000
			登録団体	1			400		登録団体	1		600	800	
		午後	一般	1	1,055		1,000	午後	一般	1	1,017	1,000	1,000	
			登録団体	1			500		登録団体	1		600	800	
		夜間	一般	1	1,055		1,000	夜間	一般	1	1,017	1,000	1,000	
			登録団体	1			500		登録団体	1		600	800	
	体育室(全面使用)	午前	一般	1	373		300	午前	一般	1	359	300	300	300
			登録団体	1			150		登録団体	1		200	200	
		午後	一般	1	373		300	午後	一般	1	359	300	300	
			登録団体	1			150		登録団体	1		200	200	
		夜間	一般	1	373		300	夜間	一般	1	359	300	300	
			登録団体	1			150		登録団体	1		200	200	
井草地域区民センター	第1集会室	午前	一般	3	2,815	*	2,200	午前	一般	3	2,714	2,300	2,500	2,700
			登録団体	3			1,100		登録団体	3		1,600	2,100	
		午後	一般	4	3,753		3,700	午後①及び午後②	一般	2	1,809	1,800	1,800	
			登録団体	4			1,850		登録団体	2		1,200	1,500	
		夜間	一般	3	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,809	1,800	1,800	
			登録団体	3			1,400		登録団体	2		1,500	1,600	
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	678	600	600	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		400	500	
	第2集会室	午前	一般	3	2,815	*	2,200	午前	一般	3	2,714	2,300	2,500	2,700
			登録団体	3			1,100		登録団体	3		1,600	2,100	
		午後	一般	4	3,753		3,700	午後①及び午後②	一般	2	1,809	1,800	1,800	
			登録団体	4			1,850		登録団体	2		1,200	1,500	
		夜間	一般	3	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,809	1,800	1,800	
			登録団体	3			1,400		登録団体	2		1,500	1,600	
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	678	600	600	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		400	500	
	第3集会室	午前	一般	3	2,346	*	1,800	午前	一般	3	2,262	1,900	2,000	2,200
			登録団体	3			900		登録団体	3		1,300	1,700	
		午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	
			登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200	
		夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	
			登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300	
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400	
第4集会室	午前	一般	3	2,111	*	1,600	午前	一般	3	2,035	1,700	1,800	2,000	
		登録団体	3			800		登録団体	3		1,200	1,600		
	午後	一般	4	2,815		2,800	午後①及び午後②	一般	2	1,357	1,300	1,300		
		登録団体	4			1,400		登録団体	2		900	1,100		
	夜間	一般	3	2,111		2,100	夜間	一般	2	1,357	1,300	1,300		
		登録団体	3			1,050		登録団体	2		1,100	1,200		
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	508	400	400		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		
第5集会室	午前	一般	3	2,111	*	1,600	午前	一般	3	2,035	1,700	1,800	2,000	
		登録団体	3			800		登録団体	3		1,200	1,600		
	午後	一般	4	2,815		2,800	午後①及び午後②	一般	2	1,357	1,300	1,300		
		登録団体	4			1,400		登録団体	2		900	1,100		
	夜間	一般	3	2,111		2,100	夜間	一般	2	1,357	1,300	1,300		
		登録団体	3			1,050		登録団体	2		1,100	1,200		
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	508	400	400		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		
第6集会室	午前	一般	3	2,346	*	1,800	午前	一般	3	2,262	1,900	2,000	2,200	
		登録団体	3			900		登録団体	3		1,300	1,700		
	午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500		
		登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200		
	夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500		
		登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300		
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		
第7集会室	午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800	
		登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400		
	午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200		
		登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000		

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定							備考
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	
井草地域区民センター	第7集会室	夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200
			登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100	
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400
			登録団体	-			使用料の3割相当	登録団体	0.75		200	300		
	第1和室	午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500
			登録団体	3			600		登録団体	3		900	1,200	
		午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000
			登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800	
		夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000
			登録団体	3			800		登録団体	2		800	900	
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300	
		登録団体	-			使用料の3割相当	登録団体	0.75		200	200			
	第2和室(茶室)	午前	一般	3	938	*	700	午前	一般	3	904	700	800	900
			登録団体	3			350		登録団体	3		500	700	
		午後	一般	4	1,251		1,200	午後①及び午後②	一般	2	603	600	600	600
			登録団体	4			600		登録団体	2		400	500	
		夜間	一般	3	938		900	夜間	一般	2	603	600	600	600
			登録団体	3			450		登録団体	2		500	500	
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	226	200	200	200	
		登録団体	-			使用料の3割相当	登録団体	0.75		100	100			
	第3和室(舞台を使用する場合)	午前	一般	3	2,815	*	2,200	午前	一般	3	2,714	2,300	2,500	2,700
			登録団体	3			1,100		登録団体	3		1,600	2,100	
		午後	一般	4	3,753		3,700	午後①及び午後②	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800
			登録団体	4			1,850		登録団体	2		1,200	1,500	
夜間		一般	3	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800	
		登録団体	3			1,400		登録団体	2		1,500	1,600		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	678	600	600	600		
	登録団体	-			使用料の3割相当	登録団体	0.75		400	500				
第3和室(舞台を使用しない場合)	午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500	
		登録団体	3			600		登録団体	3		900	1,200		
	午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
		登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800		
	夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
		登録団体	3			800		登録団体	2		800	900		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300		
	登録団体	-			使用料の3割相当	登録団体	0.75		200	200				
第4和室	午前	一般	3	2,346	*	1,800	午前	一般	3	2,262	1,900	2,000	2,200	
		登録団体	3			900		登録団体	3		1,300	1,700		
	午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500	
		登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200		
	夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500	
		登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500		
	登録団体	-			使用料の3割相当	登録団体	0.75		300	400				
視聴覚準備室	午前	一般	3	1,876	*	1,400	平成27年1月1日廃止							
		登録団体	3			700								
	午後	一般	4	2,502		2,500								
		登録団体	4			1,250								
	夜間	一般	3	1,876		1,800								
		登録団体	3			900								
時間超過	一般	-			使用料の3割相当									
	登録団体	-			使用料の3割相当									
水屋	午前	一般	3	234		200	午前	一般	3	226	200	200	200	
		登録団体	3			100		登録団体	3		100	100		
	午後	一般	4	312		300	午後①及び午後②	一般	2	150	100	100	100	
		登録団体	4			150		登録団体	2		100	100		
	夜間	一般	3	234		200	夜間	一般	2	150	100	100	100	
		登録団体	3			100		登録団体	2		100	100		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	56	100	100	100		
	登録団体	-			使用料の3割相当	登録団体	0.75		100	100				
工芸室(工芸使用)	午前	一般	3	2,815	*	2,200	午前	一般	3	2,714	2,300	2,500	2,700	
		登録団体	3			1,100		登録団体	3		1,600	2,100		
	午後	一般	4	3,753		3,700	午後①及び午後②	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800	
		登録団体	4			1,850		登録団体	2		1,200	1,500		
	夜間	一般	3	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800	
		登録団体	3			1,400		登録団体	2		1,500	1,600		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	678	600	600	600		
	登録団体	-			使用料の3割相当	登録団体	0.75		400	500				
工芸室(集会使用)	午前	一般	3	1,407	*	1,000	午前	一般	3	1,357	1,100	1,200	1,300	
		登録団体	3			500		登録団体	3		700	1,000		

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定						備考	
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)		第2期 (円)
井草地域区民センター	工芸室(集会使用)	午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900
			登録団体	4			900		登録団体	2		600	700	
		夜間	一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900
			登録団体	3			700		登録団体	2		700	800	
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200	
	料理室(14以下使用)	午前	一般	3	3,613	*	2,800	午前	一般	3	3,483	3,000	3,200	3,400
			登録団体	3			1,400		登録団体	3		2,000	2,700	
		午後	一般	4	4,818		4,800	午後①及び午後②	一般	2	2,322	2,300	2,300	2,300
			登録団体	4			2,400		登録団体	2		1,500	1,900	
		夜間	一般	3	3,613		3,600	夜間	一般	2	2,322	2,300	2,300	2,300
			登録団体	3			1,800		登録団体	2		1,900	2,100	
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	870	800	800	800	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		500	600		
	料理室(15人以上使用)	午前	一般	3	5,161	*	3,900	午前	一般	3	4,976	4,200	4,500	4,900
			登録団体	3			1,950		登録団体	3		2,900	3,900	
		午後	一般	4	6,881		6,800	午後①及び午後②	一般	2	3,317	3,300	3,300	3,300
			登録団体	4			3,400		登録団体	2		2,200	2,700	
		夜間	一般	3	5,161		5,100	夜間	一般	2	3,317	3,300	3,300	3,300
			登録団体	3			2,550		登録団体	2		2,800	3,000	
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,244	1,100	1,100	1,200	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		700	900		
	軽運動室	午前	一般	3	3,753		3,700		一般 登録団体	1 1	890	800 800	800 800	800
			登録団体	3			1,850							
午後		一般	4	5,004		5,000								
		登録団体	4			2,500								
夜間		一般	3	3,753		3,700								
		登録団体	3			1,850								
時間超過	一般	-			使用料の3割相当									
	登録団体	-			使用料の3割相当									
第1音楽室	午前	一般	1	1,055	*	800	午前	一般	1	1,017	800	900	1,000	
		登録団体	1			400		登録団体	1		600	800		
	午後	一般	1	1,055		1,000	午後	一般	1	1,017	1,000	1,000	1,000	
		登録団体	1			500		登録団体	1		600	800		
	夜間	一般	1	1,055		1,000	夜間	一般	1	1,017	1,000	1,000	1,000	
		登録団体	1			500		登録団体	1		600	800		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,244	1,100	1,100	1,200		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		700	900			
第2音楽室	午前	一般	1	1,876	*	1,400	午前	一般	1	1,809	1,500	1,600	1,800	
		登録団体	1			700		登録団体	1		1,000	1,400		
	午後	一般	1	1,876		1,800	午後	一般	1	1,809	1,800	1,800	1,800	
		登録団体	1			900		登録団体	1		1,200	1,500		
	夜間	一般	1	1,876		1,800	夜間	一般	1	1,809	1,800	1,800	1,800	
		登録団体	1			900		登録団体	1		1,200	1,500		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	508	300	400	500		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300			
梅里区民集会所	第1集会室	午前	一般	3	1,407	*	1,000	午前	一般	3	1,357	1,100	1,200	1,300
			登録団体	3			500		登録団体	3		700	1,000	
		午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900
			登録団体	4			900		登録団体	2		600	700	
		夜間	一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900
			登録団体	3			700		登録団体	2		700	800	
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	508	300	400	500	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300		
	第2集会室(特別 パントリーを使用 する場合)	午前	一般	3	1,407	*	1,200	平成27年1月1日廃止						
			登録団体	3			600							
		午後	一般	4	1,876		1,800							
			登録団体	4			900							
		夜間	一般	3	1,407		1,400							
			登録団体	3			700							
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当								
		登録団体	-			使用料の3割相当								
	第2集会室(特別 パントリーを使用 しない場合)	午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100
			登録団体	3			450		登録団体	3		600	800	
午後		一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700	
		登録団体	4			750		登録団体	2		400	500		
夜間		一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700	
		登録団体	3			550		登録団体	2		600	600		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
上高井戸区民集会所	集会室(特別パ ントリーを使用する 場合)	午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500
			登録団体	3			600		登録団体	3		900	1,200	
	午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
		登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800		

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定							備考	
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)
上高井戸区民集会所	集会室(特別バン トリーを使用する 場合)	夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
			登録団体	3			800		登録団体	2		800	900		
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200		
		集会室(特別バン トリーを使用しな い場合)	午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100
				登録団体	3			450		登録団体	3		600	800	
	午後		一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700	
			登録団体	4			750		登録団体	2		400	500		
	夜間		一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700	
			登録団体	3			550		登録団体	2		600	600		
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
	第1和室	午前	一般	3	938	*	700	午前	一般	3	904	700	800	900	
			登録団体	3			350		登録団体	3		500	700		
		午後	一般	4	1,251		1,200	午後①及び午後②	一般	2	603	600	600	600	
			登録団体	4			600		登録団体	2		400	500		
		夜間	一般	3	938		900	夜間	一般	2	603	600	600	600	
			登録団体	3			450		登録団体	2		500	500		
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	226	200	200	200		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
	第2和室	午前	一般	3	938	*	700	午前	一般	3	904	700	800	900	
			登録団体	3			350		登録団体	3		500	700		
		午後	一般	4	1,251		1,200	午後①及び午後②	一般	2	603	600	600	600	
			登録団体	4			600		登録団体	2		400	500		
夜間		一般	3	938		900	夜間	一般	2	603	600	600	600		
		登録団体	3			450		登録団体	2		500	500			
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	226	200	200	200			
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100				
四宮区民集会所	第1集会室	午前	一般	3	2,815	*	2,200	午前	一般	3	2,714	2,300	2,500	2,700	
			登録団体	3			1,100		登録団体	3		1,600	2,100		
		午後	一般	4	3,753		3,700	午後①及び午後②	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800	
			登録団体	4			1,850		登録団体	2		1,200	1,500		
		夜間	一般	3	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800	
			登録団体	3			1,400		登録団体	2		1,500	1,600		
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	678	600	600	600		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		400	500			
	第2集会室	午前	一般	3	1,407	*	1,000	午前	一般	3	1,357	1,100	1,200	1,300	
			登録団体	3			500		登録団体	3		700	1,000		
		午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900	
			登録団体	4			900		登録団体	2		600	700		
		夜間	一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900	
			登録団体	3			700		登録団体	2		700	800		
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200			
	和室	午前	一般	3	1,407	*	1,000	午前	一般	3	1,357	1,100	1,200	1,300	
			登録団体	3			500		登録団体	3		700	1,000		
		午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900	
			登録団体	4			900		登録団体	2		600	700		
		夜間	一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900	
			登録団体	3			700		登録団体	2		700	800		
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200			
西荻南区民集会所	第1集会室	午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800	
			登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400		
		午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200	
			登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000		
		夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200	
			登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100		
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300			
	第2集会室	午前	一般	3	2,815	*	2,200	午前	一般	3	2,714	2,300	2,500	2,700	
			登録団体	3			1,100		登録団体	3		1,600	2,100		
		午後	一般	4	3,753		3,700	午後①及び午後②	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800	
			登録団体	4			1,850		登録団体	2		1,200	1,500		
		夜間	一般	3	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800	
			登録団体	3			1,400		登録団体	2		1,500	1,600		
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	678	600	600	600		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		400	500			
	遊戯室(集会使用)	午前	一般	3	4,692	*	3,700	午前	一般	3	4,524	3,900	4,200	4,500	
			登録団体	3			1,850		登録団体	3		2,700	3,600		

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定							備考	
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)
西荻南区民集会所	遊戯室(集会使用)	午後	一般	4	6,256		6,200	午後①及び午後②	一般	2	3,016	3,000	3,000	3,000	
			登録団体	4			3,100		登録団体	2			2,000		2,500
		平日夜間	一般	2	3,128		3,100	平日夜間	一般	2	3,016	3,000	3,000	3,000	
			登録団体	2			1,550		登録団体	2			2,000		2,500
		休日夜間	一般	3	4,692		4,600	休日夜間	一般	2	3,016	3,000	3,000	3,000	
			登録団体	3			2,300		登録団体	2			2,500		2,700
		時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	1,131	900	1,000	1,100	
			登録団体	-					登録団体	0.75			600		800
		集会室兼音楽室	午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500
				登録団体	3			600		登録団体	3			900	
	午後		一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
			登録団体	4			1,050		登録団体	2			600		800
	平日夜間		一般	2	1,094		1,000	平日夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
			登録団体	2			500		登録団体	2			600		800
	休日夜間		一般	3	1,642		1,600	休日夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
			登録団体	3			800		登録団体	2			800		900
	時間超過		一般	-				延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300	
			登録団体	-					登録団体	0.75			200		200
	遊戯室(体育全面使用)	午前	一般	1	373		300	午前	一般	1	359	300	300	300	
			登録団体	1			150		登録団体	1			200		200
午後		一般	1	373		300	午後	一般	1	359	300	300	300		
		登録団体	1			150		登録団体	1			200		200	
平日夜間		一般	1	373		300	平日夜間	一般	1	359	300	300	300		
		登録団体	1			150		登録団体	1			200		200	
休日夜間		一般	1	373		300	休日夜間	一般	1	359	300	300	300		
		登録団体	1			150		登録団体	1			200		200	
方南区民集会所		第1集会室	午前	一般	3	1,407	*	1,000	午前	一般	3	1,357	1,100	1,200	1,300
				登録団体	3			500		登録団体	3			700	
	午後		一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900	
			登録団体	4			900		登録団体	2			600		700
	夜間		一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900	
			登録団体	3			700		登録団体	2			700		800
	時間超過		一般	-				延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300	
			登録団体	-					登録団体	0.75			200		200
	第2集会室		午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800
				登録団体	3			700		登録団体	3			1,000	
		午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200	
			登録団体	4			1,250		登録団体	2			800		1,000
		夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200	
			登録団体	3			900		登録団体	2			1,000		1,100
		時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400	
			登録団体	-					登録団体	0.75			200		300
		第3集会室	午前	一般	3	703	*	500	午前	一般	3	678	500	500	600
				登録団体	3			250		登録団体	3			300	
	午後		一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400	
			登録団体	4			450		登録団体	2			200		300
夜間	一般		3	703		700	夜間	一般	2	452	400	400	400		
	登録団体		3			350		登録団体	2			300		300	
時間超過	一般		-				延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100		
	登録団体		-					登録団体	0.75			100		100	
和室	午前		一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800	
			登録団体	3			700		登録団体	3			1,000		1,400
	午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200		
		登録団体	4			1,250		登録団体	2			800		1,000	
	夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200		
		登録団体	3			900		登録団体	2			1,000		1,100	
	時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400		
		登録団体	-					登録団体	0.75			200		300	
	多目的ルーム(集会使用)	午前	一般	3	3,284	*	2,500	午前	一般	3	3,166	2,700	2,900	3,100	
			登録団体	3			1,250		登録団体	3			1,800		2,400
午後		一般	4	4,379		4,300	午後①及び午後②	一般	2	2,111	2,100	2,100	2,100		
		登録団体	4			2,150		登録団体	2			1,400		1,700	
夜間		一般	3	3,284		3,200	夜間	一般	2	2,111	2,100	2,100	2,100		
		登録団体	3			1,600		登録団体	2			1,700		1,900	
時間超過		一般	-				延長使用料	一般	0.75	791	700	700	700		
		登録団体	-					登録団体	0.75			400		500	
多目的ルーム(音楽使用又は体育使用)		午前	一般	1	1,094	*	800	午前	一般	1	1,055	800	900	1,000	
			登録団体	1			400		登録団体	1			600		800
	午後	一般	1	1,094		1,000	午後	一般	1	1,055	1,000	1,000	1,000		
		登録団体	1			500		登録団体	1			600		800	

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定					備考		
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)		第1期 (円)	第2期 (円)
方南区民集会所	多目的ルーム(音楽使用又は体育使用)	夜間	一般	1	1,094		1,000	夜間	一般	1	1,055	1,000	1,000	1,000
			登録団体	1			500		登録団体	1		600	800	
下高井戸区民集会所	第1集会室	午前	一般	3	2,346	*	1,800	午前	一般	3	2,262	1,900	2,000	2,200
			登録団体	3			900		登録団体	3		1,300	1,700	
		午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500
			登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200	
		夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500
			登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300	
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		
	第2集会室	午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800
			登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400	
		午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200
			登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000	
		夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200
			登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100	
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300		
	第1和室	午前	一般	3	2,111	*	1,600	午前	一般	3	2,035	1,700	1,800	2,000
			登録団体	3			800		登録団体	3		1,200	1,600	
		午後	一般	4	2,815		2,800	午後①及び午後②	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300
			登録団体	4			1,400		登録団体	2		900	1,100	
		夜間	一般	3	2,111		2,100	夜間	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300
			登録団体	3			1,050		登録団体	2		1,100	1,200	
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	508	400	400	500	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		
第2和室	午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500	
		登録団体	3			600		登録団体	3		900	1,200		
	午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
		登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800		
	夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
		登録団体	3			800		登録団体	2		800	900		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200			
水屋	午前	一般	3	234		200	午前	一般	3	226	200	200	200	
		登録団体	3			100		登録団体	3		100	100		
	午後	一般	4	312		300	午後①及び午後②	一般	2	150	100	100	100	
		登録団体	4			150		登録団体	2		100	100		
	夜間	一般	3	234		200	夜間	一般	2	150	100	100	100	
		登録団体	3			100		登録団体	2		100	100		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	56	100	100	100		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
体育室(集会使用)	午前	一般	3	5,161	*	4,000	午前	一般	3	4,976	4,300	4,600	4,900	
		登録団体	3			2,000		登録団体	3		2,900	3,900		
	午後	一般	4	6,881		6,800	午後①及び午後②	一般	2	3,317	3,300	3,300	3,300	
		登録団体	4			3,400		登録団体	2		2,200	2,700		
	夜間	一般	3	5,161		5,100	夜間	一般	2	3,317	3,300	3,300	3,300	
		登録団体	3			2,550		登録団体	2		2,800	3,000		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,244	1,200	1,200	1,200		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		800	1,000			
体育室(全面使用)	午前	一般	1	747	*	500	午前	一般	1	719	500	600	700	
		登録団体	1			250		登録団体	1		400	500		
	午後	一般	1	747		700	午後	一般	1	719	700	700	700	
		登録団体	1			350		登録団体	1		400	500		
	夜間	一般	1	747		700	夜間	一般	1	719	700	700	700	
		登録団体	1			350		登録団体	1		400	500		
体育室(半面使用)	午前	一般	1	373		300	午前	一般	1	359	300	300	400	
		登録団体	1			150		登録団体	1		200	300		
	午後	一般	1	373		300	午後	一般	1	359	400	400	400	
		登録団体	1			150		登録団体	1		200	300		
	夜間	一般	1	373		300	夜間	一般	1	359	400	400	400	
		登録団体	1			150		登録団体	1		200	300		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
本天沼区民集会所	第1集会室	午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100
			登録団体	3			450		登録団体	3		600	800	
		午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700
			登録団体	4			750		登録団体	2		400	500	
		夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700
			登録団体	3			550		登録団体	2		600	600	
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定						備考		
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)		第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)
本天沼区民集会所	第2集会室	午前	一般	3	1,407	*	1,000	午前	一般	3	1,357	1,100	1,200	1,300	
			登録団体	3			500		登録団体	3		700	1,000		
		午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900	
			登録団体	4			900		登録団体	2		600	700		
		夜間	一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900	
			登録団体	3			700		登録団体	2		700	800		
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200		
		第3集会室	午前	一般	3	1,407	*	1,000	午前	一般	3	1,357	1,100	1,200	1,300
				登録団体	3			500		登録団体	3		700	1,000	
	午後		一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900	
			登録団体	4			900		登録団体	2		600	700		
	夜間		一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900	
			登録団体	3			700		登録団体	2		700	800		
	時間超過		一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200		
	第4集会室		午前	一般	3	2,111	*	1,600	午前	一般	3	2,035	1,700	1,800	2,000
				登録団体	3			800		登録団体	3		1,200	1,600	
		午後	一般	4	2,815		2,800	午後①及び午後②	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300	
			登録団体	4			1,400		登録団体	2		900	1,100		
		夜間	一般	3	2,111		2,100	夜間	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300	
			登録団体	3			1,050		登録団体	2		1,100	1,200		
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	508	400	400	500	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		
和室		午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800	
			登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400		
	午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200		
		登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000			
	夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200		
		登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100			
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300			
	和田区民集会所	第1集会室	午前	一般	3	1,407	*	1,000	午前	一般	3	1,357	1,100	1,200	1,300
				登録団体	3			500		登録団体	3		700	1,000	
午後			一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900	
			登録団体	4			900		登録団体	2		600	700		
夜間			一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900	
			登録団体	3			700		登録団体	2		700	800		
時間超過			一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200		
第2集会室			午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800
				登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400	
		午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200	
			登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000		
		夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200	
			登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100		
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300		
		第3集会室	午前	一般	3	1,407	*	1,000	午前	一般	3	1,357	1,100	1,200	1,300
				登録団体	3			500		登録団体	3		700	1,000	
午後			一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900	
			登録団体	4			900		登録団体	2		600	700		
夜間			一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900	
			登録団体	3			700		登録団体	2		700	800		
時間超過			一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200		
第1和室			午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100
				登録団体	3			450		登録団体	3		600	800	
		午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700	
			登録団体	4			750		登録団体	2		400	500		
		夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700	
			登録団体	3			550		登録団体	2		600	600		
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
	第2和室	午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100	
			登録団体	3			450		登録団体	3		600	800		
午後		一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700		
		登録団体	4			750		登録団体	2		400	500			
夜間		一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700		
		登録団体	3			550		登録団体	2		600	600			

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定							備考	
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)
和田区民集会所	第2和室	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
	水屋	午前	一般	3	234		200	午前	一般	3	226	200	200	200	
			登録団体	3			100		登録団体	3		100	100		
		午後	一般	4	312		300	午後①及び午後②	一般	2	150	100	100	100	
			登録団体	4			150		登録団体	2		100	100		
		夜間	一般	3	234		200	夜間	一般	2	150	100	100	100	
			登録団体	3			100		登録団体	2		100	100		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	56	100	100	100
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
八成区民集会所	第1集会室	午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100	
			登録団体	3			450		登録団体	3		600	800		
		午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700	
			登録団体	4			750		登録団体	2		400	500		
		夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700	
			登録団体	3			550		登録団体	2		600	600		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
		第2集会室	午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500
				登録団体	3			600		登録団体	3		900	1,200	
			午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000
				登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800	
	夜間		一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
			登録団体	3			800		登録団体	2		800	900		
	時間超過		一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200	
	第3集会室		午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500
				登録団体	3			600		登録団体	3		900	1,200	
			午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000
				登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800	
		夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
			登録団体	3			800		登録団体	2		800	900		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200	
		第4集会室	午前	一般	3	1,407	*	1,000	午前	一般	3	1,357	1,100	1,200	1,300
				登録団体	3			500		登録団体	3		700	1,000	
			午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900
				登録団体	4			900		登録団体	2		600	700	
	夜間		一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900	
			登録団体	3			700		登録団体	2		700	800		
	時間超過		一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200	
	和室		午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500
				登録団体	3			600		登録団体	3		900	1,200	
			午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000
				登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800	
		夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
			登録団体	3			800		登録団体	2		800	900		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200	
		水屋	午前	一般	3	234		200	午前	一般	3	226	200	200	200
				登録団体	3			100		登録団体	3		100	100	
			午後	一般	4	312		300	午後①及び午後②	一般	2	150	100	100	100
				登録団体	4			150		登録団体	2		100	100	
	夜間		一般	3	234		200	夜間	一般	2	150	100	100	100	
			登録団体	3			100		登録団体	2		100	100		
	時間超過		一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	56	100	100	100
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
高円寺北区民集会所	第1集会室		午前	一般	3	1,642		1,600	午前	一般	3	1,583	1,500	1,500	1,500
				登録団体	3			800		登録団体	3		1,000	1,200	
			午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000
				登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800	
		夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
			登録団体	3			800		登録団体	2		800	900		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200	
		第2集会室	午前	一般	3	1,642		1,600	午前	一般	3	1,583	1,500	1,500	1,500
				登録団体	3			800		登録団体	3		1,000	1,200	
			午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000
				登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800	

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定							備考	
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和 現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)		
高円寺北区民集会所	第2集会室	夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
			登録団体	3			800		登録団体	2		800	900		
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300	
			登録団体	-			使用料の3割相当	登録団体	0.75		200	200			
	第3集会室	午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100	
			登録団体	3			550		登録団体	3		700	900		
		午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700	
			登録団体	4			750		登録団体	2		400	500		
		夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700	
			登録団体	3			550		登録団体	2		600	600		
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
			登録団体	-			使用料の3割相当	登録団体	0.75		100	100			
	第4集会室	午前	一般	3	1,642		1,600	午前	一般	3	1,583	1,500	1,500	1,500	
			登録団体	3			800		登録団体	3		1,000	1,200		
		午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
			登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800		
		夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
			登録団体	3			800		登録団体	2		800	900		
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300	
			登録団体	-			使用料の3割相当	登録団体	0.75		200	200			
	第5集会室	午前	一般	3	1,407		1,400	午前	一般	3	1,357	1,300	1,300	1,300	
			登録団体	3			700		登録団体	3		900	1,100		
		午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900	
			登録団体	4			900		登録団体	2		600	700		
夜間		一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900		
		登録団体	3			700		登録団体	2		700	800			
時間超過		一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300		
		登録団体	-			使用料の3割相当	登録団体	0.75		200	200				
第6集会室(特別 パントリーを使用 する場合)	午前	一般	3	1,407		1,400	午前	一般	3	1,357	1,300	1,300	1,300		
		登録団体	3			700		登録団体	3		900	1,100			
	午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900		
		登録団体	4			900		登録団体	2		600	700			
	夜間	一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900		
		登録団体	3			700		登録団体	2		700	800			
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300		
		登録団体	-			使用料の3割相当	登録団体	0.75		200	200				
第6集会室(特別 パントリーを使用 しない場合)	午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100		
		登録団体	3			550		登録団体	3		700	900			
	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700		
		登録団体	4			750		登録団体	2		400	500			
	夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700		
		登録団体	3			550		登録団体	2		600	600			
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200		
		登録団体	-			使用料の3割相当	登録団体	0.75		100	100				
和室	午前	一般	3	2,346		2,300	午前	一般	3	2,262	2,200	2,200	2,200		
		登録団体	3			1,150		登録団体	3		1,500	1,800			
	午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500		
		登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200			
	夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500		
		登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300			
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500		
		登録団体	-			使用料の3割相当	登録団体	0.75		300	400				
産業商工会館	講堂、舞台(平日)	午前	一般	3	9,213	*	6,900	午前	一般	3	7,227	6,900	6,900	6,900	据え置き
			登録団体	3			3,450		登録団体	3		4,600	5,700		
		午後	一般	4	18,427	*	12,000	午後	一般	4	14,458	12,000	12,000	12,000	据え置き
			登録団体	4			6,000		登録団体	4		8,000	10,000		
		夜間	一般	3	18,427	*	13,000	夜間	一般	3	14,460	13,000	13,000	13,000	据え置き
			登録団体	3			6,500		登録団体	3		8,600	10,000		
		全日	一般	-	41,460	*	28,000	全日	一般	-	28,710	(削除)	(削除)	(削除)	
			登録団体	-			14,000		登録団体	-		(削除)	(削除)		
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,806	1,800	1,800	1,800		
		登録団体	-			使用料の3割相当	登録団体	0.75		1,200	1,500				
	講堂、舞台(土日祝)	午前	一般	3	9,213	*	6,900	午前	一般	3	7,227	6,900	6,900	6,900	据え置き
			登録団体	3			3,450		登録団体	3		4,600	5,700		
		午後	一般	4	22,114	*	14,000	午後	一般	4	17,350	14,000	14,000	14,000	据え置き
			登録団体	4			7,000		登録団体	4		9,300	11,000		
		夜間	一般	3	22,110	*	16,000	夜間	一般	3	17,352	16,000	16,000	16,000	据え置き
			登録団体	3			8,000		登録団体	3		10,000	13,000		
全日		一般	-	48,093	*	33,000	全日	一般	-	33,210	(削除)	(削除)	(削除)		
		登録団体	-			16,500		登録団体	-		(削除)	(削除)			

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行						改 定						備考		
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)	
産業商工会館	講堂、舞台(土日祝)	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,806	1,800	1,800	1,800		
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		1,200	1,500			
	展示場(集会利用)	午前	一般	3	4,599	*	3,700	午前	一般	3	4,433	3,700	3,700	3,700	据え置き	
				登録団体	3				1,850	登録団体	3		2,400			3,000
		午後	一般	4	6,132		6,100	午後①及び午後②	一般	2	2,955	2,900	2,900	2,900		
				登録団体	4				3,050	登録団体	2		1,900		2,400	
		夜間	一般	3	4,599		4,500	夜間	一般	2	2,955	2,900	2,900	2,900		
				登録団体	3				2,250	登録団体	2		2,400		2,600	
		時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	1,108	1,100	1,100	1,100		
				登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75		700		900	
		和室	午前	一般	3	2,111	*	1,600	午前	一般	3	2,035	1,600	1,600	1,600	据え置き
					登録団体	3				800	登録団体	3		1,000		
	午後		一般	4	2,815		2,800	午後①及び午後②	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300		
				登録団体	4				1,400	登録団体	2		900		1,100	
	夜間		一般	3	2,111		2,100	夜間	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300		
				登録団体	3				1,050	登録団体	2		1,100		1,200	
	時間超過		一般	-				延長使用料	一般	0.75	508	500	500	500		
				登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75		300		400	
	第1集会室	午前	一般	3	1,971	*	1,500	午前	一般	3	1,900	1,500	1,500	1,500	据え置き	
				登録団体	3				750	登録団体	3		1,000			1,200
		午後	一般	4	2,628		2,600	午後①及び午後②	一般	2	1,266	1,200	1,200	1,200		
				登録団体	4				1,300	登録団体	2		800		1,000	
		夜間	一般	3	1,971		1,900	夜間	一般	2	1,266	1,200	1,200	1,200		
				登録団体	3				950	登録団体	2		1,000		1,100	
時間超過		一般	-				延長使用料	一般	0.75	475	400	400	400			
			登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75		200		300		
第2集会室	午前	一般	3	1,688	*	1,200	午前	一般	3	1,628	1,200	1,200	1,200	据え置き		
			登録団体	3				600	登録団体	3		800			1,000	
	午後	一般	4	2,251		2,200	午後①及び午後②	一般	2	1,085	1,000	1,000	1,000			
			登録団体	4				1,100	登録団体	2		700		800		
	夜間	一般	3	1,688		1,600	夜間	一般	2	1,085	1,000	1,000	1,000			
			登録団体	3				800	登録団体	2		800		900		
	時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	407	400	400	400			
			登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75		200		300		
第3集会室	午前	一般	3	938		900	午前	一般	3	904	900	900	900			
			登録団体	3				450	登録団体	3		600		700		
	午後	一般	4	1,251		1,200	午後①及び午後②	一般	2	603	600	600	600			
			登録団体	4				600	登録団体	2		400		500		
	夜間	一般	3	938		900	夜間	一般	2	603	600	600	600			
			登録団体	3				450	登録団体	2		500		500		
	時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	226	200	200	200			
			登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75		100		100		
勤労福祉会館	ホール(平日)	午前	一般	3	20,750	*	18,000	午前	一般	3	13,468	13,000	13,000	13,000		
				登録団体	3				18,000	登録団体	3		13,468		13,000	13,000
		午後	一般	4	41,492	*	30,000	午後	一般	4	26,945	26,000	26,000	26,000		
				登録団体	4				30,000	登録団体	4		26,945		26,000	26,000
		夜間	一般	3	41,487	*	38,000	夜間	一般	3	26,949	26,000	26,000	26,000		
				登録団体	3				38,000	登録団体	3		26,949		26,000	26,000
		全日	一般	-	93,356	*	77,000	全日	一般	-	58,500	(削除)	(削除)	(削除)		
				登録団体	-				77,000	登録団体	-		(削除)	(削除)	(削除)	
	時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	3,367	3,300	3,300	3,300			
			登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75		3,300		3,300		
	ホール(土日祝)	午前	一般	3	20,750	*	18,000	午前	一般	3	13,468	13,000	13,000	13,000		
				登録団体	3				18,000	登録団体	3		13,468		13,000	13,000
		午後	一般	4	49,790	*	36,000	午後	一般	4	32,334	32,000	32,000	32,000		
				登録団体	4				36,000	登録団体	4		32,334		32,000	32,000
		夜間	一般	3	49,790	*	46,000	夜間	一般	3	32,339	32,000	32,000	32,000		
				登録団体	3				46,000	登録団体	3		32,339		32,000	32,000
		全日	一般	-	108,297	*	90,000	全日	一般	-	69,300	(削除)	(削除)	(削除)		
				登録団体	-				90,000	登録団体	-		(削除)	(削除)	(削除)	
	時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	3,367	3,300	3,300	3,300			
			登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75		3,300		3,300		
	第1集会室	午前	一般	3	2,346	*	1,800	午前	一般	3	2,262	1,900	2,000	2,200		
				登録団体	3				900	登録団体	3		1,300		1,700	
		午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500		
				登録団体	4				1,550	登録団体	2		1,000		1,200	
夜間		一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500			
			登録団体	3				1,150	登録団体	2		1,200		1,300		
時間超過		一般	-				延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500			
			登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75		300		400		
第2集会室	午前	一般	3	2,815	*	2,200	午前	一般	3	2,714	2,300	2,500	2,700			
			登録団体	3				1,100	登録団体	3		1,600		2,100		
	午後	一般	4	3,753		3,700	午後①及び午後②	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800			
			登録団体	4				1,850	登録団体	2		1,200		1,500		
	夜間	一般	3	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800			
			登録団体	3				1,400	登録団体	2		1,500		1,600		
	時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	678	600	600	600			
			登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75		400		500		
第5集会室	午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500			
			登録団体	3				600	登録団体	3		900		1,200		

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定							備考
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	
勤労福祉会館	第5集会室	午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000
			登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800	
		夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000
			登録団体	3			800		登録団体	2		800	900	
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200	
	第6集会室	午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500
			登録団体	3			600		登録団体	3		900	1,200	
		午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000
			登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800	
		夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000
			登録団体	3			800		登録団体	2		800	900	
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200			
第1和室(舞台使用)	午前	一般	3	2,815	*	2,200	午前	一般	3	2,714	2,300	2,500	2,700	
		登録団体	3			1,100		登録団体	3		1,600	2,100		
	午後	一般	4	3,753		3,700	午後①及び午後②	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800	
		登録団体	4			1,850		登録団体	2		1,200	1,500		
	夜間	一般	3	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800	
		登録団体	3			1,400		登録団体	2		1,500	1,600		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	678	600	600	600		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		400	500			
第1和室(舞台不使用)	午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800	
		登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400		
	午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200	
		登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000		
	夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200	
		登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300			
第2和室	午前	一般	3	1,407	*	1,000	午前	一般	3	1,357	1,100	1,200	1,300	
		登録団体	3			500		登録団体	3		700	1,000		
	午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900	
		登録団体	4			900		登録団体	2		600	700		
	夜間	一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900	
		登録団体	3			700		登録団体	2		700	800		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200			
工芸室(工芸使用)	午前	一般	3	3,753	*	3,000	午前	一般	3	3,619	3,200	3,400	3,600	
		登録団体	3			1,500		登録団体	3		2,200	2,900		
	午後	一般	4	5,004		5,000	午後①及び午後②	一般	2	2,412	2,400	2,400	2,400	
		登録団体	4			2,500		登録団体	2		1,600	2,000		
	夜間	一般	3	3,753		3,700	夜間	一般	2	2,412	2,400	2,400	2,400	
		登録団体	3			1,850		登録団体	2		2,000	2,200		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	904	900	900	900		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		600	700			
工芸室(集会使用)	午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800	
		登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400		
	午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200	
		登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000		
	夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200	
		登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100		
時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400		
	登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300			
軽運動室	午前	一般	3	3,753		3,700		一般	1	890	800	800	800	
		登録団体	3			1,850								
	午後	一般	4	5,004		5,000		登録団体	1		800	800		
		登録団体	4			2,500								
	夜間	一般	3	3,753		3,700		登録団体	1		800	800		
		登録団体	3			1,850								
時間超過	一般	-			使用料の3割相当		登録団体	1						
	登録団体	-			使用料の3割相当									
第1音楽室	午前	一般	1	1,055	*	800	午前	一般	1	1,017	800	900	1,000	
		登録団体	1			400		登録団体	1		600	800		
	午後	一般	1	1,055		1,000	午後	一般	1	1,017	1,000	1,000	1,000	
		登録団体	1			500		登録団体	1		600	800		
	夜間	一般	1	1,055		1,000	夜間	一般	1	1,017	1,000	1,000	1,000	
		登録団体	1			500		登録団体	1		600	800		
電子オルガン室	午前	一般	1	156		100	午前	一般	1	150	100	100	100	
	午後	一般	1	156		100	午後	一般	1	150	100	100	100	
	夜間	一般	1	156		100	夜間	一般	1	150	100	100	100	

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行						改 定						備考	
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)
社会教育センター	ホール(平日)	午前	一般	3	38,463	*	36,000	午前	一般	3	24,966	24,000	24,000	24,000	
		午後	一般	4	76,912	*	72,000	午後	一般	4	49,947	49,000	49,000	49,000	
		夜間	一般	3	76,904	*	72,000	夜間	一般	3	49,954	49,000	49,000	49,000	
		全日	一般	-	173,051	*	162,000	全日	一般	-	109,800	(削除)	(削除)	(削除)	
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	6,241	6,200	6,200	6,200	
	ホール(土日祝)	午前	一般	3	38,463	*	36,000	午前	一般	3	24,966	24,000	24,000	24,000	
		午後	一般	4	92,294	*	86,000	午後	一般	4	59,948	59,000	59,000	59,000	
		夜間	一般	3	92,294	*	86,000	夜間	一般	3	59,941	59,000	59,000	59,000	
		全日	一般	-	200,745	*	187,000	全日	一般	-	127,800	(削除)	(削除)	(削除)	
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	6,241	6,200	6,200	6,200	
	第5集会室	午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800	
			登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400		
		午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200	
			登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000		
		夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200	
			登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100		
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300		
		第6集会室	午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800
				登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400	
午後	一般		4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200		
	登録団体		4			1,250		登録団体	2		800	1,000			
夜間	一般		3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200		
	登録団体		3			900		登録団体	2		1,000	1,100			
時間超過	一般		-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400		
	登録団体		-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300			
第7集会室	午前		一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800	
			登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400		
	午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200		
		登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000			
	夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200		
		登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100			
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300			
	第1和室(舞台を使用する場合)	午前	一般	3	2,111	*	1,600	午前	一般	3	2,035	1,700	1,800	2,000	
			登録団体	3			800		登録団体	3		1,200	1,600		
午後		一般	4	2,815		2,800	午後①及び午後②	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300		
		登録団体	4			1,400		登録団体	2		900	1,100			
夜間		一般	3	2,111		2,100	夜間	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300		
		登録団体	3			1,050		登録団体	2		1,100	1,200			
時間超過		一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	508	400	400	500		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400			
第1和室(舞台を使用しない場合)		午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100	
			登録団体	3			450		登録団体	3		600	800		
	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700		
		登録団体	4			750		登録団体	2		400	500			
	夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700		
		登録団体	3			550		登録団体	2		600	600			
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
	第2和室	午前	一般	3	2,346	*	1,800	午前	一般	3	2,262	1,900	2,000	2,200	
			登録団体	3			900		登録団体	3		1,300	1,700		
午後		一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500		
		登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200			
夜間		一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500		
		登録団体	3			1,150		登録団体	2		1,200	1,300			
時間超過		一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400			
視聴覚室		午前	一般	3	5,161	*	4,000	午前	一般	3	4,976	4,300	4,600	4,900	
			登録団体	3			2,000		登録団体	3		2,900	3,900		
	午後	一般	4	6,881		6,800	午後①及び午後②	一般	2	3,317	3,300	3,300	3,300		
		登録団体	4			3,400		登録団体	2		2,200	2,700			
	夜間	一般	3	5,161		5,100	夜間	一般	2	3,317	3,300	3,300	3,300		
		登録団体	3			2,550		登録団体	2		2,800	3,000			
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,244	1,200	1,200	1,200		
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		800	1,000			
	リハーサル室	午前	一般	3	3,753	*	3,000	午前	一般	3	3,619	3,200	3,400	3,600	
			登録団体	3			1,500		登録団体	3		2,200	2,900		
午後		一般	4	5,004		5,000	午後	一般	4	4,825	4,800	4,800	4,800		
		登録団体	4			2,500		登録団体	4		3,200	4,000			

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定							備考		
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)	
社会教育センター	リハーサル室	夜間	一般	3	3,753		3,700	夜間	一般	3	3,619	3,600	3,600	3,600		
			登録団体	3			1,850		登録団体	3			2,400		3,000	
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	904	900	900	900	
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		600	700		
	展示室(展示使用)	全日	一般	10	19,712		19,000	全日	一般	10	19,012	19,000	19,000	19,000		
			登録団体	10			9,500		登録団体	10			12,000		15,000	
	展示室(集会使用)	午前	一般	3	9,198	*	7,300	午前	一般	3	8,870	7,800	8,300	8,800		
			登録団体	3			3,650		登録団体	3			5,300		7,000	
		午後	一般	4	12,264		12,000	午後①及び午後②	一般	2	5,913	5,900	5,900	5,900		
			登録団体	4			6,000		登録団体	2			3,900		4,900	
		夜間	一般	3	9,198		9,100	夜間	一般	2	5,913	5,900	5,900	5,900		
			登録団体	3			4,550		登録団体	2			5,000		5,400	
時間超過		一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	2,217	2,100	2,100	2,200		
		登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		1,400	1,800			
杉並会館	第1集会室	午前	一般	3	1,876	*	1,200	午前	一般	3	1,809	1,200	1,200	1,200	据え置き	
			登録団体	3			600		登録団体	3			800			1,000
		午後	一般	4	2,502	*	2,400	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200		
			登録団体	4			1,200		登録団体	2			800			1,000
		夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200		
			登録団体	3			900		登録団体	2			1,000			1,100
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400		400
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300		
	第2集会室	午前	一般	3	1,642	*	1,000	午前	一般	3	1,583	1,000	1,000	1,000	据え置き	
			登録団体	3			500		登録団体	3			600			800
		午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000		
			登録団体	4			1,050		登録団体	2			600			800
		夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000		
			登録団体	3			800		登録団体	2			800			900
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300		300
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200		
	第3集会室	午前	一般	3	2,346	*	1,500	午前	一般	3	2,262	1,500	1,500	1,500	据え置き	
			登録団体	3			750		登録団体	3			1,000			1,200
		午後	一般	4	3,128		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500		
			登録団体	4			1,550		登録団体	2			1,000			1,200
		夜間	一般	3	2,346		2,300	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500		
			登録団体	3			1,150		登録団体	2			1,200			1,300
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	565	500	500		500
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		
宴会室(芙蓉)	1回	一般	2	4,692		4,600	1回	一般	2	4,524	4,500	4,500	4,500			
宴会室(末広)	〃	一般	2	10,322		10,000	〃	一般	2	9,952	9,900	9,900	9,900			
宴会室(孔雀)	〃	一般	2	15,014	*	14,000	〃	一般	2	14,476	14,000	14,000	14,000			
芸術会館	小劇場(平日)	午前	一般	3	22,123		22,000	午前	一般	3	22,123	22,000	22,000	22,000		
		午後	一般	4	44,246		44,000	午後	一般	4	44,246	44,000	44,000	44,000		
		夜間	一般	4	58,995		58,000	夜間	一般	4	58,995	58,000	58,000	58,000		
		全日	一般	-	111,600		111,000	全日	一般	-	111,600	111,000	111,000	111,000		
	小劇場(土日祝)	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	5,530	5,500	5,500	5,500		
		登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		2,700	2,700			
		午前	一般	3	26,545		26,000	午前	一般	3	26,545	26,000	26,000	26,000		
		午後	一般	4	53,099		53,000	午後	一般	4	53,099	53,000	53,000	53,000		
		夜間	一般	4	70,787		70,000	夜間	一般	4	70,787	70,000	70,000	70,000		
		全日	一般	-	134,100		134,000	全日	一般	-	134,100	134,000	134,000	134,000		
	区民ホール(平日)	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	6,636	6,600	6,600	6,600		
		登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		2,200	2,400			
		午前	一般	3	13,820		13,000	午前	一般	3	10,840	10,000	10,000	10,000		
			登録団体	3			6,500		登録団体	3			7,600		8,800	
		午後	一般	4	27,640		27,000	午後	一般	4	21,687	21,000	21,000	21,000		
			登録団体	4			13,500		登録団体	4			16,000		18,000	
		夜間	一般	4	36,854		36,000	夜間	一般	4	28,921	28,000	28,000	28,000		
			登録団体	4			18,000		登録団体	4			21,000		24,000	
		全日	一般	-	68,400		68,000	全日	一般	-	53,100	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
			登録団体	-			34,000		登録団体	-			(削除)	(削除)		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	2,710	2,700	2,700	2,700	
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		2,200	2,400		
	区民ホール(土日祝)	午前	一般	3	13,820		13,000	午前	一般	3	10,840	10,000	10,000	10,000		
			登録団体	3			6,500		登録団体	3			7,600		8,800	
午後		一般	4	32,400		32,000	午後	一般	4	26,030	26,000	26,000	26,000			
		登録団体	4			16,000		登録団体	4			19,000		22,000		
夜間		一般	4	43,200		43,000	夜間	一般	4	34,702	34,000	34,000	34,000			
		登録団体	4			21,500		登録団体	4			25,000		29,000		
全日		一般	-	79,200		79,000	全日	一般	-	63,000	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
		登録団体	-			39,500		登録団体	-			(削除)	(削除)			
時間超過		一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	2,710	2,700	2,700	2,700		
		登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		2,200	2,400			

集会施設使用料一覽

施設名	場所	現 行					改 定					備考		
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)		第1期 (円)	第2期 (円)
芸術会館	阿波踊りホール (阿波踊り・集会 以外(平日))	午前	一般	3	8,445		8,400	午前	一般	3	8,143	8,100	8,100	8,100
			登録団体	3			4,200		登録団体	3			5,500	
		午後	一般	4	11,260		11,000	午後	一般	4	10,857	10,000	10,000	10,000
			登録団体	4			5,500		登録団体	4			7,000	
		夜間	一般	4	11,260		11,000	夜間	一般	4	10,857	10,000	10,000	10,000
			登録団体	4			5,500		登録団体	4			7,000	
		全日	一般	-	27,360		27,000	全日	一般	-	25,290	(削除)	(削除)	(削除)
			登録団体	-			13,500		登録団体	-			(削除)	
		時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	2,035	2,000	2,000	2,000
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		1,500	1,700	
	阿波踊りホール (阿波踊り・集会 以外(土日祝))	午前	一般	3	8,445		8,400	午前	一般	3	8,143	8,100	8,100	8,100
			登録団体	3			4,200		登録団体	3			5,500	
		午後	一般	4	13,514		13,000	午後	一般	4	13,032	13,000	13,000	13,000
			登録団体	4			6,500		登録団体	4			8,600	
		夜間	一般	4	13,514		13,000	夜間	一般	4	13,032	13,000	13,000	13,000
			登録団体	4			6,500		登録団体	4			8,600	
		全日	一般	-	30,960		30,000	全日	一般	-	30,690	(削除)	(削除)	(削除)
			登録団体	-			15,000		登録団体	-			(削除)	
時間超過		一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	2,035	2,000	2,000	2,000	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		1,500	1,700		
阿波踊りホール (集会利用(平日))	午前	一般	3	4,200		4,200	午前	一般	3	4,072	4,000	4,000	4,000	
		登録団体	3			2,100		登録団体	3			2,700		3,300
	午後	一般	4	5,500		5,500	午後	一般	4	5,429	5,400	5,400	5,400	
		登録団体	4			2,750		登録団体	4			3,600		4,500
	夜間	一般	4	5,500		5,500	夜間	一般	4	5,429	5,400	5,400	5,400	
		登録団体	4			2,750		登録団体	4			3,600		4,500
	全日	一般	-	13,500		13,500	全日	一般	-	12,645	(削除)	(削除)	(削除)	
		登録団体	-			6,750		登録団体	-			(削除)		(削除)
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,017	1,000	1,000	1,000	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		700	800		
阿波踊りホール (集会利用(土日祝))	午前	一般	3	4,200		4,200	午前	一般	3	4,072	4,000	4,000	4,000	
		登録団体	3			2,100		登録団体	3			2,700		3,300
	午後	一般	4	6,500		6,500	午後	一般	4	6,516	6,500	6,500	6,500	
		登録団体	4			3,250		登録団体	4			4,300		5,400
	夜間	一般	4	6,500		6,500	夜間	一般	4	6,516	6,500	6,500	6,500	
		登録団体	4			3,250		登録団体	4			4,300		5,400
	全日	一般	-	15,000		15,000	全日	一般	-	15,345	(削除)	(削除)	(削除)	
		登録団体	-			7,500		登録団体	-			(削除)		(削除)
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,017	1,000	1,000	1,000	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		700	800		
阿波踊りホール (阿波踊り利用)	9～13時	一般	1	747	*	500	9～13時	一般	1	719	500	600	700	
	13～22時	一般	1	747		700	13～22時	一般	1	719	700	700	700	
けいこ場1(平日)	午前	一般	3	4,391		4,300	午前	一般	3	4,391	4,300	4,300	4,300	
		登録団体	3			2,150		登録団体	3			2,800		3,500
	午後	一般	4	8,785		8,700	午後	一般	4	8,785	8,700	8,700	8,700	
		登録団体	4			4,350		登録団体	4			5,800		7,200
	夜間	一般	4	11,716		11,000	夜間	一般	4	11,716	11,000	11,000	11,000	
		登録団体	4			5,500		登録団体	4			7,300		9,100
	全日	一般	-	21,600		21,000	全日	一般	-	21,600	21,000	21,000	21,000	
		登録団体	-			10,500		登録団体	-			14,000		17,000
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,097	1,000	1,000	1,000	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		700	800		
けいこ場1(土日祝)	午前	一般	3	4,829		4,800	午前	一般	3	4,829	4,800	4,800	4,800	
		登録団体	3			2,400		登録団体	3			3,200		4,000
	午後	一般	4	9,656		9,600	午後	一般	4	9,656	9,600	9,600	9,600	
		登録団体	4			4,800		登録団体	4			6,400		8,000
	夜間	一般	4	12,872		12,000	夜間	一般	4	12,872	12,000	12,000	12,000	
		登録団体	4			6,000		登録団体	4			8,000		10,000
	全日	一般	-	23,760		23,000	全日	一般	-	23,760	23,000	23,000	23,000	
		登録団体	-			11,500		登録団体	-			15,000		19,000
	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,207	1,200	1,200	1,200	
		登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		800	1,000		
けいこ場2(平日)	午前	一般	3	1,808		1,800	午前	一般	3	1,808	1,800	1,800	1,800	
		登録団体	3			900		登録団体	3			1,200		1,500
	午後	一般	4	3,617		3,600	午後	一般	4	3,617	3,600	3,600	3,600	
		登録団体	4			1,800		登録団体	4			2,400		3,000
	夜間	一般	4	4,824		4,800	夜間	一般	4	4,824	4,800	4,800	4,800	
		登録団体	4			2,400		登録団体	4			3,200		4,000
	全日	一般	-	9,180		9,100	全日	一般	-	9,180	9,100	9,100	9,100	
		登録団体	-			4,550		登録団体	-			6,000		7,500

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定						備考		
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)		第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)
芸術会館	けいこ場2(平日)	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	300		
	けいこ場2(土日祝)	午前	一般	3	1,988		1,900	午前	一般	3	1,988	1,900	1,900	1,900	
			登録団体	3			950		登録団体	3		1,200	1,500		
		午後	一般	4	3,976		3,900	午後	一般	4	3,976	3,900	3,900	3,900	
			登録団体	4			1,950		登録団体	4		2,600	3,200		
		夜間	一般	4	5,300		5,300	夜間	一般	4	5,300	5,300	5,300	5,300	
			登録団体	4			2,650		登録団体	4		3,500	4,400		
		全日	一般	-	9,990		9,900	全日	一般	-	9,990	9,900	9,900	9,900	
			登録団体	-			4,950		登録団体	-		6,600	8,200		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	497	400	400	400
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	300	
	けいこ場3(平日)	午前	一般	3	2,066		2,000	午前	一般	3	2,066	2,000	2,000	2,000	
			登録団体	3			1,000		登録団体	3		1,300	1,600		
		午後	一般	4	4,134		4,100	午後	一般	4	4,134	4,100	4,100	4,100	
			登録団体	4			2,050		登録団体	4		2,700	3,400		
		夜間	一般	4	5,513		5,500	夜間	一般	4	5,513	5,500	5,500	5,500	
			登録団体	4			2,750		登録団体	4		3,600	4,500		
		全日	一般	-	10,440		10,000	全日	一般	-	10,440	10,000	10,000	10,000	
			登録団体	-			5,000		登録団体	-		6,600	8,300		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	516	500	500	500
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400	
	けいこ場3(土日祝)	午前	一般	3	2,272		2,200	午前	一般	3	2,272	2,200	2,200	2,200	
			登録団体	3			1,100		登録団体	3		1,400	1,800		
午後		一般	4	4,544		4,500	午後	一般	4	4,544	4,500	4,500	4,500		
		登録団体	4			2,250		登録団体	4		3,000	3,700			
夜間		一般	4	6,057		6,000	夜間	一般	4	6,057	6,000	6,000	6,000		
		登録団体	4			3,000		登録団体	4		4,000	5,000			
全日		一般	-	11,430		11,000	全日	一般	-	11,430	11,000	11,000	11,000		
		登録団体	-			5,500		登録団体	-		7,300	9,100			
時間超過		一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	568	500	500	500	
		登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		
科学館	講堂	午前	一般	3	8,914		8,900	午前	一般	3	8,595	8,500	8,500	8,500	
			登録団体	3			4,450		登録団体	3		5,800	7,100		
		午後	一般	4	11,886		11,000	午後①及び午後②	一般	2	5,730	5,500	5,600	5,700	
			登録団体	4			5,500		登録団体	2		3,700	4,700		
		夜間	一般	3	8,914		8,900	夜間	一般	2	5,730	5,700	5,700	5,700	
			登録団体	3			4,450		登録団体	2		4,800	5,200		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	2,148	2,100	2,100	2,100
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		1,500	1,800	
		視聴覚室	午前	一般	3	5,630		5,600	午前	一般	3	5,428	5,400	5,400	5,400
				登録団体	3			2,800		登録団体	3		3,600	4,500	
	午後		一般	4	7,507		7,500	午後①及び午後②	一般	2	3,619	3,600	3,600	3,600	
			登録団体	4			3,750		登録団体	2		2,400	3,000		
	夜間		一般	3	5,630		5,600	夜間	一般	2	3,619	3,600	3,600	3,600	
			登録団体	3			2,800		登録団体	2		3,000	3,300		
	時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,357	1,300	1,300	1,300	
		登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		900	1,100		
	第1実験室	午前	一般	3	4,692		4,600	午前	一般	3	4,524	4,500	4,500	4,500	
			登録団体	3			2,300		登録団体	3		3,000	3,700		
		午後	一般	4	6,256		6,200	午後	一般	4	6,032	6,000	6,000	6,000	
			登録団体	4			3,100		登録団体	4		4,000	5,000		
		夜間	一般	3	4,692		4,600	夜間	一般	3	4,524	4,500	4,500	4,500	
			登録団体	3			2,300		登録団体	3		3,000	3,700		
	時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,131	1,100	1,100	1,100	
		登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		800	900		
第2実験室	午前	一般	3	4,692		4,600	午前	一般	3	4,524	4,500	4,500	4,500		
		登録団体	3			2,300		登録団体	3		3,000	3,700			
	午後	一般	4	6,256		6,200	午後	一般	4	6,032	6,000	6,000	6,000		
		登録団体	4			3,100		登録団体	4		4,000	5,000			
	夜間	一般	3	4,692		4,600	夜間	一般	3	4,524	4,500	4,500	4,500		
		登録団体	3			2,300		登録団体	3		3,000	3,700			
時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,131	1,100	1,100	1,100		
	登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		800	900			
第3実験室	午前	一般	3	5,161		5,100	午前	一般	3	4,976	4,900	4,900	4,900		
		登録団体	3			2,550		登録団体	3		3,300	4,100			
	午後	一般	4	6,881		6,800	午後	一般	4	6,635	6,600	6,600	6,600		
		登録団体	4			3,400		登録団体	4		4,400	5,500			
	夜間	一般	3	5,161		5,100	夜間	一般	3	4,976	4,900	4,900	4,900		
		登録団体	3			2,550		登録団体	3		3,300	4,100			

集会施設使用料一覧

施設名	場所	現 行					改 定							備考	
		時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)
科学館	第3実験室	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,244	1,200	1,200	1,200	
			登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		900	1,000		
	工作室	午前	一般	3	5,161		5,100	午前	一般	3	4,976	4,900	4,900	4,900	
			登録団体	3			2,550		登録団体	3		3,300	4,100		
		午後	一般	4	6,881		6,800	午後	一般	4	6,635	6,600	6,600	6,600	
			登録団体	4			3,400		登録団体	4		4,400	5,500		
		夜間	一般	3	5,161		5,100	夜間	一般	3	4,976	4,900	4,900	4,900	
			登録団体	3			2,550		登録団体	3		3,300	4,100		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,244	1,200	1,200	1,200
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		900	1,000	
太田黒公園茶室	茶室	午前	一般	3	3,167	*	2,500	午前	一般	3	3,053	2,600	2,800	3,000	
			登録団体	3			1,250		登録団体	3		1,800	2,400		
		午後	一般	4	4,222		4,200	午後	一般	4	4,071	4,000	4,000	4,000	
			登録団体	4			2,100		登録団体	4		2,700	3,300		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	763	700	700	700
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		400	500	
柏の宮公園茶室	茶室	午前	一般	3	5,630		5,600	午前	一般	3	5,428	5,400	5,400	5,400	
			登録団体	3			2,800		登録団体	3		3,600	4,500		
		午後	一般	4	7,507		7,500	午後	一般	4	7,238	7,200	7,200	7,200	
			登録団体	4			3,750		登録団体	4		4,900	6,000		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,357	1,300	1,300	1,300
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		900	1,100	
角川庭園茶室	茶室	午前	一般	3	703		700	午前	一般	3	678	600	600	600	
			登録団体	3			350		登録団体	3		400	500		
		午後	一般	4	938		900	午後	一般	4	904	900	900	900	
			登録団体	4			450		登録団体	4		600	700		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
角川庭園詩歌館	詩歌室1	午前	一般	3	1,407		1,400	午前	一般	3	1,357	1,300	1,300	1,300	
			登録団体	3			700		登録団体	3		900	1,100		
		午後	一般	4	1,876		1,800	午後	一般	4	1,809	1,800	1,800	1,800	
			登録団体	4			900		登録団体	4		1,200	1,500		
		時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	508	500	500	500
			登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400	
	詩歌室2	午前	一般	3	938		900	午前	一般	3	904	900	900	900	
			登録団体	3			450		登録団体	3		600	700		
		午後	一般	4	1,251		1,200	午後	一般	4	1,206	1,200	1,200	1,200	
			登録団体	4			600		登録団体	4		800	1,000		
時間超過	一般	-				使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	226	200	200	200		
	登録団体	-				使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			

体育施設使用料一覧

施設名	場所	現 行						改 定					備考		
		区分1	区分2	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	区分2	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)	
上井草スポーツセンター	野球場	貸切り	一般	2	6,028	*	3,200	一般	2	3,899	3,400	3,600	3,800		
		登録団体		2			1,600	登録団体	2		2,300	3,000			
	庭球場	貸切り	一般	2	850		800	一般	2	1,056	800	900	1,000		
		登録団体		2			400	登録団体	2		600	800			
	弓道場	貸切り	一般	2	4,444	*	2,800	一般	2	2,643	2,600	2,600	2,600		
			登録団体		2			1,400	登録団体	2		1,800		2,200	
		一般		1	370	*	200		1	220	200	200	200		
	運動場(全面)	貸切り	一般	2	12,057	*	6,400	一般	2	15,862	6,800	7,200	7,600	野球場の2倍	
			登録団体		2			3,200	登録団体	2		4,600		6,100	
	運動場(半面)	貸切り	一般	2	6,028	*	3,200	一般	2	7,931	3,400	3,600	3,800	野球場と同額	
			登録団体		2			1,600	登録団体	2		2,300		3,000	
	小運動場	貸切り	一般	2	850		800	一般	2	5,216	800	900	1,000	庭球場と同額	
			登録団体		2			400	登録団体	2		600		800	
	体育館(全面)	貸切り	一般	2	18,051	*	5,100	一般	2	7,931	6,000	6,900	7,900		
			登録団体		2			2,550	登録団体	2		4,300		6,100	
	体育館(半面)	貸切り	一般	2	9,025	*	2,500	一般	2	3,965	2,900	3,400	3,900		
			登録団体		2			1,250	登録団体	2		2,100		3,000	
	体育館(1/3面)	貸切り	一般	2	6,017	*	1,700	一般	2	2,643	2,000	2,300	2,600		
			登録団体		2			850	登録団体	2		1,400		2,000	
	体育館(1/4面)	貸切り	一般	2	4,512	*	1,200	一般	2	1,982	1,400	1,600	1,900		
			登録団体		2			600	登録団体	2		1,000		1,400	
	体育館(1/6面)	貸切り	一般	2	3,008	*	800	一般	2	1,321	900	1,100	1,300		
			登録団体		2			400	登録団体	2		700		1,000	
	体育館	貸切り	一般(大人)		1回	253		200		1回	295	200	200	200	現行1回4時間→1回2時間
			一般(小人)		1回	126		100		1回	147	100	100		100
	小体育室(全面)	貸切り	一般	2	5,415	*	1,600	一般	2	4,430	1,900	2,200	2,600	体育館(全面)の1/3	
			登録団体		2			800	登録団体	2		1,400		2,000	
	小体育室(半面)	貸切り	一般	2	2,707	*	800	一般	2	2,215	900	1,100	1,300		
			登録団体		2			400	登録団体	2		700		1,000	
	小体育室	貸切り	一般(大人)		1回	253		200		1回	295	200	200	200	現行1回4時間→1回2時間
一般(小人)				1回	126		100		1回	147	100	100	100		現行1回4時間→1回2時間
温水プール	貸切り	一般	2	6,262		6,000	一般	2	6,458	6,000	6,000	6,000			
		登録団体		2			3,000	登録団体	2		4,000		5,000		
	一般(大人)		1	394	*	250		1	269	250	250	250			
	一般(小人)		1	197	*	130		1	134	130	130		130		
トレーニングルーム	貸切り	一般	1回	400		400		1回	392	400	400	400	400		
ゲートボール場	貸切り	一般	1	188		200	一般	2	377	400	400	400			
		登録団体		1			100	登録団体	2		200		300		
第一会議室	貸切り	一般	1	1,094		1,000	一般	1	1,055	1,000	1,000	1,000			
		登録団体		1			500	登録団体	1		600		800		
第二会議室	貸切り	一般	1	1,094		1,000	一般	1	1,055	1,000	1,000	1,000			
		登録団体		1			500	登録団体	1		600		800		
高円寺体育館	体育館(全面)	貸切り	一般	2	12,636	*	3,300	一般	2	5,916	4,100	5,000	5,900		
			登録団体		2			1,650	登録団体	2		3,000		4,400	
	体育館(半面)	貸切り	一般	2	6,318	*	1,600	一般	2	2,958	2,000	2,400	2,900		
			登録団体		2			800	登録団体	2		1,500		2,200	
	体育館(1/4面)	貸切り	一般	2	3,159	*	800	一般	2	1,479	1,000	1,200	1,400		
			登録団体		2			400	登録団体	2		700		1,000	
	体育館	貸切り	一般(大人)		1回	253		200		1回	295	200	200	200	現行1回4時間→1回2時間
			一般(小人)		1回	126		100		1回	147	100	100		100
	小体育室(全面)	貸切り	一般	2	1,805	*	800	一般	2	1,780	1,000	1,200	1,400	体育館(全面)の1/4	
			登録団体		2			400	登録団体	2		700		1,000	
小体育室	貸切り	一般(大人)		1回	253		200		1回	295	200	200	200	現行1回4時間→1回2時間	
		一般(小人)		1回	126		100		1回	147	100	100		100	現行1回4時間→1回2時間
荻窪体育館	体育館(全面)	貸切り	一般	2	12,636	*	3,300	一般	2	5,916	4,100	5,000	5,900		
			登録団体		2			1,650	登録団体	2		3,000		4,400	
	体育館(半面)	貸切り	一般	2	6,318	*	1,600	一般	2	2,958	2,000	2,400	2,900		
			登録団体		2			800	登録団体	2		1,500		2,200	
	体育館(1/4面)	貸切り	一般	2	3,159	*	800	一般	2	1,479	1,000	1,200	1,400		
			登録団体		2			400	登録団体	2		700		1,000	
	体育館	貸切り	一般(大人)		1回	253		200		1回	295	200	200	200	現行1回4時間→1回2時間
			一般(小人)		1回	126		100		1回	147	100	100		100
	小体育室(全面)	貸切り	一般	2	1,805	*	800	一般	2	1,780	1,000	1,200	1,400	体育館(全面)の1/4	
			登録団体		2			400	登録団体	2		700		1,000	
小体育室	貸切り	一般(大人)		1回	253		200		1回	295	200	200	200	現行1回4時間→1回2時間	
		一般(小人)		1回	126		100		1回	147	100	100		100	現行1回4時間→1回2時間
武道場(全面)	貸切り	一般	2	5,415	*	1,600	一般	2	3,557	1,900	2,200	2,600	上井草小体育室と同額		
		登録団体		2			800	登録団体	2		1,400		2,000		
武道場(半面)	貸切り	一般	2	2,707	*	800	一般	2	1,778	900	1,100	1,300			
		登録団体		2			400	登録団体	2		700		1,000		
武道場	貸切り	一般(大人)		1回	253		200		1回	295	200	200	200	現行1回4時間→1回2時間	
		一般(小人)		1回	126		100		1回	147	100	100		100	現行1回4時間→1回2時間
第一会議室	貸切り	一般	1	703		700	一般	1	678	600	600	600			
		登録団体		1			350	登録団体	1		400		500		
第二会議室	貸切り	一般	1	547		500	一般	1	527	500	500	500			
		登録団体		1			250	登録団体	1		300		400		

体育施設使用料一覧

施設名	場所	現行						改定					備考			
		区分1	区分2	時間	現行使用料 計算額(円)	変 更 後 の 使 用 料 計 算 額 (円)	現行使用料 (円)	区分2	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)		
妙正寺体育館	体育館(全面)	貸切り	一般	2	2,893		2,800	一般	2	2,893	2,800			改定後の使用料は同種同規模の施設を基に算定		
			登録団体	2			1,400	登録団体	2		1,400					
	体育館(半面)	貸切り	一般	2	1,446		1,400	一般	2	1,446	1,400				改定後の使用料は同種同規模の施設を基に算定	
			登録団体	2			700	登録団体	2		700					
	体育館(1/4面)	貸切り	一般	2	723		700	一般	2	723	700				改定後の使用料は同種同規模の施設を基に算定	
			登録団体	2			350	登録団体	2		350					
体育館	一般(大人)			1回	253		200	1回	253	200			改定後の使用料は同種同規模の施設を基に算定			
	一般(小人)			1回	126		100	1回	126	100						
庭球場	一般			2	850		800	一般	2	850	800		改定後の使用料は同種同規模の施設を基に算定			
	登録団体			2			400	登録団体	2		400					
大宮前体育館	体育館(全面)	貸切り	一般	2	12,636	*	3,300	一般	2	5,916	4,100	5,000	5,900			
			登録団体	2			1,650	登録団体	2		3,000	4,400				
	体育館(半面)	貸切り	一般	2	6,318	*	1,600	一般	2	2,958	2,000	2,400	2,900			
			登録団体	2			800	登録団体	2		1,500	2,200				
	体育館(1/4面)	貸切り	一般	2	3,159	*	800	一般	2	1,479	1,000	1,200	1,400			
			登録団体	2			400	登録団体	2		700	1,000				
	体育館	一般(大人)			1回	253		200	1回	295	200	200	200		現行1回4時間→1回2時間	
		一般(小人)			1回	126		100	1回	147	100	100	100		現行1回4時間→1回2時間	
	小体育室(全面)	貸切り	一般	2	1,805	*	800	一般	2	1,780	1,000	1,200	1,400		体育館(全面)の1/4	
			登録団体	2			400	登録団体	2		700	1,000				
	小体育室	一般(大人)			1回	253		200	1回	295	200	200	200		現行1回4時間→1回2時間	
		一般(小人)			1回	126		100	1回	147	100	100	100		現行1回4時間→1回2時間	
	武道場(全面)	貸切り	一般	2	2,707	*	800	一般	2	1,778	900	1,100	1,300		兵庫県体育館武道場(半面)と同額	
			登録団体	2			400	登録団体	2		700	1,000				
	武道場	一般(大人)			1回	253		200	1回	295	200	200	200		現行1回4時間→1回2時間	
		一般(小人)			1回	126		100	1回	147	100	100	100		現行1回4時間→1回2時間	
	温水プール	貸切り	一般	2	6,262		6,000	一般	2	6,458	6,000	6,000	6,000			
				登録団体	2			3,000	登録団体	2		4,000	5,000			
		一般(大人)			1	394	*	250	1	269	250	250	250			
		一般(小人)			1	197	*	130	1	134	130	130	130			
トレーニングルーム			1回	400		400	1回	392	400	400	400	400				
会議室	一般			1	625		600	一般	1	603	600	600	600			
	登録団体			1			300	登録団体	1		400	500				
多目的室	一般			1	625		600	一般	1	603	600	600	600			
	登録団体			1			300	登録団体	1		400	500				
永福体育館	体育館(全面)	貸切り	一般	2	2,893		2,800	一般	2	2,877	1,400	1,400	1,400	★老朽化施設につき減額		
			登録団体	2			1,400	登録団体	2		1,400	1,400				
	体育館(半面)	貸切り	一般	2	1,446		1,400	一般	2	1,438	700	700	700	★老朽化施設につき減額		
			登録団体	2			700	登録団体	2		700	700				
	体育館(1/3面)	貸切り	一般	2	900		900	一般	2	949	400	400	400	★老朽化施設につき減額		
			登録団体	2			450	登録団体	2		400	400				
体育館	一般(大人)			1回	253		200	1回	143	100	100	100	★老朽化施設につき減額			
	一般(小人)			1回	126		100	1回	71	50	50	50	★老朽化施設につき減額			
下高井戸運動場	野球場	一般		2	6,028	*	3,200	一般	2	3,899	3,400	3,600	3,800			
			登録団体	2			1,600	登録団体	2		2,300	3,000				
	運動場(全面)	一般			2	12,057	*	5,100	一般	2	15,862	5,400	5,700		6,000	野球場の1.16倍
			登録団体	2			2,550	登録団体	2		3,700	4,800				
運動場(半面)	一般			2	6,028	*	3,200	一般	2	15,862	3,400	3,600	3,800	野球場と同額		
		登録団体	2			1,600	登録団体	2		2,300	3,000					
松ノ木運動場	野球場	一般		2	6,028	*	3,200	一般	2	3,899	3,400	3,600	3,800			
			登録団体	2			1,600	登録団体	2		2,300	3,000				
庭球場	一般			2	850		800	一般	2	1,056	800	900	1,000			
	登録団体			2			400	登録団体	2		600	800				
和田堀公園野球場	野球場	一般		2	6,028	*	3,200	一般	2	3,899	3,400	3,600	3,800			
			登録団体	2			1,600	登録団体	2		2,300	3,000				
和田堀調節池底球場	庭球場	一般		2	850		800	一般	2	1,056	800	900	1,000			
		登録団体			2			400	登録団体	2		600	800			
塚山公園運動場	野球場	一般		2	3,014	*	2,500	一般	2	2,660	2,500	2,500	2,600			
			登録団体	2			1,250	登録団体	2		1,700	2,100				
叡系の森公園運動場	運動場	一般		2	3,014	*	2,500	一般	2	2,660	2,500	2,500	2,600			
			登録団体	2			1,250	登録団体	2		1,700	2,100				
井草森公園運動場	天然芝運動場(全面)	一般		2	10,035		10,000	一般	2	10,851	10,000	10,000	10,000			
			登録団体	2			5,000	登録団体	2		6,600	8,300				
		天然芝運動場(半面)	一般			2	5,017		5,000	一般	2	5,425	5,000		5,000	5,000
	登録団体		2			2,500	登録団体	2		3,300	4,100					
柏の宮公園庭球場	庭球場	一般		2	850		800	一般	2	1,056	800	900	1,000			
			登録団体	2			400	登録団体	2		600	800				
和田堀公園プール	プール	一般(大人)			2	640	*	400	2	495	400	400	400			
		一般(小人)			2	320	*	200	2	247	200	200	200			
		貸切	一般	1	17,290	*	15,000	一般	2	30,000	30,000	30,000	30,000			
			登録団体	1			7,500	登録団体	2		20,000	25,000				
阿佐谷けやき公園プール	プール	一般(大人)			2	640	*	400	2	495	400	400	400			
		一般(小人)			2	320	*	200	2	247	200	200	200			
		貸切	一般	1	17,290	*	15,000	一般	2	30,000	30,000	30,000	30,000			
			登録団体	1			7,500	登録団体	2		20,000	25,000				
高井戸温水プール	温水プール	一般(大人)			1	394	*	250	1	269	250	250	250			
		一般(小人)			1	197	*	130	1	134	130	130	130			
		貸切り	一般	2	6,262		6,000	一般	2	6,458	6,000	6,000	6,000			
			登録団体	2			3,000	登録団体	2		4,000	5,000				

体育施設使用料一覧

施設名	場所	現 行						改 定					備考	
		区分1	区分2	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	区分2	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)		第3期 改定使用料 (円)
杉十小プール	温水プール	一般(大人)		1	394	*	250		1	269	250	250	250	
		一般(小人)		1	197	*	130		1	134	130	130	130	
		貸切り	一般	2	6,262		6,000	一般	2	6,458	6,000	6,000	6,000	
			登録団体	2			3,000	登録団体	2		4,000	5,000		
温水プール	3,000円使用券			-	2,500	*	2,500		-	2,500	2,500	2,500	2,500	
	1,500円使用券			-		*	1,250		-	1,250	1,250	1,250	1,250	
照明設備(野球) 松ノ木・下高井戸	照明設備(野球)	一般		1	3,258		3,200	一般	1	2,661	2,600	2,600	2,600	
			登録団体	1			1,600	登録団体	1		2,600	2,600	2,600	
									0.5		1,300	1,300	1,300	
照明設備(運動場) 下高井戸	照明設備(運動場・全面)	一般		1	6,400		6,400	一般	1	5,323	5,200	5,200	5,200	野球場の2倍
			登録団体	1			3,200	登録団体	1		5,200	5,200	5,200	
									0.5		2,600	2,600	2,600	
	照明設備(運動場・半面)	一般		1	3,200		3,200	一般	1	2,661	2,600	2,600	2,600	野球場と同額
			登録団体	1			1,600	登録団体	1		2,600	2,600	2,600	
								0.5		1,300	1,300	1,300		
照明設備(庭球場) 上井草・松ノ木	照明設備(庭球場)	一般		1	258		200	一般	1	265	200	200	200	
			登録団体	1			100	登録団体	1		200	200	200	
									0.5		100	100	100	
照明設備(小運動場) 上井草	照明設備(小運動場)	一般		1	258		200	一般	1	265	200	200	200	庭球場と同額
			登録団体	1			100	登録団体	1		200	200	200	
									0.5		100	100	100	
照明設備(ゲート ボール場)上井草	照明設備(ゲートボール場)	一般		1	258		200	一般	1	265	200	200	200	庭球場と同額
			登録団体	1			100	登録団体	1		200	200	200	
									0.5		100	100	100	

学校施設使用料一覧

改定使用料:27年1月1日以降

施設名	場所	現 行						改 定			
		時間区 八	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	改定使用料 (円)
学校	屋内運動場	昼間	一般	1回(5時間以内)	22,615	*	1,800	一般	1	551	500
			登録団体	1回(5時間以内)			0	登録団体	1	551	
		夜間	一般	1回(5時間以内)	16,961	*	3,100	一般	1	551	500
			登録団体	1回(5時間以内)			0	登録団体	1	551	
	校庭	昼間	一般	1回(5時間以内)	3,768	*	1,800	一般	1	224	200
			登録団体	1回(5時間以内)			0	登録団体	1	224	
		夜間	一般	1回(5時間以内)	5,024	*	3,100	一般	1	224	200
			登録団体	1回(5時間以内)			0	登録団体	1	224	
	教室・会議室	昼間	一般	1回(5時間以内)	1,876	*	500	一般	1	142	100
			登録団体	1回(5時間以内)			0	登録団体	1	142	
		夜間	一般	1回(5時間以内)	1,407	*	1,200	一般	1	142	100
			登録団体	1回(5時間以内)			0	登録団体	1	142	
庭球場	—	—	—	—	—	—	一般	1	107	100	
	—	—	—	—	—	—	登録団体	1	107		
校庭照明	方南小学校	夜間	一般	1	585		500	一般	1	271	200
			登録団体	1			250	登録団体	1	271	
	向陽中学校		一般	1	1,024		1,000	一般	1	844	800
			登録団体	1			500	登録団体	1	844	
	馬橋小学校		一般	1	951		900	一般	1	784	700
			登録団体	1			450	登録団体	1	784	
	松ノ木中学校		一般	1	1,024		1,000	一般	1	844	800
			登録団体	1			500	登録団体	1	844	

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定										
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)			
高齢者活動支援センター	第1講座室	洋室		夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700			
					登録団体	3			550		登録団体	2		600	600				
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200		
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
	第2講座室	洋室		夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700			
					登録団体	3			550		登録団体	2		600	600				
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200		
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
	第3講座室	洋室		夜間	一般	3	703		700	平成26年3月31日廃止									
					登録団体	3			350										
					時間超過	一般	-										使用料の3割相当		
					登録団体	-			使用料の3割相当										
多目的室	洋室		夜間	一般	3	7,507		7,500	夜間	一般	2	4,825	4,800	4,800	4,800				
				登録団体	3			3,750		登録団体	2		4,100	4,400					
				"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	1,809	1,800	1,800	1,800
								登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		1,300	1,500	
ゆうゆう上荻窪館	集会室	和室		午前	一般	3	586		500	午前	一般	3	565	500	500	500			
					登録団体	3			250		登録団体	3		300	400				
	"	"	"	"	午後	一般	4	782		700	午後①及び午後②	一般	2	377	300	300	300		
						登録団体	4			350		登録団体	2		200	200			
	"	"	"	"	夜間	一般	3	586		500	夜間	一般	2	377	300	300	300		
						登録団体	3			250		登録団体	2		200	200			
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	141	100	100	100		
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
	"	洋室			午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100		
						登録団体	3			550		登録団体	3		700	900			
		"	"	"	"	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700	
							登録団体	4			750		登録団体	2		400	500		
		"	"	"	"	夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700	
							登録団体	3			550		登録団体	2		600	600		
		"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
							登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
ゆうゆう下高井戸館	集会室	和室		午前	一般	3	703		700	平成26年8月移転									
					登録団体	3			350										
	"	"	"	"	午後	一般	4	938									900		
						登録団体	4										450		
	"	"	"	"	夜間	一般	3	703									700		
						登録団体	3										350		
	"	"	"	"	時間超過	一般	-										使用料の3割相当		
						登録団体	-										使用料の3割相当		
	"	洋室			午前	一般	3	1,173									1,100		
						登録団体	3										550		
		"	"	"	"	午後	一般	4	1,564									1,500	
							登録団体	4										750	
		"	"	"	"	夜間	一般	3	1,173									1,100	
							登録団体	3										550	
		"	"	"	"	時間超過	一般	-										使用料の3割相当	
							登録団体	-										使用料の3割相当	
ゆうゆう西田館	集会室	和室		午前	一般	3	351		300	午前	一般	3	339	300	300	300			
					登録団体	3			150		登録団体	3		200	200				
	"	"	"	"	午後	一般	4	469		400	午後①及び午後②	一般	2	226	200	200	200		
						登録団体	4			200		登録団体	2		100	100			
	"	"	"	"	夜間	一般	3	351		300	夜間	一般	2	226	200	200	200		
						登録団体	3			150		登録団体	2		100	100			
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	84	100	100	100		
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
	"	洋室			午前	一般	3	1,055		1,000	午前	一般	3	1,017	1,000	1,000	1,000		
						登録団体	3			500		登録団体	3		600	800			
		"	"	"	"	午後	一般	4	1,407		1,400	午後①及び午後②	一般	2	678	600	600	600	
							登録団体	4			700		登録団体	2		400	500		
		"	"	"	"	夜間	一般	3	1,055		1,000	夜間	一般	2	678	600	600	600	
							登録団体	3			500		登録団体	2		500	500		
		"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	254	200	200	200	
							登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
ゆうゆう堀ノ内松ノ木館	集会室	和室		午前	一般	3	586		500	午前	一般	3	565	500	500	500			
					登録団体	3			250		登録団体	3		300	400				
	"	"	"	"	午後	一般	4	782		700	午後①及び午後②	一般	2	377	300	300	300		
						登録団体	4			350		登録団体	2		200	200			
	"	"	"	"	夜間	一般	3	586		500	夜間	一般	2	377	300	300	300		
						登録団体	3			250		登録団体	2		200	200			
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	141	100	100	100		
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
	"	洋室			午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100		
						登録団体	3			550		登録団体	3		700	900			
		"	"	"	"	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700	
							登録団体	4			750		登録団体	2		400	500		

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定									
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)		
ゆうゆう堀ノ内松ノ木館	集会室	洋室		夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700		
					登録団体	3			550		登録団体	2		600	600			
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
	多目的室	洋室			午前	一般	3	938		900	午前	一般	3	904	900	900	900	
						登録団体	3			450		登録団体	3		600	700		
					午後	一般	4	1,251		1,200	午後①及び午後②	一般	2	603	600	600	600	
						登録団体	4			600		登録団体	2		400	500		
					夜間	一般	3	938		900	夜間	一般	2	603	600	600	600	
						登録団体	3			450		登録団体	2		500	500		
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	226	200	200	200	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
ゆうゆう阿佐谷館	集会室	和室		午前	一般	3	938		900	午前	一般	3	904	900	900	900		
					登録団体	3			450		登録団体	3		600	700			
					午後	一般	4	1,251		1,200	午後①及び午後②	一般	2	603	600	600	600	
						登録団体	4			600		登録団体	2		400	500		
					夜間	一般	3	938		900	夜間	一般	2	603	600	600	600	
						登録団体	3			450		登録団体	2		500	500		
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	226	200	200	200	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
		洋室			午前	一般	3	938		900	午前	一般	3	904	900	900	900	
						登録団体	3			450		登録団体	3		600	700		
					午後	一般	4	1,251		1,200	午後①及び午後②	一般	2	603	600	600	600	
						登録団体	4			600		登録団体	2		400	500		
				夜間	一般	3	938		900	夜間	一般	2	603	600	600	600		
					登録団体	3			450		登録団体	2		500	500			
				時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	226	200	200	200		
					登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
ゆうゆう高円寺北館	集会室	洋室1		午前	一般	3	1,055		1,000	午前	一般	3	1,017	1,000	1,000	1,000		
					登録団体	3			500		登録団体	3		600	800			
					午後	一般	4	1,407		1,400	午後①及び午後②	一般	2	678	600	600	600	
						登録団体	4			700		登録団体	2		400	500		
					夜間	一般	3	1,055		1,000	夜間	一般	2	678	600	600	600	
						登録団体	3			500		登録団体	2		500	500		
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	254	200	200	200	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
		洋室2			午前	一般	3	703		700	午前	一般	3	678	600	600	600	
						登録団体	3			350		登録団体	3		400	500		
					午後	一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400	
						登録団体	4			450		登録団体	2		200	300		
				夜間	一般	3	703		700	夜間	一般	2	452	400	400	400		
					登録団体	3			350		登録団体	2		300	300			
				時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100		
					登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			
	洋室一体使用			午前	一般	3	1,642		1,600	午前	一般	3	1,583	1,500	1,500	1,500		
					登録団体	3			800		登録団体	3		1,000	1,200			
				午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000		
					登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800			
				夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000		
					登録団体	3			800		登録団体	2		800	900			
				時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300		
					登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200			
ゆうゆう高円寺北館	講座室	洋室		午前	一般	3	1,055		1,000	午前	一般	3	1,017	1,000	1,000	1,000		
					登録団体	3			500		登録団体	3		600	800			
					午後	一般	4	1,407		1,400	午後①及び午後②	一般	2	678	600	600	600	
						登録団体	4			700		登録団体	2		400	500		
					夜間	一般	3	1,055		1,000	夜間	一般	2	678	600	600	600	
						登録団体	3			500		登録団体	2		500	500		
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	254	200	200	200	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
	ゆうゆう大宮前館	集会室	洋室1		午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100	
						登録団体	3			550		登録団体	3		700	900		
						午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700
							登録団体	4			750		登録団体	2		400	500	
					夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700	
						登録団体	3			550		登録団体	2		600	600		
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
		洋室2			午前	一般	3	469		400	午前	一般	3	452	400	400	400	
						登録団体	3			200		登録団体	3		200	300		
					午後	一般	4	625		600	午後①及び午後②	一般	2	301	300	300	300	
						登録団体	4			300		登録団体	2		200	200		
				夜間	一般	3	469		400	夜間	一般	2	301	300	300	300		
					登録団体	3			200		登録団体	2		200	200			
				時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	113	100	100	100		
					登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100			

平成27年1月1日廃止

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定								
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)	
ゆうゆう馬橋館	集会室	和室		午前	一般	3	469		400	午前	一般	3	452	400	400	400	
					登録団体	3			200		登録団体	3		200	300		
	"	"	"	"	午後	一般	4	625		600	午後①及び午後②	一般	2	301	300	300	300
						登録団体	4			300		登録団体	2		200	200	
	"	"	"	"	夜間	一般	3	469		400	夜間	一般	2	301	300	300	300
						登録団体	3			200		登録団体	2		200	200	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	113	100	100	100
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
	"	洋室	"	"	午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100
						登録団体	3			550		登録団体	3		700	900	
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700
						登録団体	4			750		登録団体	2		400	500	
	"	"	"	"	夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700
						登録団体	3			550		登録団体	2		600	600	
"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
					登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
ゆうゆう方南館	集会室	和室		午前	一般	3	586		500	午前	一般	3	565	500	500	500	
					登録団体	3			250		登録団体	3		300	400		
	"	"	"	"	午後	一般	4	782		700	午後①及び午後②	一般	2	377	300	300	300
						登録団体	4			350		登録団体	2		200	200	
	"	"	"	"	夜間	一般	3	586		500	夜間	一般	2	377	300	300	300
						登録団体	3			250		登録団体	2		200	200	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	141	100	100	100
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
	"	洋室	"	"	午前	一般	3	821		800	午前	一般	3	791	700	700	700
						登録団体	3			400		登録団体	3		500	600	
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,094		1,000	午後①及び午後②	一般	2	527	500	500	500
						登録団体	4			500		登録団体	2		300	400	
	"	"	"	"	夜間	一般	3	821		800	夜間	一般	2	527	500	500	500
						登録団体	3			400		登録団体	2		400	400	
"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	197	100	100	100	
					登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
ゆうゆう荻窪館	集会室	和室		午前	一般	3	703		700	午前	一般	3	678	600	600	600	
					登録団体	3			350		登録団体	3		400	500		
	"	"	"	"	午後	一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400
						登録団体	4			450		登録団体	2		200	300	
	"	"	"	"	夜間	一般	3	703		700	夜間	一般	2	452	400	400	400
						登録団体	3			350		登録団体	2		300	300	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
	"	洋室	"	"	午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100
						登録団体	3			550		登録団体	3		700	900	
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700
						登録団体	4			750		登録団体	2		400	500	
	"	"	"	"	夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700
						登録団体	3			550		登録団体	2		600	600	
"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
					登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
ゆうゆう四宮館	集会室	洋室1		午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100	
					登録団体	3			550		登録団体	3		700	900		
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700
						登録団体	4			750		登録団体	2		400	500	
	"	"	"	"	夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700
						登録団体	3			550		登録団体	2		600	600	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
"	洋室2	"	"	午前	一般	3	469		400	午前	一般	3	452	400	400	400	
					登録団体	3			200		登録団体	3		200	300		
ゆうゆう四宮館	集会室	洋室2		午後	一般	4	625		600	午後①及び午後②	一般	2	301	300	300	300	
					登録団体	4			300		登録団体	2		200	200		
	"	"	"	"	夜間	一般	3	469		400	夜間	一般	2	301	300	300	300
						登録団体	3			200		登録団体	2		200	200	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	113	100	100	100
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
	"	洋室一体使用	"	"	午前	一般	3	1,876		1,500	午前	一般	3	1,809	1,500	1,500	1,500
						登録団体	3			750		登録団体	3		1,000	1,200	
	"	"	"	"	午後	一般	4	2,502		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,000	1,000	1,000
						登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800	
"	"	"	"	夜間	一般	3	1,876		1,500	夜間	一般	2	1,206	1,000	1,000	1,000	
					登録団体	3			750		登録団体	2		800	900		
"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400	
					登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	300		
ゆうゆう今川館	集会室	洋室1		午前	一般	3	1,407		1,400	午前	一般	3	1,357	1,300	1,300	1,300	
					登録団体	3			700		登録団体	3		900	1,100		
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900
						登録団体	4			900		登録団体	2		600	700	

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定								
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)	
ゆうゆう今川館	集会室	洋室1		夜間	一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900	
					登録団体	3			700		登録団体	2		700	800		
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200	
		洋室2			午前	一般	3	1,055		1,000	午前	一般	3	1,017	1,000	1,000	1,000
						登録団体	3			500		登録団体	3		600	800	
					午後	一般	4	1,407		1,400	午後①及び午後②	一般	2	678	600	600	600
						登録団体	4			700		登録団体	2		400	500	
					夜間	一般	3	1,055		1,000	夜間	一般	2	678	600	600	600
						登録団体	3			500		登録団体	2		500	500	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	254	200	200	200
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
		洋室一体使用			午前	一般	3	2,580		2,400	午前	一般	3	2,488	2,300	2,300	2,300
						登録団体	3			1,200		登録団体	3		1,500	1,900	
					午後	一般	4	3,440		3,200	午後①及び午後②	一般	2	1,658	1,500	1,500	1,500
						登録団体	4			1,600		登録団体	2		1,000	1,200	
					夜間	一般	3	2,580		2,400	夜間	一般	2	1,658	1,500	1,500	1,500
						登録団体	3			1,200		登録団体	2		1,300	1,400	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	622	600	600	600
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		400	500	
ホール	洋室			午前	一般	3	3,519		3,500	午前	一般	3	3,393	3,300	3,300	3,300	
					登録団体	3			1,750		登録団体	3		2,200	2,700		
					午後	一般	4	4,692		4,600	午後①及び午後②	一般	2	2,262	2,200	2,200	2,200
						登録団体	4			2,300		登録団体	2		1,500	1,800	
					夜間	一般	3	3,519		3,500	夜間	一般	2	2,262	2,200	2,200	2,200
						登録団体	3			1,750		登録団体	2		1,900	2,000	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	848	800	800	800
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		600	700	
	ゆうゆう天沼館	集会室	洋室1		午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100
						登録団体	3			550		登録団体	3		700	900	
					午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700
						登録団体	4			750		登録団体	2		400	500	
					夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700
						登録団体	3			550		登録団体	2		600	600	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
		洋室2			午前	一般	3	703		700	午前	一般	3	678	600	600	600
						登録団体	3			350		登録団体	3		400	500	
					午後	一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400
						登録団体	4			450		登録団体	2		200	300	
					夜間	一般	3	703		700	夜間	一般	2	452	400	400	400
						登録団体	3			350		登録団体	2		300	300	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
		洋室一体使用			午前	一般	3	1,876		1,800	午前	一般	3	1,809	1,700	1,700	1,700
						登録団体	3			900		登録団体	3		1,100	1,400	
					午後	一般	4	2,502		2,400	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,100	1,100	1,100
						登録団体	4			1,200		登録団体	2		700	900	
				夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,100	1,100	1,100	
					登録団体	3			900		登録団体	2		900	1,000		
				時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400	
					登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	300		
ゆうゆう上高井戸館	集会室	和室		午前	一般	3	586		500	午前	一般	3	565	500	500	500	
					登録団体	3			250		登録団体	3		300	400		
					午後	一般	4	782		700	午後①及び午後②	一般	2	377	300	300	300
						登録団体	4			350		登録団体	2		200	200	
					夜間	一般	3	586		500	夜間	一般	2	377	300	300	300
						登録団体	3			250		登録団体	2		200	200	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	141	100	100	100
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
		洋室			午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100
						登録団体	3			550		登録団体	3		700	900	
				午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700	
					登録団体	4			750		登録団体	2		400	500		
				夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700	
					登録団体	3			550		登録団体	2		600	600		
				時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
					登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
ゆうゆう高円寺南館	集会室	洋室1		午前	一般	3	1,642		1,600	午前	一般	3	1,583	1,500	1,500	1,500	
					登録団体	3			800		登録団体	3		1,000	1,200		
					午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000
						登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800	
					夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000
						登録団体	3			800		登録団体	2		800	900	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300
登録団体						-			使用料の3割相当	登録団体		0.75		200	200		

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定									
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)		
ゆうゆう高円寺南館	集会室	洋室2		午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100		
					登録団体	3			550		登録団体	3			700		900	
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700	
						登録団体	4			750		登録団体	2			400		500
	"	"	"	"	夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700	
						登録団体	3			550		登録団体	2			600		600
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100		100
	"	"	洋室一体使用		午前	一般	3	3,049		2,700	午前	一般	3	2,940	2,600	2,600	2,600	
						登録団体	3			1,350		登録団体	3			1,700		2,100
	"	"	"	"	午後	一般	4	4,066		3,600	午後①及び午後②	一般	2	1,960	1,700	1,700	1,700	
						登録団体	4			1,800		登録団体	2			1,100		1,400
	"	"	"	"	夜間	一般	3	3,049		2,700	夜間	一般	2	1,960	1,700	1,700	1,700	
						登録団体	3			1,350		登録団体	2			1,400		1,500
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	735	700	700	700	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			500		600
ゆうゆう桃井館	集会室	和室		午前	一般	3	351		300	午前	一般	3	339	300	300	300		
					登録団体	3			150		登録団体	3			200		200	
	"	"	"	"	午後	一般	4	469		400	午後①及び午後②	一般	2	226	200	200	200	
						登録団体	4			200		登録団体	2			100		100
	"	"	"	"	夜間	一般	3	351		300	夜間	一般	2	226	200	200	200	
						登録団体	3			150		登録団体	2			100		100
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	84	100	100	100	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100		100
	"	"	洋室		午前	一般	3	1,055		1,000	午前	一般	3	1,017	1,000	1,000	1,000	
						登録団体	3			500		登録団体	3			600		800
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,407		1,400	午後①及び午後②	一般	2	678	600	600	600	
						登録団体	4			700		登録団体	2			400		500
	"	"	"	"	夜間	一般	3	1,055		1,000	夜間	一般	2	678	600	600	600	
						登録団体	3			500		登録団体	2			500		500
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	254	200	200	200	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100		100
"	"	多目的室	洋室	午前	一般	3	586		500	午前	一般	3	565	500	500	500		
					登録団体	3			250		登録団体	3			300		400	
"	"	"	"	午後	一般	4	782		700	午後①及び午後②	一般	2	377	300	300	300		
					登録団体	4			350		登録団体	2			200		200	
"	"	"	"	夜間	一般	3	586		500	夜間	一般	2	377	300	300	300		
					登録団体	3			250		登録団体	2			200		200	
"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	141	100	100	100		
					登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100		100	
ゆうゆう高円寺東館	集会室	和室		午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100		
					登録団体	3			550		登録団体	3			700		900	
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700	
						登録団体	4			750		登録団体	2			400		500
	"	"	"	"	夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700	
						登録団体	3			550		登録団体	2			600		600
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100		100
	"	"	洋室		午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100	
						登録団体	3			550		登録団体	3			700		900
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700	
						登録団体	4			750		登録団体	2			400		500
	ゆうゆう高円寺東館	集会室	洋室		夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700	
						登録団体	3			550		登録団体	2			600		600
		"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200
							登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100	
"		"	多目的室	洋室	午前	一般	3	586		500	午前	一般	3	565	500	500	500	
						登録団体	3			250		登録団体	3			300		400
"		"	"	"	午後	一般	4	782		700	午後①及び午後②	一般	2	377	300	300	300	
						登録団体	4			350		登録団体	2			200		200
"		"	"	"	夜間	一般	3	586		500	夜間	一般	2	377	300	300	300	
						登録団体	3			250		登録団体	2			200		200
"		"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	141	100	100	100	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100		100
ゆうゆう和田館		集会室	洋室1		午前	一般	3	1,055		1,000	午前	一般	3	1,017	1,000	1,000	1,000	
						登録団体	3			500		登録団体	3			600		800
		"	"	"	"	午後	一般	4	1,407		1,400	午後①及び午後②	一般	2	678	600	600	600
							登録団体	4			700		登録団体	2			400	
	"	"	"	"	夜間	一般	3	1,055		1,000	夜間	一般	2	678	600	600	600	
						登録団体	3			500		登録団体	2			500		500
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	254	200	200	200	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100		100
	"	"	洋室2		午前	一般	3	938		900	午前	一般	3	904	900	900	900	
						登録団体	3			450		登録団体	3			600		700
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,251		1,200	午後①及び午後②	一般	2	603	600	600	600	
						登録団体	4			600		登録団体	2			400		500

平成27年1月1日廃止

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定								
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)	
ゆうゆう和田館	集会室	洋室2		夜間	一般	3	938		900	夜間	一般	2	603	600	600	600	
					登録団体	3			450		登録団体	2		500	500		
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	226	200	200	200
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
		洋室一体使用			午前	一般	3	2,111		1,900	午前	一般	3	2,035	1,900	1,900	1,900
						登録団体	3			950		登録団体	3		1,200	1,500	
					午後	一般	4	2,815		2,600	午後①及び午後②	一般	2	1,357	1,200	1,200	1,200
						登録団体	4			1,300		登録団体	2		800	1,000	
					夜間	一般	3	2,111		1,900	夜間	一般	2	1,357	1,200	1,200	1,200
						登録団体	3			950		登録団体	2		1,000	1,100	
				時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	508	500	500	500	
					登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		
ゆうゆう梅里堀ノ内館	集会室	和室		午前	一般	3	351		300	午前	一般	3	339	300	300	300	
					登録団体	3			150		登録団体	3		200	200		
					午後	一般	4	469		400	午後①及び午後②	一般	2	226	200	200	200
						登録団体	4			200		登録団体	2		100	100	
					夜間	一般	3	351		300	夜間	一般	2	226	200	200	200
						登録団体	3			150		登録団体	2		100	100	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	84	100	100	100
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
			洋室		午前	一般	3	1,642		1,600	午前	一般	3	1,583	1,500	1,500	1,500
						登録団体	3			800		登録団体	3		1,000	1,200	
					午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000
						登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800	
					夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000
						登録団体	3			800		登録団体	2		800	900	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300
登録団体						-			使用料の3割相当	登録団体		0.75		200	200		
ゆうゆう和泉館	集会室	洋室1		午前	一般	3	1,055		1,000	午前	一般	3	1,017	1,000	1,000	1,000	
					登録団体	3			500		登録団体	3		600	800		
					午後	一般	4	1,407		1,400	午後①及び午後②	一般	2	678	600	600	600
						登録団体	4			700		登録団体	2		400	500	
					夜間	一般	3	1,055		1,000	夜間	一般	2	678	600	600	600
						登録団体	3			500		登録団体	2		500	500	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	254	200	200	200
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
			洋室2		午前	一般	3	469		400	午前	一般	3	452	400	400	400
						登録団体	3			200		登録団体	3		200	300	
					午後	一般	4	625		600	午後①及び午後②	一般	2	301	300	300	300
						登録団体	4			300		登録団体	2		200	200	
					夜間	一般	3	469		400	夜間	一般	2	301	300	300	300
						登録団体	3			200		登録団体	2		200	200	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	113	100	100	100
登録団体						-			使用料の3割相当	登録団体		0.75		100	100		
		洋室一体使用		午前	一般	3	1,407		1,400	午前	一般	3	1,357	1,300	1,300	1,300	
					登録団体	3			700		登録団体	3		900	1,100		
				午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900	
					登録団体	4			900		登録団体	2		600	700		
				夜間	一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900	
					登録団体	3			700		登録団体	2		700	800		
				時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300	
					登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200		
ゆうゆう高井戸西館	集会室	洋室1		午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100	
					登録団体	3			550		登録団体	3		700	900		
					午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700
						登録団体	4			750		登録団体	2		400	500	
					夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700
						登録団体	3			550		登録団体	2		600	600	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
			洋室2		午前	一般	3	821		800	午前	一般	3	791	700	700	700
						登録団体	3			400		登録団体	3		500	600	
					午後	一般	4	1,094		1,000	午後①及び午後②	一般	2	527	500	500	500
						登録団体	4			500		登録団体	2		300	400	
					夜間	一般	3	821		800	夜間	一般	2	527	500	500	500
						登録団体	3			400		登録団体	2		400	400	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	197	100	100	100
登録団体						-			使用料の3割相当	登録団体		0.75		100	100		
		洋室一体使用		午前	一般	3	2,111		1,900	午前	一般	3	2,035	1,800	1,800	1,800	
					登録団体	3			950		登録団体	3		1,200	1,500		
				午後	一般	4	2,815		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,357	1,200	1,200	1,200	
					登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000		
				夜間	一般	3	2,111		1,900	夜間	一般	2	1,357	1,200	1,200	1,200	
					登録団体	3			950		登録団体	2		1,000	1,100		
				時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	508	500	500	500	
					登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400		

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定											
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)				
ゆうゆう西荻北館	集会室	洋室1		午前	一般	3	1,407		1,400	午前	一般	3	1,357	1,300	1,300	1,300				
					登録団体	3			700		登録団体	3			900		1,100			
					午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900			
						登録団体	4			900		登録団体	2			600		700		
					夜間	一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900			
						登録団体	3			700		登録団体	2			700		800		
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300			
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			200		200		
		洋室2			午前	一般	3	469		400	午前	一般	3	452	400	400	400			
						登録団体	3			200		登録団体	3			200		300		
					午後	一般	4	625		600	午後①及び午後②	一般	2	301	300	300	300			
						登録団体	4			300		登録団体	2			200		200		
					夜間	一般	3	469		400	夜間	一般	2	301	300	300	300			
						登録団体	3			200		登録団体	2			200		200		
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	113	100	100	100			
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100		100		
		洋室一体使用			午前	一般	3	1,876		1,800	午前	一般	3	1,809	1,700	1,700	1,700			
						登録団体	3			900		登録団体	3			1,100		1,400		
					午後	一般	4	2,502		2,400	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200			
						登録団体	4			1,200		登録団体	2			800		1,000		
					夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200			
						登録団体	3			900		登録団体	2			1,000		1,100		
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400			
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			300		300		
ゆうゆう高井戸東館	集会室	洋室1		午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100				
					登録団体	3			550		登録団体	3			700		900			
					午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700			
						登録団体	4			750		登録団体	2			400		500		
					夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700			
						登録団体	3			550		登録団体	2			600		600		
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200			
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100		100		
		洋室2			午前	一般	3	703		700	午前	一般	3	678	600	600	600			
						登録団体	3			350		登録団体	3			400		500		
					午後	一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400			
						登録団体	4			450		登録団体	2			200		300		
					夜間	一般	3	703		700	夜間	一般	2	452	400	400	400			
						登録団体	3			350		登録団体	2			300		300		
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100			
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100		100		
		洋室一体使用			午前	一般	3	1,876		1,800	午前	一般	3	1,809	1,700	1,700	1,700			
						登録団体	3			900		登録団体	3			1,100		1,400		
					午後	一般	4	2,502		2,400	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,100	1,100	1,100			
						登録団体	4			1,200		登録団体	2			700		900		
					夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,100	1,100	1,100			
						登録団体	3			900		登録団体	2			900		1,000		
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400			
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			300		300		
ゆうゆう井草館	集会室	洋室1		午前	一般	3	1,407		1,400	午前	一般	3	1,357	1,300	1,300	1,300				
					登録団体	3			700		登録団体	3			900		1,100			
					午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900			
						登録団体	4			900		登録団体	2			600		700		
	ゆうゆう井草館	集会室	洋室1		夜間	一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900			
						登録団体	3			700		登録団体	2			700		800		
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300			
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			200		200		
		洋室2			午前	一般	3	586		500	午前	一般	3	565	500	500	500			
						登録団体	3			250		登録団体	3			300		400		
					午後	一般	4	782		700	午後①及び午後②	一般	2	377	300	300	300			
						登録団体	4			350		登録団体	2			200		200		
					夜間	一般	3	586		500	夜間	一般	2	377	300	300	300			
						登録団体	3			250		登録団体	2			200		200		
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	141	100	100	100			
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100		100		
		洋室一体使用			午前	一般	3	2,111		1,900	午前	一般	3	2,035	1,800	1,800	1,800			
						登録団体	3			950		登録団体	3			1,200		1,500		
					午後	一般	4	2,815		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,357	1,200	1,200	1,200			
						登録団体	4			1,250		登録団体	2			800		1,000		
					夜間	一般	3	2,111		1,900	夜間	一般	2	1,357	1,200	1,200	1,200			
						登録団体	3			950		登録団体	2			1,000		1,100		
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	508	500	500	500			
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			300		400		
ゆうゆう阿佐谷北館	集会室	洋室1		午前	一般	3	1,407		1,400	午前	一般	3	1,357	1,300	1,300	1,300				
					登録団体	3			700		登録団体	3			900		1,100			
								午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900
									登録団体	4			900		登録団体	2			600	

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定								
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)	
ゆうゆう阿佐谷北館	集会室	洋室1		夜間	一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900	
					登録団体	3			700		登録団体	2		700	800		
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200	
		洋室2			午前	一般	3	586		500	午前	一般	3	565	500	500	500
						登録団体	3			250		登録団体	3		300	400	
					午後	一般	4	782		700	午後①及び午後②	一般	2	377	300	300	300
						登録団体	4			350		登録団体	2		200	200	
					夜間	一般	3	586		500	夜間	一般	2	377	300	300	300
						登録団体	3			250		登録団体	2		200	200	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	141	100	100	100
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
		洋室一体使用			午前	一般	3	2,111		1,900	午前	一般	3	2,035	1,800	1,800	1,800
						登録団体	3			950		登録団体	3		1,200	1,500	
					午後	一般	4	2,815		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,357	1,200	1,200	1,200
						登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000	
					夜間	一般	3	2,111		1,900	夜間	一般	2	1,357	1,200	1,200	1,200
						登録団体	3			950		登録団体	2		1,000	1,100	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	508	500	500	500
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	400	
ゆうゆう善福寺館	集会室	洋室1		午前	一般	3	1,055		1,000	午前	一般	3	1,017	1,000	1,000	1,000	
					登録団体	3			500		登録団体	3		600	800		
					午後	一般	4	1,407		1,400	午後①及び午後②	一般	2	678	600	600	600
						登録団体	4			700		登録団体	2		400	500	
					夜間	一般	3	1,055		1,000	夜間	一般	2	678	600	600	600
						登録団体	3			500		登録団体	2		500	500	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	254	200	200	200
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
		洋室2			午前	一般	3	938		900	午前	一般	3	904	900	900	900
						登録団体	3			450		登録団体	3		600	700	
					午後	一般	4	1,251		1,200	午後①及び午後②	一般	2	603	600	600	600
						登録団体	4			600		登録団体	2		400	500	
					夜間	一般	3	938		900	夜間	一般	2	603	600	600	600
						登録団体	3			450		登録団体	2		500	500	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	226	200	200	200
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
		洋室一体使用			午前	一般	3	1,876		1,800	午前	一般	3	1,809	1,800	1,800	1,800
						登録団体	3			900		登録団体	3		1,200	1,500	
					午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200
						登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000	
				夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200	
					登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100		
				時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400	
					登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	300		
ゆうゆう久我山館	集会室	洋室1		午前	一般	3	1,055		1,000	午前	一般	3	1,017	1,000	1,000	1,000	
					登録団体	3			500		登録団体	3		600	800		
					午後	一般	4	1,407		1,400	午後①及び午後②	一般	2	678	600	600	600
						登録団体	4			700		登録団体	2		400	500	
					夜間	一般	3	1,055		1,000	夜間	一般	2	678	600	600	600
						登録団体	3			500		登録団体	2		500	500	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	254	200	200	200
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
	ゆうゆう久我山館	集会室	洋室2		午前	一般	3	703		700	午前	一般	3	678	600	600	600
						登録団体	3			350		登録団体	3		400	500	
					午後	一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400
						登録団体	4			450		登録団体	2		200	300	
					夜間	一般	3	703		700	夜間	一般	2	452	400	400	400
						登録団体	3			350		登録団体	2		300	300	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
		洋室3			午前	一般	3	351		300	午前	一般	3	339	300	300	300
						登録団体	3			150		登録団体	3		200	200	
				午後	一般	4	469		400	午後①及び午後②	一般	2	226	200	200	200	
					登録団体	4			200		登録団体	2		100	100		
				夜間	一般	3	351		300	夜間	一般	2	226	200	200	200	
					登録団体	3			150		登録団体	2		100	100		
				時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	84	100	100	100	
					登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
	洋室1、2一体使用			午前	一般	3	1,642		1,600	午前	一般	3	1,583	1,500	1,500	1,500	
					登録団体	3			800		登録団体	3		1,000	1,200		
				午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
					登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800		
				夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
					登録団体	3			800		登録団体	2		800	900		
				時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300	
					登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200		

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定							
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)
ゆうゆう浜田山館	集会室	洋室1	午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100	
				登録団体	3			550		登録団体	3			700	900	
			午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700	
				登録団体	4			750		登録団体	2			400	500	
			夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700	
				登録団体	3			550		登録団体	2			600	600	
	時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200			
		登録団体	-					登録団体	0.75			100	100			
	集会室	洋室2	午前	一般	3	586		500	午前	一般	3	565	500	500	500	
				登録団体	3			250		登録団体	3			300	400	
			午後	一般	4	782		700	午後①及び午後②	一般	2	377	300	300	300	
				登録団体	4			350		登録団体	2			200	200	
			夜間	一般	3	586		500	夜間	一般	2	377	300	300	300	
				登録団体	3			250		登録団体	2			200	200	
	時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	141	100	100	100			
		登録団体	-					登録団体	0.75			100	100			
	洋室一体使用	午前	一般	3	1,876		1,600	午前	一般	3	1,809	1,600	1,600	1,600		
			登録団体	3			800		登録団体	3			1,000	1,300		
		午後	一般	4	2,502		2,200	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,000	1,000	1,000		
			登録団体	4			1,100		登録団体	2			700	800		
		夜間	一般	3	1,876		1,600	夜間	一般	2	1,206	1,000	1,000	1,000		
			登録団体	3			800		登録団体	2			800	900		
	時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400			
		登録団体	-					登録団体	0.75			200	300			
ゆうゆう下井草館	集会室	洋室1	午前	一般	3	1,642		1,600	午前	一般	3	1,583	1,500	1,500	1,500	
				登録団体	3			800		登録団体	3			1,000	1,200	
			午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
				登録団体	4			1,050		登録団体	2			600	800	
			夜間	一般	3	1,642		1,600	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
				登録団体	3			800		登録団体	2			800	900	
	時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300			
		登録団体	-					登録団体	0.75			200	200			
	洋室2	午前	一般	3	821		800	午前	一般	3	791	700	700	700		
			登録団体	3			400		登録団体	3			500	600		
		午後	一般	4	1,094		1,000	午後①及び午後②	一般	2	527	500	500	500		
			登録団体	4			500		登録団体	2			300	400		
		夜間	一般	3	821		800	夜間	一般	2	527	500	500	500		
			登録団体	3			400		登録団体	2			400	400		
	時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	197	100	100	100			
		登録団体	-					登録団体	0.75			100	100			
	洋室一体使用	午前	一般	3	2,580		2,400	午前	一般	3	2,488	2,200	2,200	2,200		
			登録団体	3			1,200		登録団体	3			1,500	1,800		
		午後	一般	4	3,440		3,100	午後①及び午後②	一般	2	1,658	1,500	1,500	1,500		
			登録団体	4			1,550		登録団体	2			1,000	1,200		
		夜間	一般	3	2,580		2,400	夜間	一般	2	1,658	1,500	1,500	1,500		
			登録団体	3			1,200		登録団体	2			1,300	1,400		
	時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	622	600	600	600			
		登録団体	-					登録団体	0.75			400	500			
多目的室	洋室	午前	一般	3	1,055		1,000	午前	一般	3	1,017	1,000	1,000	1,000		
			登録団体	3			500		登録団体	3			600	800		
午後	一般	4	1,407		1,400	午後①及び午後②	一般	2	678	600	600	600				
	登録団体	4			700		登録団体	2			400	500				
ゆうゆう下井草館	多目的室	洋室	夜間	一般	3	1,055		1,000	夜間	一般	2	678	600	600	600	
				登録団体	3			500		登録団体	2			500	500	
	時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	254	200	200	200			
		登録団体	-					登録団体	0.75			100	100			
	ゆうゆう永福館	集会室	洋室1	午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100
					登録団体	3			550		登録団体	3			700	900
午後				一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700	
				登録団体	4			750		登録団体	2			400	500	
夜間				一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700	
				登録団体	3			550		登録団体	2			600	600	
時間超過		一般	-				延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200			
		登録団体	-					登録団体	0.75			100	100			
洋室2		午前	一般	3	703		700	午前	一般	3	678	600	600	600		
			登録団体	3			350		登録団体	3			400	500		
		午後	一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400		
			登録団体	4			450		登録団体	2			200	300		
		夜間	一般	3	703		700	夜間	一般	2	452	400	400	400		
			登録団体	3			350		登録団体	2			300	300		
時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100				
	登録団体	-					登録団体	0.75			100	100				
洋室一体使用	午前	一般	3	1,876		1,800	午前	一般	3	1,809	1,700	1,700	1,700			
		登録団体	3			900		登録団体	3			1,100	1,400			
午後	一般	4	2,502		2,400	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,100	1,100	1,100				
	登録団体	4			1,200		登録団体	2			700	900				

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定								
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)	
ゆうゆう永福館	集会室	洋室一体使用		夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,100	1,100	1,100	
					登録団体	3			900		登録団体	2		900	1,000		
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	300	
	多目的室	洋室			午前	一般	3	1,407		1,400	午前	一般	3	1,357	1,300	1,300	1,300
						登録団体	3			700		登録団体	3		900	1,100	
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900
						登録団体	4			900		登録団体	2		600	700	
	"	"	"	"	夜間	一般	3	1,407		1,400	夜間	一般	2	904	900	900	900
						登録団体	3			700		登録団体	2		700	800	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200	
ゆうゆう荻窪東館	集会室	洋室1		午前	一般	3	1,055		1,000	午前	一般	3	1,017	1,000	1,000	1,000	
					登録団体	3			500		登録団体	3		600	800		
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,407		1,400	午後①及び午後②	一般	2	678	600	600	600
						登録団体	4			700		登録団体	2		400	500	
	"	"	"	"	夜間	一般	3	1,055		1,000	夜間	一般	2	678	600	600	600
						登録団体	3			500		登録団体	2		500	500	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	254	200	200	200
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
	"	洋室2			午前	一般	3	586		500	午前	一般	3	565	500	500	500
						登録団体	3			250		登録団体	3		300	400	
	"	"	"	"	午後	一般	4	782		700	午後①及び午後②	一般	2	377	300	300	300
						登録団体	4			350		登録団体	2		200	200	
	"	"	"	"	夜間	一般	3	586		500	夜間	一般	2	377	300	300	300
						登録団体	3			250		登録団体	2		200	200	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	141	100	100	100
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
	"	洋室一体使用			午前	一般	3	1,642		1,500	午前	一般	3	1,583	1,500	1,500	1,500
						登録団体	3			750		登録団体	3		1,000	1,200	
	"	"	"	"	午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	900	900	900
						登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	700	
"	"	"	"	夜間	一般	3	1,642		1,500	夜間	一般	2	1,055	900	900	900	
					登録団体	3			750		登録団体	2		800	800		
"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300	
					登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200		
ゆうゆう大宮堀ノ内館	集会室	洋室1		午前	一般	3	938		900	午前	一般	3	904	900	900	900	
					登録団体	3			450		登録団体	3		600	700		
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,251		1,200	午後①及び午後②	一般	2	603	600	600	600
						登録団体	4			600		登録団体	2		400	500	
	"	"	"	"	夜間	一般	3	938		900	夜間	一般	2	603	600	600	600
						登録団体	3			450		登録団体	2		500	500	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	226	200	200	200
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
	"	洋室2			午前	一般	3	938		900	午前	一般	3	904	900	900	900
						登録団体	3			450		登録団体	3		600	700	
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,251		1,200	午後①及び午後②	一般	2	603	600	600	600
						登録団体	4			600		登録団体	2		400	500	
	"	"	"	"	夜間	一般	3	938		900	夜間	一般	2	603	600	600	600
						登録団体	3			450		登録団体	2		500	500	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	226	200	200	200
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
ゆうゆう大宮堀ノ内館	集会室	洋室一体使用		午前	一般	3	1,876		1,800	午前	一般	3	1,809	1,800	1,800	1,800	
					登録団体	3			900		登録団体	3		1,200	1,500		
	"	"	"	"	午後	一般	4	2,502		2,400	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200
						登録団体	4			1,200		登録団体	2		800	1,000	
	"	"	"	"	夜間	一般	3	1,876		1,800	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200
						登録団体	3			900		登録団体	2		1,000	1,100	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		300	300	
	講座室	洋室			午前	一般	3	821		800	午前	一般	3	791	700	700	700
						登録団体	3			400		登録団体	3		500	600	
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,094		1,000	午後①及び午後②	一般	2	527	500	500	500
						登録団体	4			500		登録団体	2		300	400	
	"	"	"	"	夜間	一般	3	821		800	夜間	一般	2	527	500	500	500
						登録団体	3			400		登録団体	2		400	400	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	197	100	100	100
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
児童青少年センター	ホール(舞台を使用)	洋室		午前	一般	3	8,794		8,700	午前	一般	3	6,904	6,900	6,900	6,900	
					登録団体	3			400		登録団体	3		500	600		
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			午前使用料の5割相当	延長使用料	一般	0.75	1,726	1,700	1,700	1,700
						登録団体	-			午前使用料の5割相当		登録団体	0.75		100	100	
	ホール(舞台を使用しない)	洋室			午前	一般	3	5,653		5,600	午前	一般	3	4,438	4,400	4,400	4,400
						登録団体	3			400		登録団体	3		500	600	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			午前使用料の5割相当	延長使用料	一般	0.75	1,109	1,100	1,100	1,100
						登録団体	-			午前使用料の5割相当		登録団体	0.75		100	100	
集会室1	洋室			午前	一般	3	821		800	午前	一般	3	791	700	700	700	
					登録団体	3			400		登録団体	3		500	600		
"	"	"	"	時間超過	一般	-			午前使用料の5割相当	延長使用料	一般	0.75	197	100	100	100	
					登録団体	-			午前使用料の5割相当		登録団体	0.75		100	100		

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定								
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)	
児童青少年センター	スタジオ1	洋室		午前	一般	1	195		200	午前	一般	1	188	200	200	200	
	〃	〃			登録団体	1			100		登録団体	1		100	100		
	スタジオ2	洋室		午前	一般	1	195		200	午前	一般	1	188	200	200	200	
	〃	〃			登録団体	1			100		登録団体	1		100	100		
	スタジオ3	洋室		午前	一般	1	195		200	午前	一般	1	188	200	200	200	
	〃	〃			登録団体	1			100		登録団体	1		100	100		
	体育室	全面使用		午前	一般	1	723		700	平成27年1月1日廃止							
	〃	〃			登録団体	1			350								
	〃	半面使用		午前	一般	1	361		300								
	〃	〃			登録団体	1			150								
〃	1/3面使用		午前	一般	1	120		200									
荻北児童館	集会室・図工室	洋室	集会使用		一般	2	703		700	午前	一般	2	678	600	600	600	
	〃	〃	〃		登録団体	2			350		登録団体	2		400	500		
	〃	〃	〃	夜間	一般	4	1,407		1,400	夜間	一般	2	678	600	600	600	
	〃	〃	〃		登録団体	4			700		登録団体	2		400	500		
	〃	〃	〃	時間超過	一般	-				午前使用料の5割相当	延長使用料	一般	0.75	254	200	200	200
	〃	〃	〃		登録団体	-				午前使用料の5割相当		登録団体	0.75		100	100	
	遊戯室	洋室	〃	夜間	一般	4	5,943		5,900	夜間	一般	2	2,865	2,800	2,800	2,800	
	〃	〃	〃		登録団体	4			2,950		登録団体	2		1,900	2,300		
	〃	〃	〃		一般	-			-	延長使用料	一般	0.75	1,074	1,000	1,000	1,000	
	〃	〃	〃		登録団体	-			-		登録団体	0.75		1,000	1,000		
	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	一般	1	723		700	夜間	一般	1	719	700	700	700	
	〃	〃	〃		登録団体	1			350		登録団体	1		400	500		
	遊戯室(半面)	洋室	〃	夜間	一般	1	361		300	夜間	一般	1	359	400	400	400	
〃	〃	〃		登録団体	1			150		登録団体	1		200	300			
大宮児童館	遊戯室	洋室	集会使用	夜間	一般	4	2,189		2,100	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
	〃	〃	〃		登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800		
	〃	〃	〃		一般	-			-	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300	
	〃	〃	〃		登録団体	-			-		登録団体	0.75		300	300		
西荻北児童館	遊戯室	〃	〃	夜間	一般	4	2,189		2,100	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
	〃	〃	〃		登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800		
	〃	〃	〃		一般	-			-	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300	
	〃	〃	〃		登録団体	-			-		登録団体	0.75		300	300		
善福寺児童館	遊戯室	〃	〃	夜間	一般	4	5,004		5,000	夜間	一般	2	2,412	2,400	2,400	2,400	
	〃	〃	〃		登録団体	4			2,500		登録団体	2		1,600	2,000		
	〃	〃	〃		一般	-			-	延長使用料	一般	0.75	904	900	900	900	
	〃	〃	〃		登録団体	-			-		登録団体	0.75		900	900		
	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	一般	1	723		700	夜間	一般	1	719	700	700	700	
	〃	〃	〃		登録団体	1			350		登録団体	1		400	500		
遊戯室(半面)	洋室	〃	夜間	一般	1	361		300	夜間	一般	1	359	400	400	400		
〃	〃	〃		登録団体	1			150		登録団体	1		200	300			
堀ノ内南児童館	遊戯室	洋室	集会使用	夜間	一般	4	3,753		3,700	夜間	一般	2	1,809	1,800	1,800	1,800	
	〃	〃	〃		登録団体	4			1,850		登録団体	2		1,200	1,500		
	〃	〃	〃		一般	-			-	延長使用料	一般	0.75	678	600	600	600	
	〃	〃	〃		登録団体	-			-		登録団体	0.75		600	600		
	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	一般	1	723		700	夜間	一般	1	719	700	700	700	
	〃	〃	〃		登録団体	1			350		登録団体	1		400	500		
遊戯室(半面)	洋室	〃	夜間	一般	1	361		300	夜間	一般	1	359	400	400	400		
〃	〃	〃		登録団体	1			150		登録団体	1		200	300			
成田児童館	遊戯室	洋室	集会使用	夜間	一般	4	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300	
	〃	〃	〃		登録団体	4			1,400		登録団体	2		900	1,100		
	〃	〃	〃		一般	-			-	延長使用料	一般	0.75	508	500	500	500	
	〃	〃	〃		登録団体	-			-		登録団体	0.75		500	500		
	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	一般	1	723		700	夜間	一般	1	719	700	700	700	
	〃	〃	〃		登録団体	1			350		登録団体	1		400	500		
遊戯室(半面)	洋室	〃	夜間	一般	1	361		300	夜間	一般	1	359	400	400	400		
〃	〃	〃		登録団体	1			150		登録団体	1		200	300			
高井戸児童館	遊戯室(全面)	洋室	〃	夜間	一般	1	723		700	夜間	一般	1	719	700	700	700	
	〃	〃	〃		登録団体	1			350		登録団体	1		400	500		
	遊戯室(半面)	洋室	〃	夜間	一般	1	361		300	夜間	一般	1	359	400	400	400	
	〃	〃	〃		登録団体	1			150		登録団体	1		200	300		
本天沼児童館	遊戯室	洋室	集会使用	夜間	一般	4	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300	
	〃	〃	〃		登録団体	4			1,400		登録団体	2		900	1,100		
	〃	〃	〃		一般	-			-	延長使用料	一般	0.75	508	500	500	500	
	〃	〃	〃		登録団体	-			-		登録団体	0.75		500	500		
	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	夜間	一般	1	723		700	夜間	一般	1	719	700	700	700	
	〃	〃	〃		登録団体	1			350		登録団体	1		400	500		
遊戯室(半面)	洋室	〃	夜間	一般	1	361		300	夜間	一般	1	359	400	400	400		
〃	〃	〃		登録団体	1			150		登録団体	1		200	300			
和泉児童館	会議室	洋室	集会使用	午前	一般	2	547	*	400	平成27年1月1日廃止							
	〃	〃	〃		登録団体	2			200								
	〃	〃	〃	夜間	一般	4	1,094		1,000								
	〃	〃	〃		登録団体	4			500								
	〃	〃	〃	時間超過	一般	-											午前使用料の5割相当
	〃	〃	〃		登録団体	-											午前使用料の5割相当

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定								
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)	
和泉児童館	遊戯室	洋室	集会使用	夜間	一般	4	5,943		5,900	夜間	一般	2	2,865	2,800	2,800	2,800	
					登録団体	4			2,950		登録団体	2		1,900	2,300		
	"	"	"	"	"	一般	-			-	延長使用料	一般	0.75	1,074	1,000	1,000	1,000
						登録団体	-			-		登録団体	0.75		1,000	1,000	
	遊戯室(全面)	洋室	"	体育レクリエーション使用	夜間	一般	1	723		700	夜間	一般	1	719	700	700	700
						登録団体	1			350		登録団体	1		400	500	
遊戯室(半面)	洋室	"	"	夜間	一般	1	361		300	夜間	一般	1	359	400	400	400	
					登録団体	1			150		登録団体	1		200	300		
天沼児童館	集会室	洋室	集会使用	午前	一般	2	782	*	600	午前	一般	2	754	600	600	700	
					登録団体	2			300		登録団体	2		400	500		
	"	"	"	"	夜間	一般	4	1,564		1,500	夜間	一般	2	754	700	700	700
						登録団体	4			750		登録団体	2		400	500	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			午前使用料の5割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200
						登録団体	-			午前使用料の5割相当		登録団体	0.75		100	100	
"	"	"	"	"	一般	-			午前使用料の5割相当	延長使用料	一般	-					
					登録団体	-			午前使用料の5割相当		登録団体	-					
四宮森児童館	会議室	洋室	"	午前	一般	2	782	*	600	平成27年1月1日廃止							
					登録団体	2			300								
	"	"	"	夜間	一般	4	1,564		1,500								
					登録団体	4			750								
	"	"	"	時間超過	一般	-			午前使用料の5割相当								
					登録団体	-			午前使用料の5割相当								
	遊戯室	洋室	"	"	夜間	一般	4	6,568		6,500	夜間	一般	2	3,166	3,100	3,100	3,100
						登録団体	4			3,250		登録団体	2		2,100	2,600	
	"	"	"	"	"	一般	-			-	延長使用料	一般	0.75	1,187	1,100	1,100	1,100
						登録団体	-			-		登録団体	0.75		1,100	1,100	
	遊戯室(全面)	洋室	"	体育レクリエーション使用	夜間	一般	1	723		700	夜間	一般	1	719	700	700	700
						登録団体	1			350		登録団体	1		400	500	
遊戯室(半面)	洋室	"	"	夜間	一般	1	361		300	夜間	一般	1	359	400	400	400	
					登録団体	1			150		登録団体	1		200	300		
東原児童館	会議室	洋室	集会使用	午前	一般	2	391	*	200	午前	一般	2	377	200	200	300	
					登録団体	2			100		登録団体	2		100	200		
	"	"	"	"	夜間	一般	4	782		700	夜間	一般	2	377	300	300	300
						登録団体	4			350		登録団体	2		200	200	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			午前使用料の5割相当	延長使用料	一般	0.75	141	100	100	100
						登録団体	-			午前使用料の5割相当		登録団体	0.75		100	100	
	遊戯室	洋室	"	"	夜間	一般	4	3,128		3,100	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500
						登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200	
	"	"	"	"	"	一般	-			-	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500
						登録団体	-			-		登録団体	0.75		500	500	
	遊戯室(全面)	洋室	"	体育レクリエーション使用	夜間	一般	1	723		700	夜間	一般	1	719	700	700	700
						登録団体	1			350		登録団体	1		400	500	
遊戯室(半面)	洋室	"	"	夜間	一般	1	361		300	夜間	一般	1	359	400	400	400	
					登録団体	1			150		登録団体	1		200	300		
和田中央児童館	会議室	洋室	集会使用	午前	一般	2	391	*	200	平成27年1月1日廃止							
					登録団体	2			100								
	"	"	"	夜間	一般	4	782		700								
					登録団体	4			350								
	"	"	"	"	時間超過	一般	-									午前使用料の5割相当	
						登録団体	-									午前使用料の5割相当	
	遊戯室	洋室	"	"	夜間	一般	4	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300
						登録団体	4			1,400		登録団体	2		900	1,100	
	"	"	"	"	"	一般	-			-	延長使用料	一般	0.75	508	500	500	500
						登録団体	-			-		登録団体	0.75		500	500	
	遊戯室(全面)	洋室	"	体育レクリエーション使用	夜間	一般	1	723		700	夜間	一般	1	719	700	700	700
						登録団体	1			350		登録団体	1		400	500	
遊戯室(半面)	洋室	"	"	夜間	一般	1	361		300	夜間	一般	1	359	400	400	400	
					登録団体	1			150		登録団体	1		200	300		
方南児童館	遊戯室	洋室	集会使用	夜間	一般	4	5,004		5,000	夜間	一般	2	2,412	2,400	2,400	2,400	
					登録団体	4			2,500		登録団体	2		1,600	2,000		
	"	"	"	"	"	一般	-			-	延長使用料	一般	0.75	904	900	900	900
						登録団体	-			-		登録団体	0.75		900	900	
	遊戯室(全面)	洋室	"	体育レクリエーション使用	夜間	一般	1	723		700	夜間	一般	1	719	700	700	700
						登録団体	1			350		登録団体	1		400	500	
遊戯室(半面)	洋室	"	"	夜間	一般	1	361		300	夜間	一般	1	359	400	400	400	
					登録団体	1			150		登録団体	1		200	300		
馬橋児童館	会議室	和室	集会使用	午前	一般	2	312	*	200	午前	一般	2	301	200	200	300	
					登録団体	2			100		登録団体	2		100	200		
	"	"	"	"	夜間	一般	4	625		600	夜間	一般	2	301	300	300	300
						登録団体	4			300		登録団体	2		200	200	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			午前使用料の5割相当	延長使用料	一般	0.75	113	100	100	100
						登録団体	-			午前使用料の5割相当		登録団体	0.75		100	100	
	集会室	洋室	"	集会使用	午前	一般	2	547	*	400	午前	一般	2	527	400	400	500
						登録団体	2			200		登録団体	2		300	400	
	"	"	"	"	夜間	一般	4	1,094		1,000	夜間	一般	2	527	500	500	500
						登録団体	4			500		登録団体	2		300	400	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			午前使用料の5割相当	延長使用料	一般	0.75	197	100	100	100
						登録団体	-			午前使用料の5割相当		登録団体	0.75		100	100	

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定								
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)	
馬橋児童館	遊戯室	洋室	〃	夜間	一般	4	3,128		3,100	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500	
					登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200		
	〃	〃	〃	〃	〃	一般	-	-	-	-	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500
						登録団体	-	-	-	-		登録団体	0.75		500	500	
	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	〃	夜間	一般	1	723		700	夜間	一般	1	719	700	700	700
						登録団体	1			350		登録団体	1		400	500	
遊戯室(半面)	洋室	〃	〃	夜間	一般	1	361		300	夜間	一般	1	359	400	400	400	
					登録団体	1			150		登録団体	1		200	300		
阿佐谷児童館	遊戯室	洋室	集会使用	夜間	一般	4	2,189		2,100	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
					登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800		
	〃	〃	〃	〃	〃	一般	-	-	-	-	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300
						登録団体	-	-	-	-		登録団体	0.75		300	300	
上高井戸児童館	会議室	洋室	〃	午前	一般	2	391		300	平成27年1月1日廃止							
					登録団体	2			150								
	〃	〃	〃	夜間	一般	4	782		700								
					登録団体	4			350								
	〃	〃	〃	時間超過	一般	-	-		午前使用料の5割相当								
					登録団体	-	-		午前使用料の5割相当								
	遊戯室	洋室	〃	〃	夜間	一般	4	3,128		3,100	夜間	一般	2	1,508	1,500	1,500	1,500
						登録団体	4			1,550		登録団体	2		1,000	1,200	
	〃	〃	〃	〃	〃	一般	-	-	-	-	延長使用料	一般	0.75	565	500	500	500
						登録団体	-	-	-	-		登録団体	0.75		500	500	
	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	〃	夜間	一般	1	723		700	夜間	一般	1	719	700	700	700
						登録団体	1			350		登録団体	1		400	500	
	遊戯室(半面)	洋室	〃	〃	夜間	一般	1	361		300	夜間	一般	1	359	400	400	400
						登録団体	1			150		登録団体	1		200	300	
桃井児童館	多目的室	洋室	集会使用	午前	一般	2	938		900	午前	一般	2	904	900	900	900	
					登録団体	2			450		登録団体	2		600	700		
	〃	〃	〃	〃	夜間	一般	4	1,876		1,800	夜間	一般	2	904	900	900	900
						登録団体	4			900		登録団体	2		600	700	
	〃	〃	〃	〃	時間超過	一般	-	-		午前使用料の5割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300
						登録団体	-	-		午前使用料の5割相当		登録団体	0.75		200	200	
	〃	〃	〃	〃	夜間	一般	1	723		700	夜間	一般	1	719	700	700	700
						登録団体	1			350		登録団体	1		400	500	
	遊戯室	洋室	集会使用	〃	夜間	一般	4	4,066		4,000	夜間	一般	2	1,960	1,900	1,900	1,900
						登録団体	4			2,000		登録団体	2		1,300	1,600	
	〃	〃	〃	〃	〃	一般	-	-	-	-	延長使用料	一般	0.75	735	700	700	700
						登録団体	-	-	-	-		登録団体	0.75		700	700	
	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	〃	夜間	一般	1	723		700	夜間	一般	1	719	700	700	700
						登録団体	1			350		登録団体	1		400	500	
遊戯室(半面)	洋室	〃	〃	夜間	一般	1	361		300	夜間	一般	1	359	400	400	400	
					登録団体	1			150		登録団体	1		200	300		
狹窪児童館	遊戯室	洋室	集会使用	夜間	一般	4	3,440		3,400	夜間	一般	2	1,658	1,600	1,600	1,600	
					登録団体	4			1,700		登録団体	2		1,100	1,300		
	〃	〃	〃	〃	〃	一般	-	-	-	-	延長使用料	一般	0.75	622	600	600	600
						登録団体	-	-	-	-		登録団体	0.75		600	600	
	遊戯室(全面)	洋室	体育レクリエーション使用	〃	夜間	一般	1	723		700	夜間	一般	1	719	700	700	700
						登録団体	1			350		登録団体	1		400	500	
遊戯室(半面)	洋室	〃	〃	夜間	一般	1	361		300	夜間	一般	1	359	400	400	400	
					登録団体	1			150		登録団体	1		200	300		
すぎのき生活園	会議室	洋室	〃	午前	一般	3	2,111	*	1,600	午前	一般	3	2,035	1,700	1,800	2,000	
					登録団体	3			800		登録団体	3		1,200	1,600		
	〃	〃	〃	〃	午後	一般	4	2,815		2,800	午後①及び午後②	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300
						登録団体	4			1,400		登録団体	2		900	1,100	
	〃	〃	〃	〃	夜間	一般	4	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300
						登録団体	4			1,400		登録団体	2		900	1,100	
	〃	〃	〃	〃	時間超過	一般	-	-		使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	508	400	400	500
登録団体						-	-		使用料の3割相当	登録団体		0.75		300	400		
郷土博物館	会議室	洋室	〃	午前	一般	3	703	*	500	午前	一般	3	678	500	500	600	
					登録団体	3			250		登録団体	3		300	400		
	〃	〃	〃	〃	午後	一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400
						登録団体	4			450		登録団体	2		200	300	
	〃	〃	〃	〃	夜間	一般	3	703		700	夜間	一般	2	452	400	400	400
						登録団体	3			350		登録団体	2		400	400	
	〃	〃	〃	〃	時間超過	一般	-	-		使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100
						登録団体	-	-		使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
こすもす生活園	ホール	洋室	〃	午前	一般	3	1,876	*	1,400	午前	一般	3	1,809	1,500	1,600	1,800	
					登録団体	3			700		登録団体	3		1,000	1,400		
	〃	〃	〃	〃	午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200
						登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000	
	〃	〃	〃	〃	夜間	一般	4	2,502		2,500	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200
						登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000	
	〃	〃	〃	〃	時間超過	一般	-	-		使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400
登録団体						-	-		使用料の3割相当	登録団体		0.75		200	300		

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定									
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)		
なのはな生活園	会議室	洋室		午前	一般	3	1,642		1,600	午前	一般	3	1,583	1,500	1,500	1,500		
					登録団体	3			800		登録団体	3			1,000	1,200		
	"	"	"	"	午後	一般	4	2,189		2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
						登録団体	4			1,050		登録団体	2			600	800	
	"	"	"	"	夜間	一般	4	2,189		2,100	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
						登録団体	4			1,050		登録団体	2			600	800	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300	
登録団体						-			使用料の3割相当	登録団体		0.75			200	200		
高円寺保健センター分室	会議室	洋室		午前	一般	3	938	*	700	平成27年1月1日廃止								
					登録団体	3			350									
				午後	一般	4	1,251		1,200									
					登録団体	4			600									
				夜間	一般	4	1,251		1,200									
					登録団体	4			600									
				時間超過	一般	-			使用料の3割相当									
	登録団体	-				使用料の3割相当												
	"	和室			午前	一般	3	821	*		700	平成27年1月1日廃止						
						登録団体	3				350							
					午後	一般	4	1,094			1,000							
						登録団体	4				500							
					夜間	一般	4	1,094			1,000							
						登録団体	4				500							
時間超過					一般	-			使用料の3割相当									
	登録団体	-			使用料の3割相当													
こども発達センター	会議室	洋室		午前	一般	3	1,407	*	1,000	午前	一般		3	1,357	1,100	1,200	1,300	
					登録団体	3			500		登録団体		3			700	1,000	
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②		一般	2	904	900	900	900
						登録団体	4			900			登録団体	2			600	700
	"	"	"	"	夜間	一般	4	1,876		1,800	夜間		一般	2	904	900	900	900
						登録団体	4			900			登録団体	2			600	700
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300	
登録団体						-			使用料の3割相当	登録団体		0.75			200	200		
男女平等推進センター	集会室2	洋室		午前夜間	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100		
					登録団体	3			550		登録団体	3			700	900		
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100	100	
井草区民事務所	清香中通会議室	洋室1		午前	一般	3	469		400	午前	一般	3	452	400	400	400		
					登録団体	3			200		登録団体	3			200	300		
				午後	一般	4	625		600		午後①及び午後②	一般	2	301	300	300	300	
					登録団体	4			300			登録団体	2			200	200	
				夜間	一般	4	625		600		夜間	一般	2	301	300	300	300	
					登録団体	4			300			登録団体	2			200	200	
				時間超過	一般	-			使用料の3割相当		延長使用料	一般	0.75	113	100	100	100	
	登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75				100	100					
	清香中通会議室	洋室2			午前	一般	3	586		500	午前	一般	3	565	500	500	500	
						登録団体	3			250		登録団体	3			300	400	
					午後	一般	4	782		700		午後①及び午後②	一般	2	377	300	300	300
						登録団体	4			350			登録団体	2			200	200
					夜間	一般	4	782		700		夜間	一般	2	377	300	300	300
						登録団体	4			350			登録団体	2			200	200
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当		延長使用料	一般	0.75	141	100	100	100
	登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75			100		100					
	清香中通会議室	洋室3			午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100	
						登録団体	3			450		登録団体	3			600	800	
					午後	一般	4	1,564	*	1,200		午後①及び午後②	一般	2	754	600	600	700
						登録団体	4			600			登録団体	2			400	500
					夜間	一般	4	1,564		1,500		夜間	一般	2	754	700	700	700
						登録団体	4			750			登録団体	2			400	500
時間超過					一般	-			使用料の3割相当	延長使用料		一般	0.75	282	200	200	200	
	登録団体	-			使用料の3割相当	登録団体	0.75				100	100						
清香中通会議室	和室			午前	一般	3	938	*	700	午前	一般	3	904	700	800	900		
					登録団体	3			350		登録団体	3			500	700		
				午後	一般	4	1,251	*	900		午後①及び午後②	一般	2	603	500	500	600	
					登録団体	4			450			登録団体	2			300	400	
				夜間	一般	4	1,251		1,200		夜間	一般	2	603	600	600	600	
					登録団体	4			600			登録団体	2			400	500	
				時間超過	一般	-			使用料の3割相当		延長使用料	一般	0.75	226	200	200	200	
登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75			100		100						
下井草会議室	洋室1			午前	一般	3	821	*	700	午前	一般	3	791	700	700	700		
					登録団体	3			350		登録団体	3			400	500		
				午後	一般	4	1,094		1,000		午後①及び午後②	一般	2	527	500	500	500	
					登録団体	4			500			登録団体	2			300	400	
				夜間	一般	4	1,094		1,000		夜間	一般	2	527	500	500	500	
					登録団体	4			500			登録団体	2			300	400	
				時間超過	一般	-			使用料の3割相当		延長使用料	一般	0.75	197	100	100	100	
登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75			100		100						

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定								
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)	
井草区民事務所	下井草会議室	洋室2		午前	一般	3	703	*	500	午前	一般	3	678	500	500	600	
					登録団体	3			250		登録団体	3		300	400		
	"	"	"	"	午後	一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400
	登録団体	4			450	登録団体	2		200	300							
	"	"	"	"	夜間	一般	4	938		900	夜間	一般	2	452	400	400	400
	登録団体	4				450	登録団体	2		200		300					
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100
	登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75		100		100					
	"	下井草会議室	和室		午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100
	登録団体					3			450	登録団体		3		600	800		
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700
	登録団体	4				750	登録団体	2		400		500					
	"	"	"	"	夜間	一般	4	1,564		1,500	夜間	一般	2	754	700	700	700
	登録団体	4				750	登録団体	2		400		500					
"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75		100		100						
西荻区民事務所	上荻窪会議室	洋室		午前	一般	3	821	*	700	午前	一般	3	791	700	700	700	
					登録団体	3			350		登録団体	3		400	500		
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,094	*	800	午後①及び午後②	一般	2	527	400	400	500
	登録団体	4				400	登録団体	2		300		400					
	"	"	"	"	夜間	一般	4	1,094		1,000	夜間	一般	2	527	500	500	500
	登録団体	4				500	登録団体	2		300		400					
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	197	100	100	100
	登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75		100		100					
	"	上井草会議室	洋室1		午前	一般	3	703		700	午前	一般	3	678	600	600	600
	登録団体					3			350	登録団体		3		400	500		
	"	"	"	"	午後	一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400
	登録団体	4				450	登録団体	2		200		300					
	"	"	"	"	夜間	一般	4	938		900	夜間	一般	2	452	400	400	400
	登録団体	4				450	登録団体	2		200		300					
"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100	
登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75		100		100						
"	上井草会議室	洋室2		午前	一般	3	586		500	午前	一般	3	565	500	500	500	
登録団体					3			250	登録団体		3		300	400			
"	"	"	"	午後	一般	4	782		700	午後①及び午後②	一般	2	377	300	300	300	
登録団体	4				350	登録団体	2		200		200						
"	"	"	"	夜間	一般	4	782		700	夜間	一般	2	377	300	300	300	
登録団体	4				350	登録団体	2		200		200						
"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	141	100	100	100	
登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75		100		100						
"	上井草会議室	洋室3		午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100	
登録団体					3			450	登録団体		3		600	800			
"	"	"	"	午後	一般	4	1,564	*	1,200	午後①及び午後②	一般	2	754	600	600	700	
登録団体	4				600	登録団体	2		400		500						
"	"	"	"	夜間	一般	4	1,564		1,500	夜間	一般	2	754	700	700	700	
登録団体	4				750	登録団体	2		400		500						
"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75		100		100						
荻窪区民事務所	天沼会議室	洋室1		午前	一般	3	3,049		3,000	午前	一般	3	2,940	2,900	2,900	2,900	
					登録団体	3			1,500		登録団体	3		1,900	2,400		
	"	"	"	"	午後	一般	4	4,066		4,000	午後①及び午後②	一般	2	1,960	1,900	1,900	1,900
	登録団体	4				2,000	登録団体	2		1,300		1,600					
	"	"	"	"	夜間	一般	4	4,066		4,000	夜間	一般	2	1,960	1,900	1,900	1,900
	登録団体	4				2,000	登録団体	2		1,300		1,600					
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	735	700	700	700
	登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75		500		600					
	"	天沼会議室	洋室2		午前	一般	3	821	*	700	午前	一般	3	791	700	700	700
	登録団体					3			350	登録団体		3		400	500		
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,094	*	800	午後①及び午後②	一般	2	527	400	400	500
	登録団体	4				400	登録団体	2		300		400					
	"	"	"	"	夜間	一般	4	1,094		1,000	夜間	一般	2	527	500	500	500
	登録団体	4				500	登録団体	2		300		400					
"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	197	100	100	100	
登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75		100		100						
"	天沼会議室	和室1		午前	一般	3	821		800	午前	一般	3	791	700	700	700	
登録団体					3			400	登録団体		3		500	600			
"	"	"	"	午後	一般	4	1,094		1,000	午後①及び午後②	一般	2	527	500	500	500	
登録団体	4				500	登録団体	2		300		400						
"	"	"	"	夜間	一般	4	1,094		1,000	夜間	一般	2	527	500	500	500	
登録団体	4				500	登録団体	2		300		400						
"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	197	100	100	100	
登録団体	-				使用料の3割相当	登録団体	0.75		100		100						
"	天沼会議室	和室2		午前	一般	3	821	*	700	午前	一般	3	791	700	700	700	
登録団体					3			350	登録団体		3		400	500			
"	"	"	"	午後	一般	4	1,094		1,000	午後①及び午後②	一般	2	527	500	500	500	
登録団体	4				500	登録団体	2		300		400						

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定									
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)		
荻窪区民事務所	天沼会議室	和室2		夜間	一般	4	1,094		1,000	夜間	一般	2	527	500	500	500		
					登録団体	4			500		登録団体	2		300	400			
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	197	100	100	100	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
	荻窪会議室	洋室			午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500	
						登録団体	3			600		登録団体	3		900	1,200		
	"	"	"	"	午後	一般	4	2,189	*	1,600	午後①及び午後②	一般	2	1,055	800	900	1,000	
						登録団体	4			800		登録団体	2		600	800		
	"	"	"	"	夜間	一般	4	2,189		2,100	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
						登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800		
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200		
	荻窪会議室	和室			午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100	
						登録団体	3			450		登録団体	3		600	800		
		"	"	"	"	午後	一般	4	1,564	*	1,200	午後①及び午後②	一般	2	754	600	600	700
							登録団体	4			600		登録団体	2		400	500	
"		"	"	"	夜間	一般	4	1,564		1,500	夜間	一般	2	754	700	700	700	
						登録団体	4			750		登録団体	2		400	500		
"		"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100		
阿佐谷区民事務所		阿佐谷会議室	洋室1		午前	一般	3	821	*	700	午前	一般	3	791	700	700	700	
						登録団体	3			350		登録団体	3		400	500		
		"	"	"	"	午後	一般	4	1,094		1,000	午後①及び午後②	一般	2	527	500	500	500
							登録団体	4			500		登録団体	2		300	400	
		"	"	"	"	夜間	一般	4	1,094		1,000	夜間	一般	2	527	500	500	500
							登録団体	4			500		登録団体	2		300	400	
		"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	197	100	100	100
							登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
	阿佐谷会議室	洋室2			午前	一般	3	821	*	700	午前	一般	3	791	700	700	700	
						登録団体	3			350		登録団体	3		400	500		
		"	"	"	"	午後	一般	4	1,094		1,000	午後①及び午後②	一般	2	527	500	500	500
							登録団体	4			500		登録団体	2		300	400	
		"	"	"	"	夜間	一般	4	1,094		1,000	夜間	一般	2	527	500	500	500
							登録団体	4			500		登録団体	2		300	400	
		"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	197	100	100	100
							登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
阿佐谷会議室		和室			午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100	
						登録団体	3			450		登録団体	3		600	800		
		"	"	"	"	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700
							登録団体	4			750		登録団体	2		400	500	
		"	"	"	"	夜間	一般	4	1,564		1,500	夜間	一般	2	754	700	700	700
							登録団体	4			750		登録団体	2		400	500	
		"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200
							登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
	成田会議室	洋室			午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100	
						登録団体	3			450		登録団体	3		600	800		
		"	"	"	"	午後	一般	4	1,564	*	1,200	午後①及び午後②	一般	2	754	600	600	700
							登録団体	4			600		登録団体	2		400	500	
		"	"	"	"	夜間	一般	4	1,564		1,500	夜間	一般	2	754	700	700	700
							登録団体	4			750		登録団体	2		400	500	
		"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200
							登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
高円寺区民事務所		和田会議室	洋室		午前	一般	3	1,407		1,400	午前	一般	3	1,357	1,300	1,300	1,300	
						登録団体	3			700		登録団体	3		900	1,100		
		"	"	"	"	午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900
							登録団体	4			900		登録団体	2		600	700	
		"	"	"	"	夜間	一般	4	1,876		1,800	夜間	一般	2	904	900	900	900
							登録団体	4			900		登録団体	2		600	700	
		"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300
							登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200	
	堀ノ内松ノ木会議室	和田会議室	和室		午前	一般	3	586		500	午前	一般	3	565	500	500	500	
						登録団体	3			250		登録団体	3		300	400		
		"	"	"	"	午後	一般	4	782		700	午後①及び午後②	一般	2	377	300	300	300
							登録団体	4			350		登録団体	2		200	200	
		"	"	"	"	夜間	一般	4	782		700	夜間	一般	2	377	300	300	300
							登録団体	4			350		登録団体	2		200	200	
		"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	141	100	100	100
							登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
堀ノ内松ノ木会議室		洋室			午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100	
						登録団体	3			450		登録団体	3		600	800		
		"	"	"	"	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700
							登録団体	4			750		登録団体	2		400	500	
		"	"	"	"	夜間	一般	4	1,564		1,500	夜間	一般	2	754	700	700	700
							登録団体	4			750		登録団体	2		400	500	
		"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200
							登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定									
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)		
高円寺区民事務所	堀ノ内松ノ木会議室	和室1		午前	一般	3	586	*	400	午前	一般	3	565	400	400	500		
					登録団体	3			200		登録団体	3			300		400	
					午後	一般	4	782		700	午後①及び午後②	一般	2	377	300	300	300	
						登録団体	4			350		登録団体	2			200		200
					夜間	一般	4	782		700	夜間	一般	2	377	300	300	300	
						登録団体	4			350		登録団体	2			200		200
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	141	100	100	100	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100		100
	堀ノ内松ノ木会議室	和室2			午前	一般	3	469		400	午前	一般	3	452	400	400	400	
						登録団体	3			200		登録団体	3			200		300
						午後	一般	4	625		600	午後①及び午後②	一般	2	301	300	300	300
							登録団体	4			300		登録団体	2			200	
						夜間	一般	4	625		600	夜間	一般	2	301	300	300	300
							登録団体	4			300		登録団体	2			200	
						時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	113	100	100	100
							登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100	
高円寺中央会議室	洋室1			午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100		
					登録団体	3			450		登録団体	3			600		800	
					午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700	
						登録団体	4			750		登録団体	2			400		500
					夜間	一般	4	1,564		1,500	夜間	一般	2	754	700	700	700	
						登録団体	4			750		登録団体	2			400		500
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100		100
高円寺中央会議室	洋室2			午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100		
					登録団体	3			450		登録団体	3			600		800	
					午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700	
						登録団体	4			750		登録団体	2			400		500
					夜間	一般	4	1,564		1,500	夜間	一般	2	754	700	700	700	
						登録団体	4			750		登録団体	2			400		500
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100		100
高円寺中央会議室	和室			午前	一般	3	938	*	700	午前	一般	3	904	700	800	900		
					登録団体	3			350		登録団体	3			500		700	
					午後	一般	4	1,251		1,200	午後①及び午後②	一般	2	603	600	600	600	
						登録団体	4			600		登録団体	2			400		500
					夜間	一般	4	1,251		1,200	夜間	一般	2	603	600	600	600	
						登録団体	4			600		登録団体	2			400		500
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	226	200	200	200	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100		100
	馬橋会議室	洋室1			午前	一般	3	703	*	500	午前	一般	3	678	500	500	600	
						登録団体	3			250		登録団体	3			300		400
						午後	一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400
							登録団体	4			450		登録団体	2			200	
					夜間	一般	4	938		900	夜間	一般	2	452	400	400	400	
						登録団体	4			450		登録団体	2			200		300
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100		100
馬橋会議室	洋室2			午前	一般	3	703	*	500	午前	一般	3	678	500	500	600		
					登録団体	3			250		登録団体	3			300		400	
					午後	一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400	
						登録団体	4			450		登録団体	2			200		300
高円寺区民事務所	馬橋会議室	洋室2		夜間	一般	4	938		900	夜間	一般	2	452	400	400	400		
					登録団体	4			450		登録団体	2			200		300	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100		100
	馬橋会議室	和室			午前	一般	3	821	*	700	午前	一般	3	791	700	700	700	
						登録団体	3			350		登録団体	3			400		500
						午後	一般	4	1,094		1,000	午後①及び午後②	一般	2	527	500	500	500
							登録団体	4			500		登録団体	2			300	
						夜間	一般	4	1,094		1,000	夜間	一般	2	527	500	500	500
							登録団体	4			500		登録団体	2			300	
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	197	100	100	100	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			100		100
高井戸区民事務所	宮前会議室	洋室		午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500		
					登録団体	3			600		登録団体	3			900		1,200	
					午後	一般	4	2,189	*	1,600	午後①及び午後②	一般	2	1,055	800	900	1,000	
						登録団体	4			800		登録団体	2			600		800
					夜間	一般	4	2,189		2,100	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
						登録団体	4			1,050		登録団体	2			600		800
					時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300	
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75			200		200
高井戸会議室	洋室1			午前	一般	3	3,049		3,000	午前	一般	3	2,940	2,900	2,900	2,900		
					登録団体	3			1,500		登録団体	3			1,900		2,400	
					午後	一般	4	4,066		4,000	午後①及び午後②	一般	2	1,960	1,900	1,900	1,900	
						登録団体	4			2,000		登録団体	2			1,300		1,600

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定									
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)		
高井戸区民事務所	高井戸会議室	洋室1		夜間	一般	4	4,066		4,000	夜間	一般	2	1,960	1,900	1,900	1,900		
					登録団体	4			2,000		登録団体	2		1,300	1,600			
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	735	700	700	700	
	"	"	"	"	"	登録団体	-			使用料の3割相当	"	登録団体	0.75		500	600		
	高井戸会議室	洋室2			午前	一般	3	1,642	*	1,200	午前	一般	3	1,583	1,300	1,400	1,500	
						登録団体	3			600		登録団体	3		900	1,200		
	"	"	"	"	午後	一般	4	2,189	*	1,600	午後①及び午後②	一般	2	1,055	800	900	1,000	
	"	"	"	"		登録団体	4			800		登録団体	2		600	800		
	"	"	"	"	夜間	一般	4	2,189		2,100	夜間	一般	2	1,055	1,000	1,000	1,000	
	"	"	"	"		登録団体	4			1,050		登録団体	2		600	800		
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300	
	"	"	"	"	"	登録団体	-			使用料の3割相当	"	登録団体	0.75		200	200		
	高井戸会議室	和室			午前	一般	3	1,055	*	800	午前	一般	3	1,017	800	900	1,000	
						登録団体	3			400		登録団体	3		600	800		
		"	"	"	"	午後	一般	4	1,407	*	900	午後①及び午後②	一般	2	678	500	500	600
		"	"	"	"		登録団体	4			450		登録団体	2		300	400	
"		"	"	"	夜間	一般	4	1,407		1,400	夜間	一般	2	678	600	600	600	
"		"	"	"		登録団体	4			700		登録団体	2		400	500		
"		"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	254	200	200	200	
"		"	"	"	"	登録団体	-			使用料の3割相当	"	登録団体	0.75		100	100		
浜田山会議室	洋室1			午前	一般	3	2,111		2,100	午前	一般	3	2,035	2,000	2,000	2,000		
					登録団体	3			1,050		登録団体	3		1,300	1,600			
	"	"	"	"	午後	一般	4	2,815		2,800	午後①及び午後②	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300	
	"	"	"	"		登録団体	4			1,400		登録団体	2		900	1,100		
	"	"	"	"	夜間	一般	4	2,815		2,800	夜間	一般	2	1,357	1,300	1,300	1,300	
	"	"	"	"		登録団体	4			1,400		登録団体	2		900	1,100		
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	508	500	500	500	
	"	"	"	"	"	登録団体	-			使用料の3割相当	"	登録団体	0.75		300	400		
浜田山会議室	洋室2			午前	一般	3	821		800	午前	一般	3	791	700	700	700		
					登録団体	3			400		登録団体	3		500	600			
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,094		1,000	午後①及び午後②	一般	2	527	500	500	500	
	"	"	"	"		登録団体	4			500		登録団体	2		300	400		
	"	"	"	"	夜間	一般	4	1,094		1,000	夜間	一般	2	527	500	500	500	
	"	"	"	"		登録団体	4			500		登録団体	2		300	400		
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	197	100	100	100	
	"	"	"	"	"	登録団体	-			使用料の3割相当	"	登録団体	0.75		100	100		
浜田山会議室	洋室3			午前	一般	3	703		700	午前	一般	3	678	600	600	600		
					登録団体	3			350		登録団体	3		400	500			
	"	"	"	"	午後	一般	4	938		900	午後①及び午後②	一般	2	452	400	400	400	
	"	"	"	"		登録団体	4			450		登録団体	2		200	300		
	"	"	"	"	夜間	一般	4	938		900	夜間	一般	2	452	400	400	400	
	"	"	"	"		登録団体	4			450		登録団体	2		200	300		
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	169	100	100	100	
	"	"	"	"	"	登録団体	-			使用料の3割相当	"	登録団体	0.75		100	100		
永福和泉区民事務所	方南和泉会議室	洋室1		午前	一般	3	1,407		1,400	午前	一般	3	1,357	1,300	1,300	1,300		
					登録団体	3			700		登録団体	3		900	1,100			
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900	
	"	"	"	"		登録団体	4			900		登録団体	2		600	700		
	"	"	"	"	夜間	一般	4	1,876		1,800	夜間	一般	2	904	900	900	900	
	"	"	"	"		登録団体	4			900		登録団体	2		600	700		
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300	
	"	"	"	"	"	登録団体	-			使用料の3割相当	"	登録団体	0.75		200	200		
方南和泉会議室	洋室2			午前	一般	3	938		900	午前	一般	3	904	900	900	900		
					登録団体	3			450		登録団体	3		600	700			
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,251		1,200	午後①及び午後②	一般	2	603	600	600	600	
	"	"	"	"		登録団体	4			600		登録団体	2		400	500		
	"	"	"	"	夜間	一般	4	1,251		1,200	夜間	一般	2	603	600	600	600	
	"	"	"	"		登録団体	4			600		登録団体	2		400	500		
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	226	200	200	200	
	"	"	"	"	"	登録団体	-			使用料の3割相当	"	登録団体	0.75		100	100		
下高永福会議室	洋室1			午前	一般	3	1,876		1,800	午前	一般	3	1,809	1,800	1,800	1,800		
					登録団体	3			900		登録団体	3		1,200	1,500			
	"	"	"	"	午後	一般	4	2,502		2,500	午後①及び午後②	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200	
	"	"	"	"		登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000		
	"	"	"	"	夜間	一般	4	2,502		2,500	夜間	一般	2	1,206	1,200	1,200	1,200	
	"	"	"	"		登録団体	4			1,250		登録団体	2		800	1,000		
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	452	400	400	400	
	"	"	"	"	"	登録団体	-			使用料の3割相当	"	登録団体	0.75		300	300		

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定												
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)					
永福和泉区民事務所	下高水福会議室	洋室2	午前	一般	3	1,173	*	900	午前	一般	3	1,131	900	1,000	1,100						
				登録団体	3			450		登録団体	3		600	800							
				午後	一般	4	1,564	*		1,200	午後①及び午後②	一般	2	754		600	600	700			
					登録団体	4				600		登録団体	2			400	500				
				夜間	一般	4	1,564			1,500	夜間	一般	2	754		700	700	700			
					登録団体	4				750		登録団体	2			400	500				
			時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200						
				登録団体	-					登録団体	0.75		100	100							
			桜上水会議室	洋室1	午前	一般	3	586	*	400	午前	一般	3	565	400	400	500				
						登録団体	3			200		登録団体	3		300	400					
						午後	一般	4	782			700	午後①及び午後②	一般	2	377		300	300	300	
							登録団体	4				350		登録団体	2			200	200		
						夜間	一般	4	782			700	夜間	一般	2	377		300	300	300	
							登録団体	4				350		登録団体	2			200	200		
			時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	141	100	100	100						
				登録団体	-					登録団体	0.75		100	100							
			桜上水会議室	洋室2	午前	一般	3	586	*	400	午前	一般	3	565	400	400	500				
						登録団体	3			200		登録団体	3		300	400					
午後	一般	4				782		700	午後①及び午後②	一般		2	377	300	300	300					
	登録団体	4						350		登録団体		2		200	200						
夜間	一般	4				782		700	夜間	一般		2	377	300	300	300					
	登録団体	4						350		登録団体		2		200	200						
時間超過	一般	-						延長使用料	一般	0.75	141	100	100	100							
	登録団体	-							登録団体	0.75		100	100								
高円寺障害者交流館	集会室1	洋室			午前	一般	3	2,111		2,100	午前	一般	3	2,035	2,000	2,000	2,000				
						登録団体	3			1,050		登録団体	3		1,300	1,600					
						午後	一般	4	2,815			2,800	午後①及び午後②	一般	2	1,357		1,300	1,300	1,300	
							登録団体	4				1,400		登録団体	2			900	1,100		
			夜間	一般		3	2,111		2,100	夜間		一般	2	1,357	1,300	1,300		1,300			
				登録団体		3			1,050			登録団体	2		1,100	1,200					
			時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	508	500	500	500						
				登録団体	-					登録団体	0.75		300	400							
			集会室2	洋室	午前	一般	3	1,055		1,000	午前	一般	3	1,017	1,000	1,000	1,000				
						登録団体	3			500		登録団体	3		600	800					
						午後	一般	4	1,407			1,400	午後①及び午後②	一般	2	678		600	600	600	
							登録団体	4				700		登録団体	2			400	500		
						夜間	一般	3	1,055			1,000	夜間	一般	2	678		600	600	600	
							登録団体	3				500		登録団体	2			500	500		
			時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	254	200	200	200						
				登録団体	-					登録団体	0.75		100	100							
			会議室	洋室	午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100				
						登録団体	3			550		登録団体	3		700	900					
午後	一般	4				1,564		1,500	午後①及び午後②	一般		2	754	700	700	700					
	登録団体	4						750		登録団体		2		400	500						
夜間	一般	3				1,173		1,100	夜間	一般		2	754	700	700	700					
	登録団体	3						550		登録団体		2		600	600						
時間超過	一般	-						延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200							
	登録団体	-							登録団体	0.75		100	100								
保健医療センター	講堂	洋室			午前	一般	3	2,580		2,500	午前	一般	3	2,488	2,400	2,400	2,400				
						登録団体	3			1,250		登録団体	3		1,600	2,000					
						午後	一般	4	3,440			3,400	午後①及び午後②	一般	2	1,658		1,600	1,600	1,600	
							登録団体	4				1,700		登録団体	2			1,100	1,300		
			夜間	一般		3	2,580		2,500	夜間		一般	2	1,658	1,600	1,600		1,600			
				登録団体		3			1,250			登録団体	2		1,300	1,400					
			時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	622	600	600	600						
				登録団体	-					登録団体	0.75		400	500							
			消費者センター	第1教室	洋室	午前	一般	3	1,642		1,600	午前	一般	3	1,583	1,500	1,500	1,500			
							登録団体	3			800		登録団体	3		1,000	1,200				
							午後	一般	4	2,189			2,100	午後①及び午後②	一般	2	1,055		1,000	1,000	1,000
								登録団体	4				1,050		登録団体	2			600	800	
							夜間	一般	4	2,189			2,100	夜間	一般	2	1,055		1,000	1,000	1,000
								登録団体	4				1,050		登録団体	2			600	800	
						時間超過	一般	-				延長使用料	一般	0.75	395	300	300	300			
							登録団体	-					登録団体	0.75		200	200				
						第2教室	洋室	午前	一般	3	1,407		1,400	午前	一般	3	1,357	1,300	1,300	1,300	
									登録団体	3			700		登録団体	3		900	1,100		
午後	一般	4							1,876		1,800	午後①及び午後②	一般		2	904	900	900	900		
	登録団体	4									900		登録団体		2		600	700			
夜間	一般	4							1,876		1,800	夜間	一般		2	904	900	900	900		
	登録団体	4									900		登録団体		2		600	700			
時間超過	一般	-							延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300						
	登録団体	-								登録団体	0.75		200	200							
第3教室	洋室	午前				一般	3	1,055		1,000	午前	一般	3	1,017	1,000	1,000	1,000				
						登録団体	3			500		登録団体	3		600	800					
			午後	一般	4	1,407		1,400	午後①及び午後②	一般		2	678	600	600	600					
				登録団体	4			700		登録団体		2		400	500						

目的外使用施設使用料一覧

施設名	場所	区別1	区別2	現 行					改 定								
				時間区分	区分	時間	現行使用料 計算額(円)	激変 緩和	現行使用料 (円)	時間区分	区分	時間	改定使用料 計算額(円)	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 改定使用料 (円)	
消費者センター	第3教室	洋室		夜間	一般	4	1,407		1,400	夜間	一般	2	678	600	600	600	
					登録団体	4			700		登録団体	2		400	500		
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	254	200	200	200
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
杉並福祉事務所	第1会議室	洋室		午前	一般	3	1,055		1,000	午前	一般	3	1,017	1,000	1,000	1,000	
					登録団体	3			500		登録団体	3		600	800		
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,407		1,400	午後①及び午後②	一般	2	678	600	600	600
						登録団体	4			700		登録団体	2		400	500	
	"	"	"	"	夜間	一般	4	1,407		1,400	夜間	一般	2	678	600	600	600
						登録団体	4			700		登録団体	2		400	500	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	254	200	200	200
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
	"	"	"	"	午前	一般	3	1,407		1,400	午前	一般	3	1,357	1,300	1,300	1,300
						登録団体	3			700		登録団体	3		900	1,100	
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,876		1,800	午後①及び午後②	一般	2	904	900	900	900
						登録団体	4			900		登録団体	2		600	700	
	"	"	"	"	夜間	一般	4	1,876		1,800	夜間	一般	2	904	900	900	900
						登録団体	4			900		登録団体	2		600	700	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	339	300	300	300
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		200	200	
すぎなみ環境情報館	環境学習室	洋室		午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100	
					登録団体	3			550		登録団体	3		700	900		
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700
						登録団体	4			750		登録団体	2		400	500	
	"	"	"	"	夜間	一般	4	1,564		1,500	夜間	一般	2	754	700	700	700
						登録団体	4			750		登録団体	2		400	500	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	
防災会議室	洋室	洋室		午前	一般	3	1,173		1,100	午前	一般	3	1,131	1,100	1,100	1,100	
					登録団体	3			550		登録団体	3		700	900		
	"	"	"	"	午後	一般	4	1,564		1,500	午後①及び午後②	一般	2	754	700	700	700
						登録団体	4			750		登録団体	2		400	500	
	"	"	"	"	夜間	一般	3	1,173		1,100	夜間	一般	2	754	700	700	700
						登録団体	3			550		登録団体	2		600	600	
	"	"	"	"	時間超過	一般	-			使用料の3割相当	延長使用料	一般	0.75	282	200	200	200
						登録団体	-			使用料の3割相当		登録団体	0.75		100	100	